

平成 29 年度  
包括外部監査報告書

防災・安全に関する  
財務事務の執行について

江東区包括外部監査人  
公認会計士 作本 遠

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

本報告書中の数値の単位未満の端数処理については四捨五入または切捨ての場合がある。また同じく端数処理の関係で、表中の合計額と内訳の合計が一致しない場合がある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等のうち、江東区以外が公表している資料、または監査対象部局から入手した資料以外の数値等を用いたものについては、原則として、その出所を明示している。

江東区が公表している資料、または監査対象部局から入手した資料を用いた数値等については、出所を明示しない場合がある。

3. 指摘事項と意見事項

本報告書では、監査の結論を指摘事項と意見事項に分けて記載する。指摘事項と意見事項の内容は以下のとおりである。

項目	説明
指摘事項	事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に違反していると認められる事項で、改善措置を求めるもの。 不適正、不経済、非効率な会計処理や事態と認められるもので、その種類、程度を総合的に勘案し、改善措置を求めるもの。
意見事項	指摘事項には該当しないが、関係法令、条例、規則、要綱、要領、基準、契約書（仕様書）等（以下「関係法令等」という。）に基づき、より適切な事務事業の執行を求めるもの。 不適正な事態が、関係法令等に起因している場合で、当該法令等に関して、意見・要望し、改善及び見直し等の処理を求めるもの。 経営に係る事業の管理の視点、予算執行の効果、事業の評価、経済性、効率性、有効性の見地から、上記2項目に該当しないものについて、改善及び見直し等を求めるものまたは広く問題を提起するもの。

<b>第1 包括外部監査の概要</b> .....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 監査のテーマ.....	1
3. 外部監査の対象年度.....	1
4. 外部監査の対象部局.....	2
5. 外部監査の契約期間.....	2
6. 外部監査の補助者.....	2
7. 利害関係.....	2
8. 外部監査の基本的な視点.....	2
9. 実施する主な監査手続きの概要.....	3
<b>第2 監査対象の概要</b> .....	4
1. 江東区の防災・安全に関する施策の概要.....	4
2. 江東区の防災・安全に関する組織体制.....	5
3. 監査対象とした事業.....	9
4. 江東区の防災・安全に関する現状と課題.....	11
<b>第3 監査の結果及び意見</b> .....	13
1. 災害に強い都市の形成.....	13
(1) 不燃化特区推進事業(地域整備課).....	13
<意見事項1> 現地相談ステーション運営管理費の委託料の過大.....	15
<意見事項2> 専門家による個別相談会の開催.....	15
<意見事項3> 不燃領域率達成のための一層の努力の必要性.....	16
(2) 水防対策費(河川公園課).....	17
<意見事項4> 水防対策作業委託における条件の明確化.....	17
<意見事項5> 地域気象情報提供業務の委託料の適正性の審査.....	18
<意見事項6> 資材管理表による正確な記帳と定期的な棚卸し.....	18
2. 地域防災力の強化.....	19
(1) 危機管理訓練事業(防災課).....	19
<意見事項7> 参加者人数の測定やアンケート調査等を通じたPDCAサイクルの確立.....	20
<意見事項8> 防災訓練におけるミサイル等に対する対応.....	21
<意見事項9> 近隣地区への広報.....	21
<意見事項10> 一般参加者を意識した広報.....	22
<意見事項11> 適切な数量見積もりと大きな差異が生じた場合の原因分析の必要性.....	23
<指摘事項1> 仕様書における仕様の明確化の必要性.....	23
<指摘事項2> 防災訓練会場設営等業務委託について総価方式による必要性.....	24
(2) 危機管理啓発事業(防災課).....	25
<意見事項12> 起震車の保守に関する特命随意契約.....	26
<指摘事項3> 長期保管が必要な文書の管理.....	26
<意見事項13> 外国語版防災マップの改善.....	27
<意見事項14> PDFファイル及び防災アプリの積極的な活用.....	27
(3) 消火器あっせん事業(防災課).....	28

## 目次

＜意見事項 15＞消火器あっせん事業の継続の妥当性の検討の必要性.....	30
＜意見事項 16＞低い予算執行率の是正の必要性.....	31
＜意見事項 17＞消火器のあっせんにあたっての区民への周知内容の充実化31	
＜意見事項 18＞申込みから受け取りにかかるプロセスの省力化.....	31
(4) 防災会議運営事業(防災課) .....	32
＜意見事項 19＞発言しやすい会議のために会議参加人数の検討.....	33
＜指摘事項 4＞防災会議開催のタイミングの見直し.....	33
＜意見事項 20＞江東区地域防災計画の印刷代の削減.....	34
＜意見事項 21＞江東区地域防災計画の毎年の修正.....	34
＜意見事項 22＞災害時の通訳ボランティア確保.....	35
＜意見事項 23＞交通機関の利用状況に関するデータ .....	35
＜意見事項 24＞生活物資(食料品等)の取扱店舗の現況の更新 .....	35
＜意見事項 25＞減災目標について具体的数値目標の設定.....	37
＜意見事項 26＞実行可能性のある区独自の減災目標の設定 .....	38
＜意見事項 27＞一時滞在施設への誘導方法と不足情報の把握 .....	39
＜意見事項 28＞民間も含めた一時滞在施設のあり方の検討.....	39
＜意見事項 29＞帰宅困難者受入協力事業者確保のためのアピール.....	40
＜意見事項 30＞帰宅困難者への給水体制の検証.....	41
＜意見事項 31＞帰宅困難者対策訓練の必要性 .....	41
＜意見事項 32＞一般事業者等に対する BCP の啓発.....	42
(5) 職員危機管理体制確立事業(防災課) .....	43
＜意見事項 33＞震災編以外に係る BCP 策定 .....	44
＜意見事項 34＞学校避難所運営協力本部連絡会の開催の必要性.....	45
＜意見事項 35＞学校避難所運営協力本部連絡会の区への報告の必要性 ....	45
(6) 消防団育成事業(防災課) .....	46
＜意見事項 36＞消防団に対する補助金の交付対象事業や用途の明確化.....	47
＜意見事項 37＞消防団に対する補助金の交付額の見直しと算定根拠の明確化48	
＜意見事項 38＞消防団の定員不足解消の必要性.....	48
(7) 民間防災組織育成事業(防災課) .....	49
＜意見事項 39＞災害協力隊活動助成金の繰越金.....	52
＜意見事項 40＞災害協力隊活動助成金の交付要綱と実績報告書等提出要領 の不整合 .....	52
＜意見事項 41＞活動していない災害協力隊の活性化.....	53
＜指摘事項 5＞活動していない災害協力隊防災資機材の返還手続き .....	53
＜意見事項 42＞災害協力隊員の高齢化への対策.....	53
＜指摘事項 6＞防火防災協会収支報告書の金額不一致の調査とチェック体制の 確立.....	54
＜意見事項 43＞消防少年団に対する補助金の交付対象について .....	55
＜意見事項 44＞防災士資格取得助成金の交付人数を制限することの妥当性の 検討.....	56
＜意見事項 45＞防災士資格取得者の計画的な確保の必要性 .....	56
＜意見事項 46＞防災士フォローアップ研修の参加率の向上の必要性 .....	57

＜意見事項 47＞避難行動要支援者避難支援活動補助金の交付要綱と提出要領の不整合.....	58
＜意見事項 48＞避難行動要支援者避難支援活動補助金の使途の適正性....	59
＜意見事項 49＞避難行動要支援者避難支援活動補助金の繰越金の繰越理由の適正性 .....	59
(8) 避難行動要支援者名簿の作成(福祉課、防災課) .....	61
＜意見事項 50＞外部提供同意書の発送頻度について .....	64
＜意見事項 51＞災害協力隊の状況に合わせた対応.....	65
(9) 災害対策資機材整備事業(防災課) .....	66
＜意見事項 52＞資機材点検にあたり、帳簿の網羅性の確認を依頼する必要性66	
(10) 防災基金(危機管理課、会計管理室) .....	67
＜意見事項 53＞公金の運用をしている金融機関等の経営状況の報告を行う必要性.....	69
＜指摘事項 7＞公金管理運用委員会において調査・審議を行う必要性 .....	69
＜指摘事項 8＞公金管理計画に従った手続きを行う必要性 .....	69
＜意見事項 54＞全ての金融機関について預入限度額を設ける必要性.....	70
＜意見事項 55＞公金の運用にあたり外部の専門家の助言を受ける必要性....	70
＜意見事項 56＞防災基金の取崩しに備えた柔軟な運用の必要性 .....	70
＜意見事項 57＞防災基金について所管課の積極的な関与の必要性 .....	71
(11) 地区別防災カルテ推進事業(防災課) .....	72
＜意見事項 58＞地区別防災カルテ及び地区別防災計画の作成及びタイムリーな見直し .....	72
＜意見事項 59＞低い予算執行率の是正の必要性.....	73
(12) 小災害り災者応急援助事業(防災課).....	74
＜意見事項 60＞低い予算執行率の是正の必要性.....	75
(13) 備蓄物資整備事業(防災課) .....	76
＜指摘事項 9＞生活必需品及び資機材関連の備蓄計画の立案の必要性.....	83
＜意見事項 61＞地域の実情に配慮した備蓄計画の作成の必要性.....	84
＜意見事項 62＞倉庫単位での備蓄物資一覧表の作成の必要性.....	84
＜指摘事項 10＞備蓄物資一覧表の記載誤り防止の必要性.....	84
＜意見事項 63＞防災倉庫及び備蓄倉庫等の鍵の管理基準の明確化.....	85
＜指摘事項 11＞出庫記録の管理不備について.....	85
＜指摘事項 12＞備蓄物資一覧表の記載不備について .....	86
＜意見事項 64＞同一用途の備蓄物資の同一場所での配備の必要性.....	86
＜指摘事項 13＞倉庫入口を塞ぐ障害物の除去の必要性.....	86
＜意見事項 65＞各倉庫の整理整頓の必要性.....	87
＜指摘事項 14＞在庫一覧表と在庫数の不一致及び在庫の記載漏れの防止の必要性.....	88
＜意見事項 66＞運搬用の脚立や台車の管理.....	91
＜意見事項 67＞同一施設の倉庫間における物資の移動について.....	91
＜意見事項 68＞消費期限切れや劣化した備蓄品の払い出し管理の必要性..	92
＜意見事項 69＞生活必需品及び資機材の保管状況について .....	92

<意見事項 70>期限切れ間近の食料品の管理の必要性 .....	93
<指摘事項 15>都からの寄託物資の管理の必要性.....	94
<意見事項 71>備蓄物資の定期棚卸の必要性 .....	94
<意見事項 72>備蓄物資以外の在庫について.....	95
(14) 小中学校及び幼稚園等の災害用備蓄(放課後支援課、教育委員会事務局庶務課).....	98
<指摘事項 16>防災課から学童クラブへの備蓄食料の確実な移動.....	99
<意見事項 73>指定管理者及び受託者が運営する学童クラブへの水支給の取り決めの明文化.....	100
<意見事項 74>備蓄の定期的な棚卸しの必要性.....	100
<意見事項 75>防災課の備蓄倉庫と学校備蓄倉庫の区分の必要性.....	100
<意見事項 76>備蓄量の妥当性.....	101
(15) 保育園の備蓄(保育課) .....	103
<意見事項 77>江東区帰宅困難者対策費補助金と施設強化推進費加算 ...	105
<意見事項 78>定期的な棚卸し.....	105
(16) ペットの防災対策(防災課、保健所生活衛生課) .....	106
<意見事項 79>ペットとの同行避難訓練の必要性 .....	107
<意見事項 80>ペットの数量把握の必要性 .....	107
<意見事項 81>飼い主に対する啓発.....	108
<b>3. 事故や犯罪のないまちづくり.....</b>	<b>109</b>
(1) 江東区防犯カメラ整備事業補助金(危機管理課) .....	109
<意見事項 82>街頭防犯カメラの設置にかかる費用負担軽減化の周知の徹底	110
<意見事項 83>街頭防犯カメラの設置率の低さの原因解明 .....	110
<意見事項 84>目標達成の時期と測定可能な達成指標の設定.....	111
(2) 自動通話録音機設置促進事業(危機管理課) .....	112
<意見事項 85>自動通話録音機設置促進事業の効果の測定 .....	113
<意見事項 86>自動通話録音機の柔軟な貸与.....	114
(3) 江東区地域安全のつどい(危機管理課) .....	115
<意見事項 87>江東区地域安全のつどいの周知.....	115
<意見事項 88>事業報告書の入手と事業の効果の検証.....	115
(4) 地域住民による防犯パトロールの強化(危機管理課) .....	116
<意見事項 89>防犯パトロール団体の増加と更なる活性化のための施策 ...	117
(5) 区報紙面上での防犯広報(危機管理課) .....	119
<意見事項 90>区報掲載の頻度と内容の充実 .....	119
<意見事項 91>防犯のための広報活動としての動画の積極的な活用.....	119
(6) 学校安全対策事業(教育委員会事務局庶務課) .....	121
<意見事項 92>小学校通学路防犯カメラの定期的な点検について.....	122

## 第1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項及び江東区外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

### 2. 監査のテーマ

#### (1) 選定した監査テーマ

防災・安全に関する財務事務の執行について

#### (2) 監査テーマを選定した理由

災害基本対策法は国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、国及び地方公共団体等に対し、総合的かつ計画的な防災行政を整備及び推進することを求めている。

江東区は荒川、隅田川と東京湾に囲まれ、その内部に 18 の河川と 11 の運河が流れ、深川地区や城東地区は東京湾の満潮面よりも地盤が高い地区が少なく、多くの埋立地域や木造住宅密集地域、高層住宅等を有しているため、従来より区民の防災を中心とする生活安全に対する関心は高い。

このような状況下において、平成 23 年 3 月の東日本大震災では江東区でも一部地域において液状化や火災、民間工場での死亡事故が発生した。また、平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨での鬼怒川の決壊は区民の防災・安全に関する意識をより一層高めることとなった。

江東区は平成 24 年 4 月に公表された東京都の東京湾北部地震の被害想定に基づき、新たな減災目標を定め、防災対策を推進している。減災の取組にあたっては、行政機関のみならず、地域の様々な主体による防災対策への積極的な参加を促進し、区民の「自助」「共助」の意識を高め、災害協力隊、消防団等の地域防災力の向上を図るとし、10 年以内に達成することを目標としている。

以上のことから、防災に関する現状の各施策のあり方や組織体制について、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から検討することは江東区の将来の区政運営にとって有用であると判断し、平成 29 年度の監査テーマとして選定した。

### 3. 外部監査の対象年度

平成 28 年度の執行分

必要に応じて平成 27 年度以前または平成 29 年度の執行分を含む。

#### 4. 外部監査の対象部局

総務部、会計管理室、都市整備部、土木部、福祉部、教育委員会、こども未来部、環境清掃部、保健所

#### 5. 外部監査の契約期間

平成 29 年 7 月 6 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

#### 6. 外部監査の補助者

区分	氏名	資格等
1 括外部監査人	作本 遠	公認会計士
2 補助者	金子 良太	公認会計士・学識経験者
3 補助者	志目 健二	公認会計士
4 補助者	田中 省三	公認会計士
5 補助者	中嶋 寿康	公認会計士
6 補助者	東山 豊樹	公認会計士
7 補助者	古山 正文	公認会計士
8 補助者	大和 寿子	公認会計士

#### 7. 利害関係

外部監査の対象としたテーマにつき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

#### 8. 外部監査の基本的な視点

##### (1) 合規性

事業に係る財務事務の執行や手続き等が、関連する法律・条例・規則等に準拠しているかどうか、あるいは社会通念上著しく適性を欠き不当と判断される事項はないか検証する。

##### (2) 有効性

事業の成果が十分に発揮されているかどうか検証する。区が事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックし、PDCA サイクルが運用されているかどうかも重要である。

##### (3) 経済性・効率性

最小の経費で最大の効果を上げる観点から、事業を効率的に実施することによりコストの削減とサービスの向上が達成されているかどうか、つまり費用対効果が向上しているかどうかを検証する。

## 9. 実施する主な監査手続きの概要

### (1) 監査の対象

部局	備考
総務部	防災課等の防災・安全に関する事業
会計管理室	防災基金を中心とする基金の運用
都市整備部	建築調整課等の安全なまちづくりに関する事業
土木部	河川公園課等の水害対策に関する事業
福祉部	要配慮者の安全な避難に関する事業
教育委員会	児童生徒の防災・安全に関する事業
こども未来部	未就学児の防災・安全に関する事業
環境清掃部	被災ごみ・し尿の処理
保健所	災害時医療救護、ペットの扱い

### (2) 実施した主な監査手続き

#### ① 総括的な管理及び運用状況の把握

監査対象となっている部局の所管課より、防災・安全に対する事業及び予算の概要についてヒアリングを行うことにより、業務の内容を理解した。

#### ②各課における管理及び運用状況の把握

- 1) 江東区が平成 28 年度に歳入・歳出した防災関連事業の概要を入手した。
- 2) 防災・安全に関連する法令、要綱等、資料を閲覧、内容を分析し、必要に応じて質問を行い検討した。
- 3) 予算執行に関連する一連の書類を閲覧し、契約書の締結、事業の実施、モニタリング、清算事務等の各過程において合规性、有効性、効率性及び経済性が確保されているかどうか検討した。
- 4) 監査対象部署に対してヒアリング及び調査・分析等を行った。
- 5) 以下のとおり視察調査を行った。

視察場所	視察内容	備考
防災倉庫	倉庫現況	4か所
備蓄倉庫	倉庫現況	3か所
備蓄倉庫・資機材格納庫(学校)	倉庫現況	8か所
学校防災備蓄倉庫(教育委員会)	倉庫現況	2か所
医療用資機材(防災倉庫内)	倉庫現況	1か所
亀戸水防倉庫	倉庫現況	1か所
東砂水防用土砂置場	現況	1か所
江東区役所水防用土のう置場	現況	1か所
地域防災訓練	訓練状況	1か所
江東区民まつり	普及啓発状況	1か所

## 第2 監査対象の概要

### 1. 江東区の防災・安全に関する施策の概要

#### (1) 江東区基本構想における位置付け

平成21年3月に策定された江東区基本構想は、江東区の将来像を定め、今後のまちづくりの基本的な指針となるものである。江東区基本構想は概ね今後20年を展望した江東区の姿を「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」として将来像に定めたほか、その実現を図るため、以下のとおり、施策の大綱を定めている。

- ① 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち
- ② 未来を担うこどもを育むまち
- ③ 区民の力で築く元気に輝くまち
- ④ とともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち
- ⑤ 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

このうち、⑤「住みよさを実感できる世界に誇れるまち」を具体化した、目指すべき江東区の姿として、以下のとおり定められている。

災害に強く、犯罪や交通事故のない地域社会の実現により、誰もが安全で安心して住み続けることができます。

また、上記に対し、目指すべき江東区の姿に向かって、区は以下のとおり施策を行っている。

#### 安全で安心なまちの実現

- 公共施設や区内建築物の地震対策や高潮対策・都市型水害対策を推進し、災害に強いまちをつくります。
- 防災意識の向上と地域防災活動の活性化を図るとともに、災害時の情報提供や避難所の確保、救助物資の拡充など大規模災害に備えた防災対策を推進します。
- 区民の防犯意識を向上させるとともに、地域の自主的な防犯活動を支援し、安全で安心して暮らせるまちを実現します。

よって、防災・安全に関する事業は江東区基本構想の一部を構成する、重要な事業である。

## 2. 江東区の防災・安全に関する組織体制

### (1) 平常時の体制

江東区組織規則及び江東区教育委員会事務局処務規則によると、平成 28 年 4 月 1 日現在の江東区の防災・安全に関する組織体制は以下のとおりである。

総務部	危機管理課	危機管理係	1 危機管理の総合調整及び対策に関すること。	
			2 国民保護法制に関すること。	
			3 防災無線等情報通信設備に関すること。	
			4 災害弔慰金に関すること。	
			5 生活安全に関すること。	
			6 危機管理室の庶務に関すること。	
	防災課	防災計画係	1 防災会議に関すること。	
			2 地域防災計画の総合調整に関すること。	
			3 防災に係る計画等の策定に関すること。	
			4 災害対策本部に関すること。	
			5 課内他の係に属しないこと。	
		災害対策係	1 防災意識の普及啓発に関すること。	
			2 区民の防災組織に関すること。	
			3 災害応急救助に関すること。	
福祉部	福祉課	福祉管理係	4 災害援護資金の貸付けに関すること。	
			5 災害時要配慮者の避難行動支援に関すること。	
	子育て未来部	保育課	保育管理係	2 区立保育所の管理に関すること(改築及び大規模改修を除く。)
				3 課内他の係に属しないこと。
		保育課	保育支援係	1 こどものための教育・保育給付(幼稚園等に係るものを除く。)に関すること。
				2 認可外保育施設の運営費等に関すること。
	清掃部	清掃リサイクル課	清掃リサイクル係	1 清掃事業の総合調整に関すること。
	都市整備部	建築調整課	建築防災係	4 建築防災に関すること。
		5 江東区耐震改修促進事業に関すること。		
	土木部	地域整備課	不燃化推進係	1 不燃化推進事業に関すること。
河川公園課		工務係	1 課の庶務に関すること。	
教育委員会	庶務課		教育政策調整係	2 水防計画に関すること。
		9 区立学校等の学校安全等に関すること。		
	放課後支援課	育成係	1 児童館及び児童会館(補助執行)に関すること。	
			2 学童クラブ事業(補助執行)に関すること。	
放課後支援課	支援係	1 江東きっずクラブ事業(補助執行)に関すること。		
		2 放課後子ども教室に関すること。		

## 第 2 監査対象の概要

### (2) 災害時の体制

#### ① 江東区職員の非常配備態勢

非常配備態勢区分	災害状況等	職員の参集
第 1 非常配備態勢	概ね 24 時間後の災害が発生する恐れがある場合	全職員の 15~20%
第 2 非常配備態勢	概ね 12 時間後の災害が発生する恐れがある場合	全職員の 20~30%
第 3 非常配備態勢	事態が切迫し、区内数地域で災害発生が予想、または発生	全職員の 30~50%
第 4 非常配備態勢	災害が拡大し、第 3 非常配備態勢では対処できない場合 休日や夜間などの勤務時間外に震度 5 強以上の地震が発生した場合に執る態勢	全員が参集

#### ② 災害時における区の防災関係機関業務大綱

機関の名称	事務または業務の大綱
政策経営部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の特命事項に関すること。</li> <li>2 災害対策関係予算に関すること。</li> <li>3 災害復旧計画に関すること。</li> <li>4 災害時における広報及び広聴に関すること。</li> <li>5 情報収集及び報道機関との連絡に関すること。</li> </ol>
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室の庶務及び部長会議の運営に関すること。</li> <li>2 職員の動員、服務及び給与に関すること。</li> <li>3 本部指令の伝達に関すること。</li> <li>4 救助物資、車両、資材、労力等の調達及び管理に関すること。</li> <li>5 庁舎及び区有施設の被害状況調査、報告及び応急修理に関すること。</li> <li>6 無線通信に関すること。</li> <li>7 災害の記録に関すること。</li> <li>8 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。</li> <li>9 他の部に属しないこと。</li> </ol>
地域振興部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金及び義援物資の受領及び配付に関すること。</li> <li>2 商工業等の災害対策に関すること。</li> <li>3 救助物資の調達への協力に関すること。</li> <li>4 災害時の外国人対策に関すること。</li> <li>5 避難所の設営及び管理運営に関すること。</li> </ol>

## 第 2 監査対象の概要

機関の名称	事務または業務の大綱
区民部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災住宅等の被害認定に係る調査及び報告に関する事。</li> <li>2 被災証明書の交付に関する事。</li> <li>3 避難場所及び避難所への避難誘導に関する事。</li> <li>4 遺体の収容及び管理等への協力に関する事。</li> <li>5 救助物資等の輸送に関する事。</li> <li>6 応急給水活動の実施に関する事。</li> </ol>
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般ボランティアの受入れ及び配置に関する事。</li> <li>2 災害援護資金の貸付けに関する事。</li> <li>3 災害時の要配慮者(高齢者、障害者等をいう。)対策に関する事。</li> <li>4 被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)の申請等に関する事。</li> <li>5 避難所の設営及び管理運営への協力に関する事。</li> <li>6 1 から 5 までに掲げるもののほか、他の部に属しない救助及び保護に関する事。</li> </ol>
生活支援部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の設営及び管理運営に関する事。</li> <li>2 避難所運営の活動統制に関する事。</li> <li>3 被災保護世帯の調査及び援護に関する事。</li> <li>4 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関する事。</li> </ol>
健康部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護本部の設置及び運営に関する事。</li> <li>2 医師会、医療機関、日本赤十字社等との連携に関する事。</li> <li>3 医療救護所等の設置及び管理運営に関する事。</li> <li>4 医薬品等の調達に関する事。</li> <li>5 被災地域及び被災者の保健衛生に関する事。</li> <li>6 医療救護の指導及び調整に関する事。</li> <li>7 医療ボランティアの受入れ及び配置に関する事。</li> <li>8 遺体収容所等の設置及び管理運営に関する事。</li> <li>9 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関する事。</li> </ol>
こども未来部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の乳幼児対策に関する事。</li> <li>2 被災園児の救護及び応急保育に関する事。</li> <li>3 応急保育の実施計画に関する事。</li> <li>4 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関する事。</li> <li>5 避難所の設営及び管理運営への協力に関する事。</li> </ol>
環境清掃部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の環境関係機関との連絡調整等に関する事。</li> <li>2 ごみの処理に関する事</li> <li>3 し尿の収集等に関する事。</li> <li>4 災害廃棄物等の処理等に関する事。</li> <li>5 避難所の設営及び管理運営への協力に関する事。</li> </ol>

## 第 2 監査対象の概要

機関の名称	事務または業務の大綱
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"><li>1 被災住宅等の被害認定に係る調査及び報告に関すること。</li><li>2 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。</li><li>3 被災住宅の応急修理に関すること。</li><li>4 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。</li></ol>
土木部	<ol style="list-style-type: none"><li>1 土木施設の被害状況調査及び報告に関すること。</li><li>2 水防活動及び排水に関すること。</li><li>3 堤防、道路、橋梁等の点検、整備及び復旧に関すること。</li><li>4 障害物及び汚泥の除去に関すること。</li><li>5 災害跡地の整理に関すること。</li><li>6 遺体の搬送及び収容等に関すること。</li></ol>
教育委員会 事務局	<ol style="list-style-type: none"><li>1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。</li><li>2 被災校の給食及び保健衛生の指導に関すること。</li><li>3 被災児童及び生徒に対する学用品等の給与に関すること。</li><li>4 区教育施設の被害状況調査、報告及び応急修理に関すること。</li><li>5 避難所の設営及び管理運営に関すること。</li><li>6 区立図書館の管理運営に関すること</li></ol>

### 3. 監査対象とした事業

「江東区長期計画の展開 2017」では、主要事業として 58 事業(主要ハード事業:39 事業、主要ソフト事業:19 事業)を選定・掲載している。

監査の実施にあたっては、安全で安心なまちの実現に関する主要事業のうち、以下の三つの施策から区民サービスに直接係る事務事業と、防災・安全を主要な事業としていない福祉部、こども未来部及び教育委員会についても監査対象とした。

施策 32 災害に強い都市の形成

施策 33 地域防災力の強化

施策 34 事故や犯罪のない街づくり

#### 監査対象事業一覧

施策	事務事業名	平成 28 年度 予算額(千円)
災害に強い都市の形成		
	耐震・不燃化の促進	
	民間建築物等耐震促進事業	1,207,574
	細街路拡幅整備事業	107,540
	不燃化特区推進事業	18,605
	耐震・不燃化推進事業	32,000
水害対策の推進		
	水防対策事業	16,041
	高潮対策事業	110
災害時における救護体制の整備		
	防災・備蓄倉庫維持管理事業	158,356
	江東区中央防災倉庫整備事業	0
地域防災力の強化		
	防災意識の醸成	
	危機管理訓練事業	17,477
	危機管理啓発事業	8,548
災害時における地域救助・救護体制の整備		
	地域防災会議運営事業	
	消防団育成事業	9,389
	民間防災組織育成事業	52,549
	災害対策資機材整備事業	11,148
	消火器整備事業	14,310
	防災基金積立金	2,487

## 第 2 監査対象の概要

	地域別防災カルテ推進事業	4,338
	災害救助活動事業	855
	小災害り災者応急救助事業	2,000
	災害弔慰金支給事業	5,000
	災害援護資金貸付事業	3,200
	避難行動支援事業	489
	災害時の避難所等における環境整備	
	災害情報通信設備維持管理事業	40,730
	災害情報通信設備整備事業	47,902
	備蓄物資整備事業	63,263
	ヘリサイン設置事業	1,950
	事故や犯罪のないまちづくり	
	地域防犯力の強化と防犯環境の整備	
	生活安全対策事業	110,100

なお、表中の予算額は「江東区長期計画の展開 2017」に記載された平成 28 年度予算額であり、所属別事業別歳出一覧表の予算額とは異なる。

### 4. 江東区の防災・安全に関する現状と課題

平成 29 年 3 月に公表された「江東区長期計画の展開 2017」に記載されている、江東区の防災・安全に関する現状と課題は以下のとおりである。

#### (1) 災害に強いまちづくり

- 民間建築物の耐震化については、耐震診断の申請件数はあるが、耐震改修工事は、資金不足や分譲マンションの管理組合員の合意形成の難しさから申請が伸び悩んでいる。
- 細街路拡幅整備の整備延長は推移しており、耐震改修工事においても細街路拡幅整備をPRしている。
- 臨海部を中心とした人口の急増によって地区バランスが大きく変動する中、東日本大震災により明らかになったニーズや東京都の被害想定を考慮し、実態に則した備蓄物資等の配備体制の構築が必要である。なお、平成 27 年度に新たに三つの防災倉庫が完成したことにより備蓄物資や資機材等の保管場所は増加したものの、人口増加が続いているため備蓄物資や資機材等の保管場所の確保は今後も必要である。また、区外からの救援物資等の集配所としての機能を持つターミナル型防災倉庫の必要性が高まったため、江東区中央防災倉庫の整備を進め、平成 27 年度に完成した。
- 北砂三・四・五丁目地区においては、目標である不燃領域率 70%を達成するため、平成 26・27 年度においては、新防火地域・防災再開発促進地区の指定、老朽建築物の適正管理条例の施行、老朽建築物の除却や戸建て建て替え促進助成、約 2,200 件の戸別訪問、現地相談ステーションの運営を行い、助成対象となる建築物の確認件数は着実に伸びている状況である。また、今後の道路・公園等のハード整備を見据えた地区計画を策定するため、平成 28 年 1 月に UR 都市機構とまちづくりの基本協定を締結した。今後は、現状の施策に加え、UR 都市機構を積極的に活用し区民の要望に応えるための総合的な施策を進めていく必要がある。

#### (2) 地域防災力の強化

- 東日本大震災の発生以降、国・都などの各主体においては、その教訓等を踏まえる形で各種計画・マニュアル類の策定・修正を繰り返し実施しており、本区においてもこれらの動向を踏まえながら江東区地域防災計画の修正、震災復興関連条例の制定、各種マニュアル類の策定や修正等を随時行っている。
- 平成 24 年度・25 年度の二度にわたる災害対策基本法の改正に伴い、自治体をはじめ各防災関係機関では、新たな計画下での体制整備を推進している。特に、法改正によって明文化された避難行動要支援者名簿について、本区では平成 26 年度に作成し、当名簿に基づく避難支援体制の強化に向け、災害協力隊等の地域団体による要支援者に対する訪問調査の実施を推進している。避難行動要支援者名簿の交付隊数及び避難行動要支援者調査票の作成・更新件数も年々増加しているが、今後も区内全域における取り組みの定着を図っていくこと必要である。
- 自主防災組織（災害協力隊）の母体となる町会や自治会活動が高齢化やライフスタイルの多様化などの要因により担い手が不足し、停滞傾向にある反面、東日本大震災での教

## 第 2 監査対象の概要

---

訓から、自助・共助の果たす役割の重要性が改めてクローズアップされており、共助力の源である地域コミュニティの活性化が課題となっている。平成 25 年度から、区立小中学校（拠点避難所）を中心とした地域連携体制の強化を目的として、学校・区・災害協力隊等で構成する「学校避難所運営協力本部連絡会」も 3 年目となり、災害時の体制を平常時から検討し、取り組んでいることで、地域の実情に即したものとなってきた。今後は、取り組み内容を実践できるような訓練を企画・立案し、実行・検証することで具体的なイメージを持ち、災害時の円滑な活動に結びつけていくことが重要である。

●国内外で地震等の災害が多数発生しており、その都度、区民の防災意識は高まりを見せ、防災・減災に向けた行政の取り組みに対し絶えず改善が求められている。本区においても、災害に脆弱な地勢や人口が 50 万人を超えるなど環境変化も踏まえながら、対策の一層の充実を図っていかねばならない。

### (3) 事故や犯罪のないまちづくり

●区内刑法犯認知件数は減少傾向にあり、区民の防犯に対する意識の向上から、防犯パトロール団体の登録も順調に増加している。新規団体設立の働きかけだけでなく、活動しているパトロール団体に対しても、区から迅速・具体的な情報発信などを行い、活動の活性化への支援が求められる。

●東京都の補助事業を活用した、町会・自治会・商店街への防犯カメラ設置費補助金による区内の防犯カメラの稼働台数は、平成 24 年 3 月末の 5 地区 85 台から、平成 27 年 3 月末で 36 地区 372 台に大きく増加した。

●高齢者人口の増加などにより、「振込詐欺」など高齢者を狙った犯罪被害防止対策が必要である。

## 第3 監査の結果及び意見

### 1. 災害に強い都市の形成

#### (1) 不燃化特区推進事業(地域整備課)

##### ① 事業の概要

##### 1) 事業の目的、内容及び成果

平成 24 年に東京都が実施した木造地域不燃化 10 年プロジェクトにおける不燃化特定整備地区(以下、「不燃化特区」という。)制度に基づき、都から不燃化特区に指定された「北砂三・四・五丁目地区」について、区は建築物の不燃化建替えの促進等により、平成 32 年度までに市街地の燃え広がりにくさを表す指標である不燃領域率 70%達成を目指すとともに、居住環境の改善を図っている。事業の実施期間は平成 26 年 7 月 1 日から平成 33 年 3 月末日を予定している。

##### 不燃化特区推進事業における主な取り組み

区分	事業	内容
積極的働きかけ	不燃化相談ステーションの運営	不燃化相談ステーションを運営し、現地相談員が除却・建替え等の相談に対応
	戸別訪問	木造及び防火造の建築物の所有者を対象に実施
	相談会の開催	専門家による個別相談
建替え等の促進	不燃化建替えの促進	区が認定した建築物の建替え、老朽建築物の除却、共同化による建替えの際の助成
	老朽建築物の除却	
	共同化の促進	
防災まちづくり	まちづくり協議会の運営支援	北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会の運営を支援
	防災性の向上	小規模公園の整備、行き止まり道路の解消、未接道敷地の解消

##### 2) 事業費

##### 過去 3 年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
予算額(千円)	117,973	149,101	143,737	
決算額(千円)	102,229	140,680	138,305	
執行率(%)	86.7	94.4	96.2	
財源(千円)				
内訳	国	20,344	38,087	25,196
	都	33,367	51,218	55,479
	区	48,518	51,375	57,630

### 第 3 監査の結果及び意見

#### 主な事業費の内訳

費目	平成 28 年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	2,658	謝礼金
需用費	234	消耗品費
役務費	40	郵便料
委託料	65,167	業務委託費
使用料及び賃借料	19	駐輪場、駐車場使用料
負担金補助及び交付金	70,185	不燃化特区事業に関する補助金

#### 3) 江東区不燃化特区推進事業現地相談ステーション運営管理・戸別再訪問等委託

江東区不燃化特区推進事業現地相談ステーション運営管理・戸別再訪問等委託は、現地相談ステーションの運営管理費用 9,622 千円と、戸別再訪問等委託費 26,308 千円に分かれており、その内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

項目	現地相談ステーション管理委託	建替え・除却誘導のための個別再訪問の実施	計算方法
(ア) 直接人件費	—	11,087	詳細な内訳により計算
(イ) 直接経費	6,240	—	
直接費計	6,240	11,087	
(ウ) その他原価	—	5,969	(ア) × 35% / (1 - 35%)
(エ) 一般管理費等	2,674	7,310	((ア) + (イ) + (ウ)) × 30% / (1 - 30%)
間接費計	2,674	13,280	
小計	8,910	24,360	
消費税	712	1,948	
合計	9,622	26,308	

#### ② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った

●委託契約について、契約書、仕様書見積書及び業者推薦書等を入手し、内容の検討を行った。

●老朽建物除却 2 件、不燃化建物への建替え 1 件について、一連の資料を閲覧して内容の検討を行った。

2) 関連する契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。

③ 監査の結果及び意見

＜意見事項1＞現地相談ステーション運営管理費の委託料の過大

現地相談ステーションの運営管理費のうち、直接経費の契約額と実際発生額は以下のとおりである。

項目	数量	単価	金額
事務所賃借料	12 か月	160 千円	1,920 千円
事務所警備料	12 か月	10 千円	120 千円
機器賃貸料・印紙代等	—	—	840 千円
事務管理員	12 か月	280 千円	3,360 千円

区では、事務所賃借料及び事務管理員に関する経費等については契約書や当該事務管理員に対する給与明細によって、金額を確認している。このうち事務管理員については、年間 3,360 千円発生するとして平成 28 年度に契約しているが実際発生額は 1,288 千円であり、委託業者からも 2,072 千円の差異が生じているとの報告を受けている。これについて、本来は当該業務内訳の一部変更について、双方で契約変更の協議をするべきところ、委託事業者の報告により仕様書に基づいた業務の中で調整が可能であったため、費用の減額分を仕様書及び内訳書に基づいた業務の範疇で追加指示し、契約額を変更することなく履行を確認し、支払いを行っている。

しかしながら、平成 27 年度より現地相談ステーションの常駐職員である事務管理員が正規職員からアルバイト職員に変更になっているため、区は平成 28 年度の委託契約の締結にあたり、事務管理員の単価については、実態に即して当該アルバイト職員の 12 か月の平均給与をもとに契約額を算定する必要があった。

このため、区は今後委託契約の締結にあたっては直接費の額が実態に合っているかどうかを確かめる必要がある。

＜意見事項2＞専門家による個別相談会の開催

不燃化相談ステーションでは、毎月 2 回予約制で土地家屋等の専門家が個別の相談に応じる相談会を開催している。相談会では弁護士・税理士・建築士・司法書士・土地家屋調査士のうち 3 名が出席しており、相談日に不燃化相談ステーションで待機している。しかしながら 24 回の相談会のうち相談者があったのは 4 名のみであった。20 回は 13 時から 17 時まで 4 時間の間、これらの専門家は何もせずに待機するだけとなり、これに対して区は以下のとおり謝金を支払っている。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談会開催数	46 回	24 回	24 回
相談者数(A)	13 人	9 人	4 人
専門家への謝金(B)	5,152 千円	2,598 千円	2,658 千円
相談者 1 人当たり平均謝金	396 千円	288 千円	664 千円

なお、現地相談ステーションでは、技術員の常駐を取りやめて相談の受付のみを行い、相談員は相談統括スタッフに引き継いで相談者があるときにのみ現地相談ステーションに出向き相談を受ける方法に変更している。よって、専門家による個別相談についても同様の方法を採用するか、相談会の回数を減らす等により、効率的に相談会を開催することが望まれる。

#### <意見事項3>不燃領域率達成のための一層の努力の必要性

平成 28 年度末までの不燃化領域率の推移は以下のとおりである。

区分	平成 23 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
不燃領域率	53.3%	55.5%	56.0%	56.8%

不燃化領域率の平成 28 年度の当初目標は 58.8%であり、実績は 56.8%であるから、2%の乖離がある。これに対し、区は以下の方法により不燃化領域率の向上を図っている。

- これまでの戸別訪問の取りこぼしの開拓（空き家の所有者への連絡等）
- UR による用地取得、従前居住者用住宅の建設
- 道路・広場等の基盤整備等を検討
- さらなる積極的働きかけの推進

しかし、実際には平成 32 年度末時点での不燃領域率は 59.8%になると試算され、不燃領域率 70%程度になるのは平成 39 年度末になる見通しとのことである。

区は、延焼による焼失率を 0%にするためには不燃領域率 70%にする必要があること、それに対する現状は 56.8%にすぎず目標には程遠いことを地域住民に知らせ、不燃領域率の改善に向けて一層の努力をする必要がある。

## (2) 水防対策費(河川公園課)

### ④ 事業の概要

#### 1) 事業の目的、内容及び成果

水防対策費は、台風、集中豪雨及び高潮等による水害を防ぐ態勢を強化するため、堤防施設等の耐震改修や下水道幹線整備の早期実現を目指すものである。また、集中豪雨対策としての雨水貯留・浸透施設の整備を推進するとともに、荒川洪水被害を最小限にとどめるためのハザードマップの充実や、水門・排水場等の適切な維持管理に努めている。

#### 2) 事業費

過去3年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	15,434	19,814	15,971
決算額(千円)	12,135	14,021	9,045
執行率(%)	78.6	70.8	56.6

### ⑤ 実施した監査手続き

- 1) 業務の概要を把握した上で、契約書、見積書等詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。
- 2) 関連する契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。
- 3) 以下の倉庫等について視察した。

視察日	視察場所	視察者
11月9日	亀戸水防倉庫	包括外部監査人及び 補助者1名の計2名
	東砂水防用土砂置場	
	江東区役所水防用土のう置場	

### ⑥ 監査の結果及び意見

#### <意見事項4>水防対策作業委託における条件の明確化

水防対策作業委託は、台風、集中豪雨等の水害に備えた防災対策作業の役務を提供するものである。水防対策作業とは土のう運搬、土のう積、柵清掃、パトロール、土のう製作、障害物除去、倒木処理などの作業をいう。

当該委託契約にあたり、区は江東造園業災害防止連絡会及び江東建設業協会に対し水防活動時における協力会社の推薦依頼を行い、推薦を受けた全ての業者と特命随意契約を締結している。平成28年度に区が契約を締結した協力会社は32社となった。実際に業務を委託した協力会社は9件であり、その内訳は以下のとおりである。

区分	契約事業者数	委託業者数
江東造園業災害防止連絡会	11 事業者	6 事業者
江東建設業協会	21 事業者	3 事業者
合計	32 事業者	9 事業者

このように多くの事業者と契約を締結する理由としては、当該委託業務は水防対策事業に従事する業務であることから夜間や休日に業務を依頼することが多く、協力会社から体制が整っていない等の理由で断わられることが多いためという。

当該契約にあたり、業者推薦書においては、業務の特殊性から契約の相手方は、夜間及び休日にも迅速に対応かつ倒木処理などの道路啓開作業が可能なが必須であるとしている。一方で、区が江東造園業災害防止連絡会及び江東建設業協会に協力会社の推薦を依頼するにあたっては、対象地域と期間のみを定めている。

区は、協力会社の推薦を依頼するにあたっては、その条件として夜間及び休日にも迅速に対応できること及び倒木処理などの道路啓開作業が可能であることと、条件を明確する必要はある。

#### **<意見事項5> 地域気象情報提供業務の委託料の適正性の審査**

区では従来、株式会社ウェザーニューズと地域気象情報提供業務委託に係る特命随意契約を締結している。当該契約は、江東区とその周辺地域の気象について、異常気象による風水害等の災害発生の予測、もしくは災害地域を対象として定量的な降水量予測等情報の提供とともに、配備態勢の支援と防災に関する部署等の連携、その他防災業務全般の支援を提供するものである。

当該委託契約の契約金額は毎年事業者から入手した見積書をそのまま使用しており、平成 21 年より変更されていない。区は、委託業者の見積書が適切かどうか、他の事業者から見積もりを取る等により審査をする必要がある。

#### **<意見事項6> 資材管理表による正確な記帳と定期的な棚卸し**

区では、全ての水防倉庫について平成 28 年 11 月に初めて実地棚卸を実施して以来、その結果に基づいて品目ごとに資材管理表を作成して入出庫を管理している。しかし、土のう袋の入出庫の記録を通査したところ、受入数量から払出数量を控除した残量の計算式に誤りがあり、残量が正確に計算されていない期間があった。区は、資材管理表の作成にあたっては、規則的かつ正確な計算がなされていることを確かめる必要がある。

なお、後日区が調査したところ、当初保管場所順に帳簿を作成していた資材管理表を改めて日付順に並べ直したところ、表計算式にズレが生じたことが原因であり、受入数量と払出数量に誤りはないことが判明した。平成 29 年 12 月 14 日現在資材管理表は適正にされている。

## 2. 地域防災力の強化

### (1) 危機管理訓練事業(防災課)

#### ① 事業の概要

##### 1) 事業の目的、内容及び成果

危機管理訓練事業は、区民の防災意識を高め、災害発生時において初動体制を確立し、適切に行動できるような準備を行うことを目的として、防災訓練を行っている。防災訓練は従来から毎年実施されている東京都立木場公園での総合防災訓練の他、平成 21 年度から始まった地域防災訓練があり、地域防災訓練は、区内 4 か所、つまり深川消防署管内と城東消防署管内をそれぞれ 2 か所巡回して実施している。平成 28 年度における訓練の実施状況は、次のとおりである。

平成 28 年度総合防災訓練の実施状況

地区	場所	日程
	都立木場公園多目的広場	平成 28 年 8 月 28 日
深川消防署管内	深川第二中学校	平成 28 年 9 月 4 日
	有明小学校・有明中学校	平成 28 年 10 月 23 日
城東消防署管内	第二砂町小学校	平成 28 年 11 月 6 日
	第二大島中学校	平成 28 年 11 月 13 日

#### 2) 事業費

過去 3 年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	17,083	17,092	17,477
決算額(千円)	15,544	15,318	15,567
執行率(%)	90. 9%	89. 6%	89. 1%

主な事業費の内訳

費目	平成 28 年度決算額(千円)	主な内容
需用費	2,854	消耗品費・印刷製本費
役務費	130	郵便料・手数料
委託料	12,017	事務・業務委託料
使用料及び賃借料	565	自動車駐車場使用料
合計	15,567	

危機管理訓練事業における事業費は委託料が全体の約 8 割を占める。そのほとんどが総合防災訓練と地域防災訓練の会場設営等業務委託に係る費用である。

② 実施した監査手続き

- 1) 業務の概要を把握した上で必要に応じ担当者へ質問等を行った。
- 2) 防災訓練の事業内容及び防災訓練に関連して締結された外部との契約を中心に契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。
- 3) 地域防災訓練を下記のとおり 1 か所視察した。

地域防災訓練の視察状況

視察日	視察場所	視察者
平成 29 年 9 月 3 日	水神小学校	包括外部監査人と補助者 1 名の計 2 名

③ 監査の結果及び意見

1) 水神小学校での地域防災訓練の概要

現在区では地域防災訓練の実施に先立ち、地域でのポスティングや町内会掲示板へのパンフレットの掲示等を通じて、防災訓練の広報を行っている。

水神小学校の視察においては、町内会、医師会、看護師会、災害協力隊、消防団等の参加が中心で、開催校である水神小学校の小学生でも、参加は PTA 関係者等に限定されているように思われた。

水神小学校での地域防災訓練では、入り口で参加者全員にスタンプラリーのための用紙が配布され、参加者には麺類や区の備蓄食料等が提供された。また、訓練終了時には記念品として防災グッズの入った防災袋が配布された。この他に、起震車体験、消火器による消火体験、江東医師会による AED の操作体験、地元中学校の部活動の生徒による仮設トイレの設営、集合住宅のベランダから隣戸への脱出方法としての壁の蹴破り体験等などの多様な企画があり、災害協力隊の消火隊及び城東消防団による放水訓練も披露された。各種体験の企画には小中学生を中心に一定の参加者がいたが、企画が稼働していない時間帯もあった。

**<意見事項7>参加者人数の測定やアンケート調査等を通じた PDCA サイクルの確立**

防災訓練は、区民の防災意識を高め、災害時に適切に行動できるようにすることを目的としているが、災害の発生していない状況においてその効果が見えにくく、費用対効果の検証が難しい。しかし、限られた費用や時間、施設の中でその効果を最大化するために PDCA サイクルを確立する必要がある。防災訓練の効果としてはより多くの区民が参加すること、参加者の防災意識が向上することがあげられるが、訓練の参加者人数の把握や参加者に対するアンケート調査等が行われていなかった。よって、参加者人数を把握し、参加者の防災意識の向上や次年度以降の訓練方法の改善のため参加者に対するアンケート調査等を実施することが必要である。

防災訓練の会場入り口では、一人ひとりにスタンプラリーの用紙が配布されることから、残った用紙を数えることにより参加者数を逆算することができる。また、アンケートについては会場の入り口は、アンケートに回答するためのテーブルや筆記用具を用意する十分なスペースがあるため、回答しやすく質問項目を限定したうえで自由記述欄を加えたアンケート

を作成し回答を依頼することが考えられる。スタンプラリーの用紙や記念品等と合わせることで、アンケートの回収率を上げることもできるであろう。特に、地域防災訓練の参加者は町内会やPTA関係者等、地域の防災活動に関係のある住民が多いことから、アンケートを実施しやすい環境にあると思われた。

また、訓練会場では区内消防団や江東医師会による応急処置や蘇生等の啓発活動を行っていた。これらの者の防災意識は高いものと考えられ、彼らからの意見や提案は今後の取り組みの重要な基礎となりうる。

アンケートを取ることで彼らの参加意識や当事者意識の向上を図る効果も期待でき、アンケート調査の実施と調査結果の検討や、それをもとにした次年度への反映により、防災訓練へのPDCAサイクルを積み上げることができると思う。

なお、視察した水神小学校ではアンケートが行われていなかったものの、木場公園の防災訓練では関係機関を対象に、また平成29年度においては第二南砂中学校の防災訓練で災害協力隊を対象にアンケートが実施された。今後、より対象を広げたさらなるPDCAサイクルの進化が求められる。

#### <意見事項8> 防災訓練におけるミサイル等に対する対応

水神小学校での防災訓練は平成29年9月3日に実施されたが、8月26日に朝鮮民主主義人民共和国からミサイルまたはロケットが複数発射され、8月29日には弾道ミサイルが発射され、国内でJアラートが使用されるなどの事案が発生した。しかし、地域防災訓練は、防災課が企画し、主として地震等自然災害を中心とするもので、ミサイルやJアラートなどに関連しては、啓発チラシの配布はおこなっていたものの、具体的な言及はなかった。テロやミサイルへの対応は、危機管理課の所管であるが、自然災害同様に区民の安全・安心を脅かすものであることには変わらない。

事前準備もあることから防災訓練プログラムの大きな変更は難しいが、例えばミサイルに対する区民の関心や危機意識が強い時期であることを踏まえ、臨機応変な対応も検討できるのではないかと考える。

#### 2) 地域防災訓練における広報

防災訓練の広報は、一般区民を中心に、より多くの参加者を集められるような手段が必要である。とりわけ、地域防災訓練では一般区民の参加率を向上させるためには、①広報の範囲を広げることと②参加したくなるような広報を行うことの、少なくとも二つの方策が必要である。

#### <意見事項9> 近隣地区への広報

地域防災訓練が実施された水神小学校の住所は亀戸5丁目であるが、亀戸4丁目寄りの地点に位置している。しかし、今回の防災訓練において亀戸5丁目町会の掲示板には水神小学校での防災訓練の案内が掲示されていたものの、水神小学校からわずか200メートル程度のところにある亀戸4丁目町会の掲示板には掲示がなく、亀戸4丁目町会は防災訓練に参加してはいなかった。

地域防災訓練は年に 4 か所の実施であることから、近隣で数年以内に地域防災訓練が実施される可能性は高くない。そこで、地域防災訓練の実施にあたっては、近隣地区の町内会や自治会に対しても地域防災訓練の周知と参加の呼びかけを行う等、より積極的な広報を行うことが求められる。

#### <意見事項10>一般参加者を意識した広報

水神小学校での防災訓練では、区民まつりでは長蛇の列ができるような起震車等の体験型の企画が多く、参加記念品として防災用品は区の備蓄食料が配布されていた。一方で、町内会に掲示されていたポスターは、避難所運営本部模擬会議の写真と共に「冷麦のサービスあります」と記載されているだけであった。避難所運営本部模擬会議は会議に参加する関係者にとっては重要な訓練であるが、一般区民の防災訓練への参加意欲を高めるものではなく、水神小学校を視察した際にも一般参加者の見学者は少なく見えた。

町内会掲示板に掲載するポスターに限らず、地域防災訓練の広報は当初から参加を予定している災害協力隊等の関係者よりも、訓練の開催を知らない人や参加を迷っている人を対象に行うことで効果が高くなるため、このような人々を意識した広報を行う必要がある。

防災訓練は区民まつり等の企画とは異なり一般区民には敷居が高いイメージがあるが、一般参加者向けの起震車等の各種体験、試食や記念品として防災用品等の配布を前面に押し出すことにより、災害に対する啓発と一般参加者の増加の効果が期待できると考える。

### 3) 総合防災訓練会場設営等業務委託

#### ア) 契約の概要

総合防災訓練会場設営等業務委託は、総合防災訓練と地域防災訓練の会場 5 か所の設営等について、68 種類の品目による複数単価契約を締結している。

#### イ) 総価契約と単価契約

契約は大別して、総価契約と単価契約とに区分される。総価契約とは、単価と数量をあらかじめ定めて契約を行う方式で、地方自治体における契約は総価契約が前提である。契約の内容や性質上数量を確定させることができない場合、契約の目的である物又は役務の給付について、その単位当たりの金額を定め、数量は実績に基づいて算定することがある。この場合に用いられるのが単価契約であり、単価に実績数量を乗じて得た金額を支払う。単価契約は、総価契約とは異なり予算執行の統制上困難を伴うことが予想されるので、必要最小限にとどめる必要がある。

#### ウ) 複数単価契約における入札とその後の各種手続きについて

複数の単価による複数単価契約の場合、指名業者により、区が提示した予定数量に基づいて計算された推定総価(入札単価×予定数量)による電子入札が行われる。その後、最低価格入札者の入札単価のすべてが、区が設定した予定単価を下回っている場合はそのまま契約に至る。しかし、一つでも予定単価を上回っていた場合、最低価格入札者と交渉の上、最終的にすべての単価において予定単価を下回る価格で契約する方法によっており、これを「競争見積もり合わせ」と呼んでいる。

**<意見事項11>適切な数量見積もりと大きな差異が生じた場合の原因分析の必要性**

防災訓練における複数単価契約においては、数量が予定と実際に大きく違った場合、支払額にも大きな変動が生じ、予算統制に問題が生じるためより実績に応じた適切な数量の見積もりが行われる必要がある。

防災訓練においては、多くの物品を使用するが、それぞれについて数量を見積ることとなる。長年にわたり行われていることからその数量が予定と実際とで非常に大きく異なることはあまりないはずである。しかし、本契約においては予定数量と実際の使用数量に大幅な乖離が生じている項目が複数項目見受けられる。

見積もり額と実際請求の差異

項目	契約単価	見積もり額		請求額		差異	
		数量	金額 (円)	数量	金額 (円)	数量	金額 (円)
テントの重り	300 円	50 個	15,000	424 個	127,200	374 個	112,200
設営・訓練補助・交通整理 (1日あたり)	24,000 円	30 名	720,000	59 名	1,416,000	29 名	696,000
訓練消火器	5,000 円	50 本	250,000	0 本	0	△50 本	△250,000

このような大きな違いが生じる理由として、仕様書の予定数量自体の妥当性に問題がある可能性がある。しかも事業者は予定数量に基づいて総価を示したうえで入札を行うため、結果的に入札結果にも大きな影響を及ぼす。

区は、仕様書の作成にあたっては、前年度の実績等を考慮しながら正確な見積もりを行う必要がある。また、結果として数量の設定が予定と実際とで大きく乖離した場合には、予定数量に問題がなかったかについての原因分析や再発の防止に向けた対策を講じる必要がある。

**<指摘事項 1>仕様書における仕様の明確化の必要性**

防災訓練における使用品目の中には、仕様書において使用する品目と予定数量のみを定め、求められている品質等の仕様を明確にしていなかったため、事業者の提示する予定単価と大きく乖離する事例があった。

具体的には、落札業者(A)と最も安い総価で入札した業者(B)の単価とを比較すると、以下のとおり、大きな差が生じている。

事業者ごとの見積もり単価の違い

項目	事業者 A の単価(円)	事業者 B の単価(円)	差異(円)
テント(1 張)	24,000	60,000	36,000
放送設備一式	360,000	200,000	160,000
倒壊家屋	300,000	37,000	263,000

例えば倒壊家屋については、上記に示した業者以外でも価格が多岐にわたっており、

平成 27 年度の入札では 10 万円から 115 万円と 11 倍もの差異が生じていた。仕様書において品質や仕様を詳細に記述していれば、このような乖離は生じないと考えられる。

これに関連して防災訓練に際する契約で他の市区町村の事例を参照してみると、京都市では防災訓練で使用する倒壊家屋については大きさや強度等の仕様について図を用いて詳細に示している。

同じ仕様で価格が違う場合には価格競争が意味を持つが、異なる仕様が想定されていたとすれば価格競争は適切に機能しないため、仕様書に、より詳細な仕様を示す必要がある。

また、仕様書の記述が明確でない場合は業者にとっての理解が多様となるため、前年度に落札した業者は当該業務に関する情報を他業者よりも多く有することになり、結果的に有利となる可能性がある。公正な価格競争を実現するためにも、仕様書における仕様の明確化が不可欠である。

#### <指摘事項 2> 防災訓練会場設営等業務委託について総価方式による必要性

本業務委託に関しては、複数単価契約ではない総価等他の契約方式による契約を検討する必要がある。

防災訓練においては、設営事業全体を監督する監督者や入札等の契約を管理する間接コストが不可欠である。しかし、仕様書の明細内訳書を見ると、人件費としては警備員や設営・撤去作業員以外は計上されておらず、業務遂行に不可欠な監督者の人件費が計上されておらず、仕様書にも監督者に関する記述はない。このため業者は、仕様書に記載されていない間接コストを回収できるように 68 品目の単価を調整することになるため、業者ごとに推定総価ではさほど差がないにもかかわらず個別の単価では大きく差が出る事態が生じうる。そして、実際本件でも<指摘事項 1>(P23)に示したとおり、業者ごとに単価で大きな差異が存在する。このような状況の下で、各項目の単価をもとに契約することの妥当性には、疑問が生じる。

区では、防災訓練の設営事業の他に洗濯委託や職員貸与制服の供給や調製等の業務委託において複数単価契約を行っている。しかし、これらは防災訓練事業とは費用の発生形態が大きく異なる。防災訓練の設営とは異なり、洗濯や制服の価格は数量に応じて比例的に増加し、また使用数量の確認は容易である。また発注数を決定するのは区であり、数量において裁量の余地が働く余地は少ない。これに対して、防災訓練の設営は全体が一体となって行われるものであり、そのうち一部の項目の数量が減少してもそれに伴って費用が下がるとは考えにくい。また、防災訓練の個々の項目の使用量には裁量が働く余地が大きく、すぐに撤収するため項目の多くは区による数量確認が難しい。

なお、区の河川公園課が行っている水防訓練事業では設営等業務の契約にあたり総価契約が用いられている。その上で使用数量の変更があった場合は契約の変更が行われている。したがって、使用数量の変更がありうるということだけでは、単価契約を正当化する十分な根拠とはなりえない。

よって、防災訓練会場設営等業務委託にあたっては、総価契約等により契約する必要がある。

## (2) 危機管理啓発事業(防災課)

### ① 事業の概要

#### 1) 事業の目的、内容及び成果

危機管理啓発事業は、安全で安心なまちの実現のため、地域防災力を強化し防災意識を醸成することを目的としている。区ではリーフレットや防災マップの配布、起震車の運行等により危機管理知識の普及・啓発を行っている。

江東区民まつり 中央まつり等での防災啓発コーナーの設置、防災展示コーナーや窓口等での冊子類の配布、視聴覚資料の貸し出し、地域での自主防災訓練等による地震体験等の活動実績がある。

#### 2) 事業費

過去 3 年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	9,525	7,770	8,548
決算額(千円)	9,256	6,232	6,703
執行率(%)	97.1%	80.2%	78.4%

主な事業費の内訳

費目	平成 28 年度決算額 (千円)	主な内容
需用費	4,558	消耗品費・印刷製本費・修繕料
役務費	55	郵便料・運搬料
委託料	2,071	事務・業務委託料
使用料及び賃借料	17	使用料及び賃借料
合計	6,703	

### ② 実施した監査手続き

- 1) 業務の概要を把握した上で、関連する契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。必要に応じて担当者へ質問等を行った。
- 2) その他必要と判断される項目について、各担当者に質問を実施するとともに、関係書類の閲覧を実施した。
- 3) 以下のとおり、江東区民まつり 中央まつりでの防災啓発コーナーを視察した。

視察日	視察場所	視察者
平成 29 年 10 月 28 日	都立木場公園	包括外部監査人と補助者 1名の計2名

#### ③ 監査の結果及び意見

##### 1) 起震車の保守点検事業

区では、危機管理啓発事業の一環として起震車を保有しており、年 1 回保守点検を委託している。点検対象範囲として、操作パネル・制御器・起震装置等があり、車両部分の保守点検は含まれていない。本委託契約では、当該起震車を購入した事業者の後継事業者との特命随意契約によっている。

特命随意契約とは、一般競争入札を原則とする契約の例外であり、特定の者のみから見積書を徴して契約を行う方式である。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に特命随意契約とすることができると定められている。

#### <意見事項12>起震車の保守に関する特命随意契約

区では、起震車の保守契約を特命随意契約としている理由として、「万が一の事故の場合における製造責任及び保守点検の責任を明確にする」ことを挙げている。しかし、その根拠となる保証書等、起震車のメーカー保証の内容等を明らかにする資料が残されておらず、メーカーの責任が不明である。

保守契約金額は 1 年に 577 千円(部品交換の有無等により、年度ごとに変動はある)となっているが、例えば日野市における起震車定期点検料は 162 千円であり、区の 1/3 以下となっている。区の契約金額が割高となっている要因の一つとして、契約している保守点検業者は京都の事業者であることから、契約金額には保守点検担当者の出張費や宿泊費も含まれていることがある。

起震車の保守を行う技術を有する業者は、区が発注した業者以外にも存在すると考えられ、可能な限り複数の者から見積もり、近隣自治体の動向も参照しながら、契約方式について見直しを行う必要がある。

#### <指摘事項 3>長期保管が必要な文書の管理

江東区文書管理規則第 36 条第 1 項第 1 号では、文書の保存期間の基準として、公有財産の取得及び処分に関するものについては、長期の保存が必要としている。公有財産を取得した場合は、当該資産を処分するまでは契約書、仕様書、保証書等の権利関係を明らかにするものは保管する必要がある。しかしながら、区は起震車の補償内容と保証期間を明らかにする書類の所在が不明であるため、メーカー保証の内容が不明となっている。

今後、公有財産を取得する場合は、契約書、仕様書及びメーカーの保証書について、少なくとも当該公有財産を保有している間は、保管しておく必要がある。

##### 2) 防災マップの発行

区では全 10 種類(地区別 6 種類、全域日本語版 1 種類、全域外国語版 3 種類)の防災マップを発行しており、外国語は、英語・中国語・韓国語の 3 種類となっている。防災マップでは地図のほか災害時の対処法や地震時の行動マニュアルなども紹介されており、災害

時の行動の確認に活用されることが意図されている。これらは、区役所、防災センター、各出張所・図書館で配布しているほか、ホームページ上で PDF ファイルにより公開されている。この他にスマートフォン用アプリケーション「江東区防災マップ」(以下「防災アプリ」という。)が公開されている。

#### <意見事項13>外国語版防災マップの改善

区では外国語版防災マップについて、区の全域版を印刷物の他にホームページ上で PDF ファイルにより公開している。しかし、現状ではホームページ上の PDF ファイルは、「ご使用のプリンタや出力用紙サイズによって、文字がつぶれたり地図記号が見づらくなってしまう場合がございますので、印刷の際はご注意ください。」と記載されているものの、パソコン画面上で見ても判読が難しく、印刷すると完全に判読が不可能となる。

よって、区はホームページの PDF ファイルについて、印刷しても判読可能なように改善する必要がある。

また、日本語版が全域版のほか各地域版があるのに対して、外国語版は全域版のみであり、危機発生時には避難できる範囲が限られていることを考えても、外国語版についても日本語版と同じく地域版があることが望ましい。

#### <意見事項14>PDF ファイル及び防災アプリの積極的な活用

区では平成 28 年度に全域版、地域版等の防災マップ合計 27,000 部を印刷すると同時に、ホームページでも PDF ファイルと防災アプリを通じて防災マップを配布している。

ホームページや防災アプリを通じた防災マップの配布は、印刷による場合と比較してコストが少なく、利用者が増加してもそのコストの増加は限定的であることから、費用対効果が高く、内容の変更が生じても迅速に対応することができる。とりわけ、防災アプリでは周辺検索や GPS による現在地表示が可能であり、電話回線の乱れや通信環境に関係なく使用できる。一方で印刷による配布では、内容変更があった場合は新たな印刷や旧版の回収コストが発生する。

よって、防災マップについては区のホームページや防災アプリの利用へ誘導すると同時に印刷部数を徐々に減少させて印刷費や配布に伴う各種事務の削減を目指すことが望まれる。また、現在印刷されている防災マップにはホームページでも同様の情報が入手できる旨の言及がないため、例えば防災マップに QR コードを入れホームページへ誘導するなど積極的な情報の開示が望まれる。

### (3) 消火器あっせん事業(防災課)

#### ① 事業の概要

##### 1) 事業の目的、内容及び成果

消火器あっせん事業は、品質の確保された消火器を、区から補助を行うことで安価に各家庭へ普及させていくことを目的とする。当該事業は平成2年度に開始され、予算は、消火器整備事業と危機管理啓発事業から支出されている。消火器のあっせんに希望する区民が電話や区役所防災課窓口で申し込むと、1 か月半以内に区の指定事業者から消火器が配達され、代金は商品配達時に各家庭より指定事業者を支払う。区は協定価格とあっせん価格の差額を指定事業者に対して助成金として支払う。

あっせん事業には、大別して消火器の新規購入と薬剤の詰替えがあるが、それぞれの協定価格・区助成金額・あっせん価格は以下のとおりである。なお、申込みは1世帯につき1本である。

#### 購入の場合

区分	強化液 1 リットル	粉末 ABC 型 2kg	粉末 ABC 型 3kg
協定価格	6,980 円	6,224 円	8,600 円
区助成金額	1,400 円	1,300 円	1,500 円
あっせん価格	5,580 円	4,924 円	7,100 円
メーカー	ユージー(株) AH-2 初田製作所 ALS-1R	初田製作所 丸山製作所 ヤマトプロテック(株) 宮田工業(株) 日本ドライケミカル	初田製作所 丸山製作所 ヤマトプロテック(株) 宮田工業(株) 日本ドライケミカル

#### 薬剤詰替の場合

区分	粉末 ABC 型 1.5kg	粉末 ABC 型 2kg	粉末 ABC 型 3kg
協定価格	3,369 円	4,092 円	5,540 円
区助成金額	820 円	890 円	1,030 円
あっせん価格	2,549 円	3,202 円	4,510 円

#### 2) 事業費

##### 過去 3 年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	797	797	797
決算額(千円)	343	485	273
執行率(%)	43. 1%	61. 0%	34. 4%

② 実施した監査手続き

- 1) 関連する契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。
- 2) その他必要と判断される項目について、各担当者に質問を実施するとともに、関係書類の閲覧を実施した。

③ 監査の結果及び意見

1) 事業の実績

消火器の購入と詰替のあっせん実績の概要は、以下のとおりである。

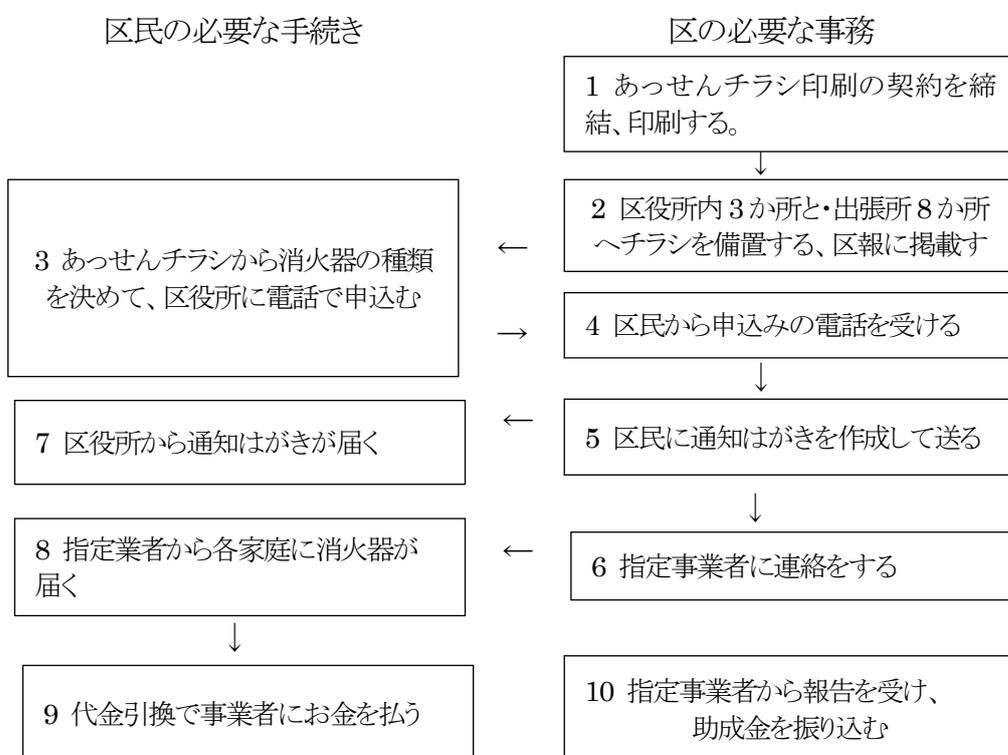
平成 28 年度の実績は購入で 179 件、詰替についてはわずか 4 件となった。年度により変動はあるものの長期的に見れば大幅に減少傾向にある。

消火器あっせん事業の実績(件)

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
購入	708	352	254	231	109	214	179
詰替	63	61	19	38	2	23	4
合計	771	413	273	269	111	237	183

2) 消火器あっせんの手順

消火器のあっせんに関しては、区民は次の手順を経て入手する。あっせんのチラシの案内では申込みから配達まで最大で1か月半程度かかる旨が記載されている。



### <意見事項15> 消火器あっせん事業の継続の妥当性の検討の必要性

あっせん事業に全く需要がないわけではないが、需要の有無だけではなく事業の費用対効果を考慮しながら、事業の継続または中止を判断する必要がある。また、平成 28 年度は 183 世帯の申込があるが、申込がゼロになるまで事業を継続するのか、どの時点まで継続するのかについても検討する必要がある。

区があっせんする消火器(強化液 1 リットルの機種)の一つは ALS-1R である。これをインターネット上で価格調査すると、平成 29 年 9 月 15 日現在、送料込で 5,000 円台後半から価格販売されており、区があっせんを受けた場合の区民の負担額とあまり変わらない。またあっせん価格が 5,580 円であることを考えると、購入者にとって区があっせんによる金銭的なメリットは少ない。他の機種においても同様に協定価格よりも実勢販売価格が若干安いケースもあり、区の助成による区民へのメリットも限定的な制度となっている。あっせん機種以外の型番であれば、同じ容量でより価格の安い消火器も複数存在する。また、申込みをしてから区民に消火器が届けられるまでの期間は、あっせんによる場合は最大で 1 か月半であるが、市販品の購入であれば早くても当日、遅くとも 1 週間で届けられる。

#### 消火器 ALS-1R の場合

区分	区あっせんの場合	市販の一般購入
区民の負担額	5,580 円	5,760 円～
申込みから配達までの期間	1か月半	即日～1週間程度

また、本あっせん事業に関連して、助成額以外に区において次のような間接業務が発生している。

- あっせんのパンフレットの印刷に係る契約事務とパンフレットの配布
- 区民から電話を受け、区民へ通知はがきを返送する業務
- 指定事業者へ連絡し、報告を受けて補助金を振込む業務

例えばパンフレットについては、1 部 45 円(税別)程度で 2、3 年ごとに 2,000 部から 3,000 部程度を印刷している。これに対し、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間で区民からの購入申込みは 531 件であり、費用対効果に疑問が残る。また、区民から電話を受け、通知はがきを返送する業務、指定業者への対応等は防災課の事務であり、防災課の人的資源や財務資源を費消している。あっせん実績が減少している傾向を考えると、あっせん件数あたりに換算した事務費用は大きくなる。

事業の遂行にあたっては、助成額だけではなくあっせん事業に伴う各種の間接経費を考慮する必要がある。それでもなお本事業が必要な場合は、必要な理由を具体的に示す必要がある。

#### 3) 消火器あっせんを継続する場合の留意点

今後も消火器あっせん事業を継続する場合は、以下の事項に留意する必要がある。

### ＜意見事項16＞低い予算執行率の是正の必要性

消火器あっせん事業の予算は毎年 797 千円と変動がないが、執行率はここ数年 30% 台から 60% 台と低い。当年度の予算の執行率と翌年度の消火器あっせん事業の申込者を見積もったうえで、次年度予算を弾力的に編成する必要がある。

### ＜意見事項17＞消火器のあっせんにあたっての区民への周知内容の充実化

消火器あっせんのパンフレットには 3 種類の消火器の写真とそれぞれの協定価格・区助成金額・あっせん価格が記載されているが、消火器メーカーや型番、各消火器がどのような家庭や状況に適しているのかといった特徴など、区民が消火器を選ぶにあたり必要な情報が十分に記載されていない。

火器に関する様々な情報は、特に初めて消火器を購入する区民にとって不可欠である。現行のパンフレットは継続して購入、詰め替えを利用する区民にとっては問題ないかもしれないが、新規購入者にとって十分な情報が提供されているとはいえない。今後も、消火器あっせん事業を継続し、消火器を普及させていくのであれば、継続購入だけではなく新規に購入する区民を増やすことが不可欠である。このため、消火器あっせんのパンフレット作成にあたっては、メーカーや型番の他、各消火器の特徴等の十分な情報を記載する必要がある。

### ＜意見事項18＞申込みから受け取りにかかるプロセスの省力化

消火器あっせん事業において、申込みから受け取りにかかる期間が1か月半となっているが、現在では、オンライン販売等で消火器を申込み当日に入手できるケースもあるため、区民にとって入手まで 1 か月半かかり、しかも電話を用いての申込みでは敬遠される可能性が高く、消火器あっせんの趣旨が十分に貫徹しない。また、消火器は防災意識が高まったときに、速やかに設置することが望ましい。このため、インターネットや E-mail による申込みを検討し、更に申込みから入手まで 1 か月半の納期についても短縮化する必要がある。

#### (4) 防災会議運営事業(防災課)

##### ① 事業の概要

##### 1) 事業の目的、内容及び成果

災害時における地域救助・救護体制の整備の一環として、主に二つの事業を行っている。一つは、防災会議運営事業であり、もう一つは職員危機管理体制確立事業(後述)である。防災会議運営事業は、江東区防災会議の運営及び江東区防災事業の基幹である江東区地域防災計画の策定が主な業務である。

##### 2) 事業費

過去3年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	3,509	4,027	4,826
決算額(千円)	2,748	3,188	4,294
執行率(%)	78.3	79.2	89.0

主な事業費の内訳

費目	平成 28 年度決算額 (千円)	主な内容
報酬	98	附属機関委員報酬(防災会議委員の防災会議出席に対して)
旅費	4	附属機関委員旅費(防災会議委員の防災会議出席に対して)
需用費	3,043	① 消耗品費(985 千円) ② 印刷製本費(2,049 千円)(主に江東区地域防災計画(平成 28 年度修正)、江東区災害時医療救護活動従事者登録証、等)
役務費	68	郵便費
負担金補助及び交付金	1,080	大規模水害対策(江東 5 区広域避難推進協議会負担金として)
合計	4,294	

##### ② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

- 江東区地域防災計画(平成 28 年度修正)(以下、「地域防災計画」という。)
- 江東区防災対策の現況について(平成 29 年度)
- 所属別科目別歳出一覧表
- 平成 28 年度江東区防災会議議事録

2) 関連する契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。

#### ③ 監査の結果及び意見

##### 1) 防災会議運営と地域防災計画

防災会議運営事業の主な業務は、江東区防災会議の運営及び江東区防災事業の基幹である地域防災計画の策定である。防災会議は年に一度開催されており、江東区地域防災計画について毎年度の修正事項の説明がなされ、承認を受ける。また、江東区総合防災訓練の日程についても報告される。

平成 28 年度は平成 29 年 3 月 29 日水曜日 14 時 00 分から 14 時 40 分に開催された。主な議事は、第一に江東区地域防災計画の修正についてであり、第二に平成 29 年度江東区総合防災訓練の日程についてであった。防災会議には 48 名の防災会議委員とその他事務局職員 27 名が出席した。

#### <意見事項19> 発言しやすい会議のために会議参加人数の検討

防災会議では 48 名の委員が参加しているが、この参加人数は果たして妥当なのかということが挙げられる。会議においては、大きな方向性を定めることその他、活発な議論の結果として、効率性・有効性の伴う結論を導き出すとともに、より充実した地域防災計画を作成することが期待されているが、実際には 40 分の会議中に一人の区議会議員による 3 点の質問しか出されていない。議論したくても議論ができないことのないような会議体にするともに、より活発な議論が出来る余地をもった会議の仕組みづくりを目指すべきである。例えば、会議に出席する委員の数の見直しを検討することも一つの方法である。一般には、会議参加者の適正人数はせいぜい 10 名ということが言われているが、本会議は区の防災対策に関して極めて重要であるため、人数が少なすぎるのは宜しくないと思われる。しかしながら、会議体に約 50 名の参加者があるならば、議論が活発化すればするほど、各委員の意見を纏め上げるのは困難であることが予想できる。より効率的な・有効な防災会議を目指すべく、今後とも継続的に防災会議の適正人数や男女比等を検討していく必要がある。

#### <指摘事項 4> 防災会議開催のタイミングの見直し

地域防災計画の印刷仕様書によると、平成 28 年度修正の地域防災計画の印刷製本の納期は業者との契約によって、平成 29 年 3 月 31 日と決められていた。したがって納期の 2 日前である同年 3 月 29 日の会議で出てきた意見を平成 28 年度修正に反映させることは現実的に極めて困難である。実際には製本印刷は会議前に完了していることから、例えば平成 28 年度の会議において出された意見のうち、修正が必要となる内容であっても平成 28 年度修正版に現実的に反映されない。既に印刷が完了してしまっており、良い意見が出てそれを同年度版に反映されないために、意見を言いにくい環境にある可能性がある。よって、防災会議で出てきた意見を同年度の地域防災計画に反映できるように、該当年度の地域防災計画の印刷製本のタイミングに間に合うように防災会議を実施する必要がある。

#### <意見事項20> 江東区地域防災計画の印刷代の削減

区は、「江東区地域防災計画」を関係各位、各所に印刷物として配布する他、ホームページにでも公表している。地域防災計画は、そもそも江東区防災会議の運営及び本区防災事業の基幹として計画策定されているものである。毎年、多少なりとも修正事項が出てくるため(例えば、平成28年度修正は正誤表にして約30ページ分)、その修正も反映させた上で、全ページ(計画編、資料編合せて約800ページ)を印刷すべく、予算に基づき当該防災計画の印刷製本代として毎年支出しているものである。

しかしながら、製本されたものはページ数が膨大であるために、日常的に閲覧される性格の文書とは言い切れない。以下を検討する必要がある。

#### ●印刷費用削減努力を図る

印刷費用削減の観点から、印刷物として製本するのは必要最小限にとどめるべきである。現状では、関係者に対しては地域防災計画の冊子ベースでの配布を最小限の部数で行っているが、印刷代を削減する努力は必要である。例えば、主に協力隊向けに配布されている「江東区防災対策の現況について」は、ページ数がより少なく、かつコンパクトに纏められている。将来的には、この活用等も含めて検討していくこともよいものと思われる。

#### <意見事項21> 江東区地域防災計画の毎年の修正

そもそも、地域防災計画を毎年修正する必要があるのだろうか。地域防災計画の基礎となっている東京都地域防災計画がある。こちらは東京都防災ホームページにて公表されている情報によれば、毎年アップデートされているわけではない。例えば、東京都地域防災計画震災編(本冊)は平成26年修正、風水害編は平成26年修正、火山編は平成21年修正、大規模事故編・原子力災害編は平成24年修正が最新版となっている。内容に重要かつ大幅な変更、修正、追加等が毎年あるのであれば、毎年印刷することが合理的であると考えられる。しかしながら、細かい修正に留まる、あるいは全体からして部分的な修正のみであると判断されるのであれば、例えば修正点や改定箇所を正誤表、新旧対照表等として公表することによって、全ページを印刷することをせずに代替することも可能と思われる。ちなみに、東京都地域防災計画において、計画に修正がある際には、以下のように運用するものとしている。

「この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正します。したがって、各防災機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日(緊急を要するものについては、その都度)までに、計画修正案を都防災会議に提出します。」(東京都防災ホームページ>防災計画より)

東京都地域防災計画と江東区地域防災計画では、それぞれの計画の性格が異なるものであり、必ずしも東京都と同様の修正方法を採用する必要はないものの、東京都と同様の修正方法でも機能するものがあれば、そのやり方を採用することも検討に値するものと考ええる。

#### <意見事項22> 災害時の通訳ボランティア確保

地域防災計画によれば、区における平成28年4月1日現在の外国人住民数は約25千人である。災害時には、外国語に対応できる通訳の存在が欠かせないが、災害時における外国語通訳の確保に対する具体的対策が明確ではない。

避難所等には、必ず外国語のできる日本人や日本語のできる外国人もいるはずなので、緊急時には共助の精神が機能することも多少期待はできる。しかしながら、防災計画として、災害時には「何とかなるだろう」という共助を過度に期待しすぎるのではなく、公助として災害時の通訳ボランティア等の確保について、事前に万全の対策を計画しておくことが望ましい。

#### <意見事項23> 交通機関の利用状況に関するデータ

地域防災計画において、JR東日本、東武鉄道、東京地下鉄、都営地下鉄、東京臨海高速鉄道・りんかい線、ゆりかもめ、都営バスの七つの交通機関について、区内における各駅の平成27年度の乗車人員(一部については降車人員も)のデータが掲載されている。

それぞれは有益な情報であるものの、東京臨海高速鉄道・りんかい線及びゆりかもめに関するデータについては、1日平均数の表示がなく、また人数の単位が異なるため、他の路線のデータと単純に比較することができない。当該データの開示、利用目的を明確にすることも重要であり、利用目的に最適なデータを検討していく必要がある。

全ての路線について、他の路線データと比較可能性があると感じるため、もしデータ入手が可能であるならば、東京臨海高速鉄道・りんかい線及びゆりかもめについて以下の改善が望まれる。

- 1日平均数を開示すること。
- 単位が千人となっているが、他の路線と整合させるため、単位を人とすること。

なお、区では当該鉄道会社から他の路線データと比較可能なデータの提供を受け、江東区地域防災計画(平成29年度修正)において適切に反映する予定である。

#### <意見事項24> 生活物資(食料品等)の取扱店舗の現況の更新

地域防災計画において、生活物資(食料品等)の取扱店舗の現況が開示されている。しかしながら、開示されているデータが平成19年商業統計調査のものである。このため10年前の調査では情報が古すぎて現況が理解できない。古すぎるデータは、現況を把握するのに余り役には立たないと思われるため、今後は、より最新のデータを入手し開示する必要がある。

なお、区では江東区地域防災計画(平成29年度修正)において、当該データを更新する予定である。

#### 2) 江東区の減災目標

地域防災計画 第4章 江東区の減災目標において、東京都の減災計画を基礎とした区の減災目標が定められている。ここでは、以下のように記載されている。

### 第 3 監査の結果及び意見

「減災の取り組みに当たっては、行政機関のみならず地域の様々な主体が防災対策に積極的に参画協調する取組を推進し、区民の「自助」、「共助」の意識を高め、自主防災組織(災害協力隊)、消防団などの地域防災力の向上を図る。また、以下の主な対策への取組をはじめ、本計画上の様々な施策を総合的に推進することにより、この目標は、10 年以内に達成する。」

本目標は 10 年以内に達成することが当初の予定であるが、これは平成 24 年度修正において記載された事項であるため、平成 34 年(2022 年)までに、すなわち今から 5 年以内に達成されるべき目標であり、決して時間的な余裕はない。

地域防災計画によれば、区の減災目標は以下のように三つ定められている。

#### 目標 1 死者を約 6 割減少させる

建物の倒壊や地震火災等を原因とする地震火災による死者を約 280 人減  
被害想定で、建物全壊や地震火災等を原因とする最大死者数 449 人を約 6 割減の約 170 人にする。

#### 目標 2 避難者を約 4 割減少させる

住宅の倒壊や火災による避難者を約 10 万人減  
被害想定で、住宅の倒壊や火災による避難者約 23.4 万人を約 4 割減の 13 万人にする。

#### 目標 3 建築物の全壊・焼失棟数を約 6 割減少させる

ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失を約 7,600 棟減  
被害想定で、ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失 11,546 棟を約 6 割減の約 3,900 棟にする。

そして、減災目標達成のための主な対策として掲げられているのは以下のとおりである。

#### 主な対策

① 江東区耐震改修促進計画に基づく民間建築物耐震促進事業 ア. 民間建築物(戸建木造・非木造住宅及びマンション、民間特定建築物、緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断・耐震改修費用を助成するとともに、老朽建築物の除却費用の助成により、建物の耐震化対策を推進する。
② 家具類の転倒・落下・移動防止対策 ア. 高齢者・障害者世帯への家具転倒防止器具取付の助成事業 イ. 家具転倒防止器具等の防災用品あっせん事業 ウ. 自衛消防訓練及び立入検査実施時における事業者への指導の強化及びオフィス家具・家電製品等の関係団体と連携した転倒防止対策を推進する。
③ 救出・救護体制の強化 ア. 災害協力隊の結成を推進し、地域ごとの防災マップや防災カルテの作成を支援し、地域防災力の向上を図る。 イ. 自助・共助による地域防災力を高めるため、災害協力隊における防災リーダーの育成、防災訓

### 第 3 監査の結果及び意見

練及び救命講習等を実施し、区民の救出・救護能力の向上を図るとともに、拠点避難所を中心とした地域と事業所の連携強化を推進する。 ウ. 緊急地震速報の周知を図り、活用について検討する。
④ 防災まちづくり対策 ア. 江東区都市計画マスタープランの推進
⑤ 消防力の充実・強化 ア. 区民による初期消火活動強化のため、消火隊の編成拡大に努めるとともに、スタンドパイプ等を整備し、区民による消防力の強化を図る。 イ. 消防団員数の充足及び活動強化のため、多様な方法による消防団への入団促進及び装備の充実を図るとともに、消防水利不足地域の解消及び事業者と連携した消防水利の確保等に努める。
⑥ 区民や事業所の火災対応力の強化 ア. 建物倒壊による出火及び電気器具等からの出火防止を図るため、火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防止対策や住宅用火災警報器の設置を推進する。 イ. 区民まつり等のイベントや各所に設置している展示コーナーを活用するとともに、パンフレット、区報、区ホームページ、防災関連ツイッター等による防災啓発を推進する。
⑦ 情報伝達体制の充実 ア. 防災無線放送の聴取環境の向上及び未整備地域の解消を図るため、計画的に防災無線拡声子局を増設し、区内全域で災害情報を得られる環境を整備する。 イ. 区民への情報提供手段の多様化を図り、迅速・的確な広報活動に努める。

#### <意見事項25> 減災目標について具体的数値目標の設定

目標は掲げるだけのものではなく、目標数値の根拠を明確にすべきであるし、目標の達成度合いや対策の進捗度を適切にモニタリングする体制を構築することも必要である。ここで、問題点は少なくとも三つあると思われる。

問題点 1 : 当該目標の実行可能性はあると言えるのか？

問題点 2 : 当該目標に対する具体的なアクションプランが検討されているのか？

問題点 3 : 平成 34 年度(目標設定から 10 年後)における三つの目標の達成度合いの検証・評価方法、例えば数値基準が定められているのか？

ある一定の目標を達成しようとする場合、いわゆる PDCA サイクルにみられるように、Plan→Do→Check→Action のサイクルをもって継続的なモニタリングを実施することが重要である。目標設定は非常に重要ではあるが、そこに実行可能性や具体的な検証方法等が考慮されていなければ効果は薄れてしまう。言い換えれば、上記の施策を実行しても、それが減災目標の達成にどうやって紐づけられるか、どうやって検証・評価するかが理解しにくい。具体的対策の可視化、数値基準の設定を可能な限り行うべきであるが、それが出来ない場合でも、達成したかどうかを図る尺度や基準を設定する必要がある。

例えば、区民を災害から守るための事業及び計画の一つに不燃化特区推進事業があるが、そこでは不燃化特区(北砂三・四・五丁目を対象)に対して、不燃領域率 70%という具体的数値目標を設定している。しかし当該事業以外においては具体的な数値目標は存在

していないと思われるため、他の施策についても具体的な目標を設定する必要がある。

#### <意見事項26> 実行可能性のある区独自の減災目標の設定

区における被害想定及び減少目標値は、東京都が試算した被害想定及び減少目標値を基礎としている。本来であれば、東京都の被害想定、目標を基礎としつつも、区特有の要因も追加考慮して区独自の実行可能性のある減災目標を計算する必要がある。現在区には減災目標を達成するための主な対策はあるが、それらの対策を実行することによって得られる効果を計数的に測定するとともに、その結果と減少目標値が直接的に連動するのが理想である。対策を講じた結果を計数的に検証・評価できる仕組みがなければ、対策を講じるのみで終結してしまう可能性が高い。また、効果の測定、改善・見直しにあたっては、一般的な PDCA サイクルに従うならば、ただ単に計画を策定し、実行するだけでは不十分であり、その後チェックし、改善を継続的に実行することが必要である。その具体的 PDCA プロセスなしに、目標を達成したかどうかの検証・評価もできないだけでなく、目標を見直すこともできない。

今後は、他区での状況も踏まえ、継続的に検討していくべきである。

#### 3) 帰宅困難者対策について

##### ア) 東京都帰宅困難者対策条例

課題の重要度合いが比較的高い中で、区としての対策が十分とは言い切れないと思われるものとして、区の帰宅困難者対策がある。区では仮に東京湾北部地震が発生した場合における帰宅困難者数を約 17.8 万人と想定している。帰宅困難者対策を具体的に講ずることは、決して容易な課題ではないと考えられるが、これだけの帰宅困難者を受入れるだけの体制について、区として最善と思われる計画・整備を目指すべきである。

地域防災計画に記載されている帰宅困難者対策は、区だけで対策を万全にしておくことは不可能であり、区民や事業者等の協力を伴う「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。区は、一斉帰宅の抑制により社会的混乱を防止するため、区民や事業者等に対して、「東京都帰宅困難者対策条例」(平成 24 年 3 月制定、平成 25 年 4 月施行)の内容をホームページやパンフレット等により周知し、自助・共助の観点による取り組みの促進を図っている。」としている。

また、「東京都では「東京都帰宅困難者対策条例」が平成 25 年 4 月に施行され、事業所における従業員の施設内待機や従業員の 3 日分の備蓄(飲料水・食料等)などが努力義務化されています。帰宅困難に備えることは、企業、学校などの組織の責任ですので、日頃から対応を決めておきましょう。また、買い物客や行楽客など、行き場のない帰宅困難者の受入施設としては、都立施設などが「一時滞在施設」として指定されています。一時滞在施設に移動した場合にも、混乱が収拾してからの帰宅行動の開始に努めてください。」とも記載されている。ここでは、帰宅困難者対策は公助だけでなく、自助、共助が不可欠なことを強調している。

##### イ) 一時滞在施設

区のホームページによれば、一時滞在施設とは、地震などの災害により外出先からの帰宅が困難となった者や、通勤・通学先の事業所や校舎内などに留まることが困難になった

者の一時的な滞在場所として、都立施設などに開設される帰宅困難者の受入施設として定義されている。

平成 27 年 12 月現在、都立一時滞在施設として、以下の 20 か所が区内に選定されている。

名称	所在地	名称	所在地
江東都税事務所	大島 3-1-3	深川高等学校	東陽 5-32-19
東京都現代美術館	三好 4-1-1	墨田工業高等学校	森下 5-1-7
有明テニスの森公園 テニス施設	有明 2-2-22	大江戸高等学校	千石 3-2-11
東京辰巳国際水泳場	辰巳 2-8-10	城東高等学校	大島 3-22-1
若洲海浜公園ヨット訓 練所	若洲 3-1-1	東高等学校	東砂 7-19-24
計量検定所	新砂 3-3-41	科学技術高等学校	大島 1-2-31
東京国際展示場 (東京ビッグサイト)	有明 3-11-1	第三商業高等学校	越中島 3-3-1
TFT ビル	有明 3-6-11	産業技術研究 センター本部	青海 2-4-10

#### <意見事項27>一時滞在施設への誘導方法と不足情報の把握

都立一時滞在施設に関する問題として、必ずしもアクセスの良いところばかりではないことが挙げられる。必ずしも駅からのアクセスの便利さが最優先であるわけではないものの、駅から近いことが、災害時の一時滞在施設を利用するための最も重要な要因の一つであることには疑いない。一般に、帰宅困難者はまずは大きな駅周辺に集まり、そこから家に向かう傾向にあると言われる。区内では、JR 東日本総武線亀戸駅、京葉線新木場駅、東京地下鉄東西線門前仲町駅、東陽町駅、有楽町線豊洲駅、新木場駅における利用者数が特に多いが、そのような駅周辺に集まった帰宅困難者の混乱を避けるために、どのようにして家に帰さずに一時滞在施設に誘導するのかを具体的に検討し、計画しておく必要がある。あるいは、勤務先等に戻ってもらうための対策を検討することも必要であろう。区として、これらの周知を如何に徹底させるのかということも重要な課題となる。

また、約 17.8 万人の帰宅困難者の多くは、発災時には事業所等に勤務している者と想定されることから「東京都帰宅困難者対策条例」の趣旨の徹底を図ることによって路上の滞留者を減らすことができることを考慮してもなお、帰宅困難者を収容できるだけの十分なスペースが確保できているとはいえない難しい状況である。そもそも具体的にどれだけ不足するのかどうか把握しきれていない。一時滞在施設不足を解消するための具体的な計画を策定し実行することは必要であるが、まずはどのくらい不足する想定かを把握する必要がある。

#### <意見事項28>民間も含めた一時滞在施設のあり方の検討

区と災害時協力協定を締結している事業者等が開設する民間一時滞在施設は、大企業が主体となっているが、数が限定されているだけでなく、具体的な一般事業者等の名称や住所等がホームページにおいて公表されていない。民間一時滞在施設は、第一義的には

当該事業者の従業員の安全の確保のためにある一方で(自助)、第二義的には災害時に観光や仕事で区に滞在しており、帰宅が困難となった屋外滞留者の救済を行うこと(共助)にもその存在の意義があると考えます。しかしながら、現状の帰宅困難者対策のままでは、実際に災害が発生した場合、帰宅困難者が混乱の最中、限られた情報に基づいて当該民間一時滞在施設に行くことは困難なのではないか。区として、都立だけではなく民間を含めて一時滞在施設のあり方を、今のうちに総合的かつ積極的に検討しておく必要があるものと思われる。帰宅困難者を受入れる一時滞在施設としては、公的なものが最優先となるが、一般事業者等の協力の下、継続的検討をしていくべきである。一般事業者との協定内容につき、その具体的な事業者名や住所等を事前公表しておくことは、一般事業者からの抵抗等もあることから回避せざるを得ない状況もあるものの、実際に災害が発生した場合に、帰宅困難者の受入れ可能人数の問題や確認も含めて、いかにして告知するのかも課題となるものと思われる。

#### 4) 備蓄品について

東京都では民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業として、一定の要件を満たす事業者等に対する補助金制度を設けている。東京都防災ホームページによれば、「東京都は、首都直下地震等から帰宅困難者を守り、被害を最小化させるため、都内の区市町村と帰宅困難者受入協定を締結する民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けの備蓄品を購入する際に、購入費用の5/6を補助する事業を行っています。」とのことである。交付対象者としては以下の三つの要件をすべて満たすことが要求されている。区内の一般事業者等が東京都から当該補助金を受けるためには区との間で帰宅困難者受入協定を締結することが要件の一つとされている。

- 東京都内の区市町村との間で、帰宅困難者受入協定を締結していること
- 従業者向けの備蓄(3日分)を完備していること
- 事業継続計画(BCP)又は防災計画を策定していること

協力内容として、帰宅困難者に対して一般事業者等の施設の一部を一時滞在施設として提供するほか、備蓄している飲料水、食料等を提供することとしている。

なお、東京都が指定する備蓄品として、以下の四つが挙げられている。

品目	数量
水	3リットル(1人/1日)
食料	3食(1人/1日)
簡易トイレ	5個(1人/1日)
毛布またはブランケット	1枚または1個(1人)

#### <意見事項29> 帰宅困難者受入協力事業者確保のためのアピール

区において平成29年3月31日現在、帰宅困難者受入等に関する協力協定を締結しているのは3社にすぎない。協力協定の締結を広げるべく、区としても様々な努力を行っているが、一般事業者等に対するアピールが不足しているのではないかとと思われる。一般事業者等に対して、東京都の補助金制度だけでなく、一定の要件を満たす必要はあるものの、

固定資産税や事業所税、都市計画税の減免措置があることをもっとアピールすることも必要である。帰宅困難者対策は民間の一般事業者等の協力と連携が重要であるため引き続き検討していくべきである。

### ＜意見事項30＞帰宅困難者への給水体制の検証

区防災計画における災害時の給水体制として、区の備蓄倉庫において水の備蓄は乳児用の粉ミルクといった特定の目的以外には行っていないため(保存水 1.5 リットルが 9,516 本のみ)、災害時には区の給水拠点である給水所・応急給水槽の確保、適切な運用が極めて重要となる。一般事業者等において帰宅困難者対策が中々捗らないとされているのは、リソース、資金もさることながら、備蓄物資を維持するためのスペースに限界があるためでもある。リソース、資金については、緊急時の担当割や東京都からの補助金により一定の対策が図られるが、一方で特に飲料水等を備蓄するだけのスペースを確保することは現実的に困難であると思われる。このため民間一時滞在施設についても、飲料水不測の事態の回避のため、帰宅困難者に対する給水体制が必要十分にできているかどうかを事前に検証しておく必要があるものと思われる。

### ＜意見事項31＞帰宅困難者対策訓練の必要性

区では帰宅困難者対策訓練を過去において実施していない。一方、東京都と合同で帰宅困難者対策訓練を実施している区がある(平成26年度:豊島区、平成27年度:千代田区、平成28年度:渋谷区)。例えば、平成27年度東京都・千代田区合同帰宅困難者対策訓練では、以下のような訓練が実施されている。(東京都防災ホームページより)

目的	首都直下地震により、千代田区内の駅周辺に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、商業施設、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保に努める。
訓練想定	午前中の定刻に東京湾北部を震源とする直下型地震(M7.3)が発生 鉄道の運行停止により、駅周辺(地上、地下)に多数の帰宅困難者が出現
主な訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一斉帰宅の抑制</li> <li>企業における従業員の施設内待機</li> <li>従業員とその家族による災害用伝言板等を活用した安否確認</li> <li>駅や商業施設での利用者の一時保護</li> <li>●正確で迅速な情報提供</li> <li>鉄道の運行状況や一時滞在施設の開設状況などの情報提供</li> <li>●一時滞在施設の運営</li> <li>帰宅困難者の円滑な誘導</li> <li>民間企業や大学、自治体による一時滞在施設の開設、運営</li> <li>●帰宅支援</li> <li>災害時帰宅支援ステーションの開設</li> <li>バスによる要配慮者の埼玉県(さいたま新都心)への搬送</li> </ul>

現状において、区内で発生すると想定されている帰宅困難者は約 17.8 万人という膨大な人数が想定であり、区として帰宅困難者対策の一環としての訓練を何もしておかなくてよいというわけではない。そこで、現在は同じ臨海部を擁する港区の帰宅困難者対策訓練に区職員がオブザーバーとして参加している。しかしながら将来的には、区において区民が参加できる帰宅困難者対策訓練を実施することが望まれる。

#### **<意見事項32>一般事業者等に対する BCP の啓発**

区において災害が発生した際の事業継続計画(BCP:Business Continuity Planning、以下「BCP」という。)は整備されている。災害が発生する場合、区のみでの公助だけでは対処は困難であり、一般事業者自身が BCP を策定し、区との連携、すなわち自助・共助・公助の連携によってより効果的な防災活動を実施することが出来る。区においては、防災計画やホームページにおいて一般事業者等に対してBCPを行うことを公式に推奨しているとは言い難い。BCP は、例えばテロ、新型インフルエンザ、大事故等に対する計画であり、必ずしも防災に対してのみの対策とは限らない。また、一般事業者におけるBCP対策の責任はむしろ企業側にあり、自発的な対策を講じることが期待されるものでもある。しかしながら、例えば、中央区のように中小企業のためのBCP策定の重要性を啓発し、東京都の管理団体の実施するBCP策定支援事業へのリンクを張っているところもあり、区としてその周知において参考にすることも有益である。

## (5) 職員危機管理体制確立事業(防災課)

### ① 事業の概要

#### 1) 事業の目的、内容及び成果

職員危機管理体制確立事業は、災害時における地域救助・救護体制の整備に係るもう一つの事業である。具体的に、平成 28 年度においては、主に職員・管理職用防災服の調製、納品、印字(防災服背面に「江東区」と入れる)作業等を実施している。また、過去においては、震災に係る BCP 策定関連コンサルティングを受けている。

#### 2) 事業費

過去 3 年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	13,438	13,140	4,855
決算額(千円)	11,522	12,522	3,296
執行率(%)	85.7	95.3	67.9

主な事業費の内訳

費目	平成 28 年度 決算額(千円)	主な内容
需用費	2,999	消耗品費(職員用防災服 116 着、 管理職用防災服 28 着の調製等)
役務費	65	手数料
委託料	0	事務・業務委託料(*)
使用料及び賃借料	21	自動車・駐車場使用
負担金補助及び交付	210	研修参加費負担
合計	3,296	

(\*)事務・業務委託料は、平成 28 年度はゼロであったが、平成 26 年度は 5,184 千円、平成 27 年度は 6,048 千円支出している。過去の支出の主な内容は、BCP コンサルティング費用である。平成 29 年度以降は、その必要性に応じて予算が計上されることとなっている。

### ② 実施した監査手続き

- 1) 業務の概要を把握した上で、関連資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った
- 2) 関連する契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。

### ③ 監査の結果及び意見

#### 1) 区の BCP 策定

一般に、BCP とは、自然災害などの不測の事態に備えて、企業にとって中核となる事業の継続のために平常時から行うべき行動や緊急時における事業継続の方法・手段等を取り

決めておく計画を意味する。区においては、「江東区事業継続計画」が作成公表されているが、現状では以下のように震災編のみが作成公表されている。

「事業継続計画(BCP)は、大規模地震などの発生によって、人的・物的資源に被害が生じ、その使用が制約され、その結果、行政機能が低下する中であっても、最低限の機能を維持し、また危機の発生に伴い停止した機能を早期再開するための「対応の基本的な考え方」を示すとともに、「事前に取り組むべき対策事項・内容」を計画化したものである。」すなわち、「首都直下地震の発生により、行政機能が低下し、限られた人的・物的資源での対応が求められる場合でも、区民の生命・身体及び財産を守り、区民生活に不可欠な行政サービスを継続するための「対応の基本的な考え方」と、災害時の区の機能低下を最小限に留めるための「事前に取り組むべき対策事項・内容」を示すことを主たる目的として「江東区事業継続計画(震災編)(以下「区 BCP(震災編)」という。)」を策定している。」

#### <意見事項33> 震災編以外に係る BCP 策定

本来であれば BCP は震災に限定されるものではなく、例えば風水害といった他の災害に対しても検討・策定されていくべきものである。風水害における BCP は、その発生パターンが多岐にわたり、被害想定に限定が困難であるため、震災に比べ BCP の策定が困難であるとのことであった。しかしながら、もし風水害が発生することが想定され、被害が重大なものになることが見込まれるのであれば、可能な限り BCP 策定に向けた検討をしておくことが望ましい。このことは、大停電、新型ウィルス、武力攻撃、テロ等の脅威に対しても同様のことが言える。区では震災以外でも、例えば江東区水防計画、江東区新型インフルエンザ等対策行動計画・業務対応マニュアル、江東区国民保護計画を策定しているが、江東区水防計画と江東区国民保護計画については BCP が策定されていないため、必要と判断されれば、それらの災害等に対する BCP も事前検討する必要がある。今後の研究や調査が望まれる。

#### 2) 学校避難所運営協力本部連絡会

地震などの災害により自宅で生活ができなくなった地域住民の生活の場として、区が災害の規模に応じて 区立小中学校、高等学校、公共施設、民間施設に順次開設する避難者受入施設を避難所という。このうち、区立小中学校は避難所の受入の他に、在宅被災者を対象とした食料・水・生活物資の配給や応急医療活動及び地域の情報収集等の活動拠点としての役割も担うため、拠点避難所としている。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害がある方など要配慮者のうち、通常の避難所での生活が特に困難な方々向けの避難所として、区内の福祉施設等を選定し、二次避難所(福祉避難所)として位置付けている。

平成 29 年 7 月 1 日現在の避難所数は 195 であり、うち拠点避難所数は 68 である。また、二次避難所数は 21 である。

災害発生時に最優先に開設される拠点避難所である区立小中学校については、区・学校及び地域などの連携体制を強化するために、平成 25 年度より各学校単位で「学校避難所運営協力本部連絡会」を開催している。

平常時から避難所(学校)での役割分担や対応イメージなどを関係者間で共有し、事前

対策を進めることで災害時の円滑な避難所運営などにつなげることを目指し、学校(主催者側)、区、災害協力隊、消防団、PTAなどを参加者として年に1回程度連絡会を開催している。なお、区からは災害情報連絡員2名と避難所配置職員2名が連絡会に参加している。

避難所の運営には、学校教職員や施設職員、区職員、ボランティアなどが積極的に関わるが、膨大な仕事をこなすためにも地域の人々をよく知っているという点でも災害協力隊の協力は不可欠である。

#### ＜意見事項34＞学校避難所運営協力本部連絡会の開催の必要性

区では平成25年度から、原則として災害時に拠点避難所となる全ての小中学校に対して「学校避難所運営協力本部連絡会」を開催するように依頼しているが、過去3年間の開催実績は、平成26年度が67校中61校、平成27年度が68校中58校、平成28年度が68校中58校であった。区では未開催の学校に対して年に一度、開催の督促を行っているが、10校が当該連絡会を開催していない。

災害時における円滑な避難所運営がなされるためには、平常時から連絡会を開催して関係者間の連携を図ることは必要不可欠であり、小中学校は拠点避難所としての位置付けであるため、よりその重要性は高い。

そのため、学校に対して連絡会の開催を依頼し、全小中学校で連絡会が開催されるように努める必要がある。

#### ＜意見事項35＞学校避難所運営協力本部連絡会の区への報告の必要性

学校避難所運営協力本部連絡会には、区内在住あるいは近隣区在住の区から選定された、災害情報連絡員2名と、避難所の設置や運営にかかわる生活支援部、地域振興部、教育委員会事務局の区職員から選定された避難所配置職員の2名が参加しているが、その議事録等は作成されておらず、会議の内容が区に報告されていない。これは、各学校で開催される連絡会の内容等を区が把握しておく必要性は認識しているものの、区職員の業務負担を軽くしたいという配慮であるとのことであった。

しかし、区が認識しているとおり、学校避難所運営協力本部連絡会の内容を区が把握しておくことは重要である。このため、当会議に出席した区職員は、少なくとも会議の要旨と出席者、時間等は議事録として作成し、その内容を報告する必要がある。

なお、区では平成29年11月以降開催される学校避難所運営協力本部連絡会については、参加する区職員に対しその内容を報告するよう依頼済みである。

## (6) 消防団育成事業(防災課)

### ① 事業の概要

#### 1) 事業の目的、内容及び成果

消防団は、消防組織法に基づいて市町村に設置される消防機関である。消防団は消防署や区をはじめとする行政機関と、区における民間自主防災組織である災害協力隊や住民との間を繋ぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

区には、深川消防団と城東消防団の 2 団が存在する。平成 25 年 12 月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、市区町村は消防団への加入促進や消防団の処遇改善等について、必要な措置を講ずることが義務付けられた。また、平成 26 年度より江東区消防団運営委員会において審議し、深川・城東両消防署と連携し、消防団への加入促進に向けた取り組みを推進している。

特別区の消防団は、「特別区の消防団の設置等に関する条例」により各消防署の管轄区域を単位に設置され、「特別区の消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例」により総定員 16,000 名と規定されている。また、「東京消防庁例規集第 3 巻第 5 章」の消防団の配置定員において、深川消防団が 290 名、城東消防団が 280 名と定められている。

消防団員は消防署に勤務する常勤の消防職員と異なり、災害発生時に自宅や職場から現場へ行き、消火活動・救助活動を行う地方公務員法第 3 条に基づく特別職の非常勤公務員である。彼らにより意欲的かつ効果的に活動できるように環境を整備し、消防団の活動とその円滑な遂行を図るための支援を目的として、消防団に対して補助金を交付し、その活動のための資機材の供給や優良消防団員の表彰等を行っている。

#### 消防団の組織

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

団別	分団数	団員数	定員数	定員充足率	平均年齢
深川消防団	10	243	290	83.8%	48.7
城東消防団	8	248	280	88.6%	48.9
計	18	491	570	86.1%	48.8

#### 平成 28 年度消防団出動等実績(訓練・会議を含む)

消防団	出動等実績	団員数	一人当たり 出動等実績
深川消防団	1,291 件	243 人	5.31 件
城東消防団	678 件	248 人	2.73 件

## 2) 事業費

過去 3 年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	9,389	9,389	9,389
決算額(千円)	9,206	9,126	9,229
執行率(%)	98.1	97.2	98.3

主な事業費の内訳

費目	平成 28 年度 決算額(千円)	主な内容
需用費	1,487	消耗品費、食糧費、印刷製本費
役務費	43	郵便料、手数料
負担金補助及び交付	7,698	消防団補助金
合計	9,229	

### ② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

- 総務部防災課事業概要
- 所属別事業別歳出一覧表
- 江東区事務概説

2) 需用費の内容について質問し、必要に応じて証憑類と照合し金額の検証を行った。

3) 消防団補助金交付申請書等の支出決裁書類を入手して、内容の検討を行った。

4) 消防団からの事業報告書、収支報告書、補助金精算書を入手して、内容の検討を行った。また、当該文書の算定根拠証憑と照合し金額の検証を行った。

### ③ 監査の結果及び意見

#### <意見事項36> 消防団に対する補助金の交付対象事業や使途の明確化

区は、深川消防団と城東消防団に対して、消防団に対する補助金交付要綱に基づき、消防団の業務の円滑な遂行に寄与することを目的として補助金を交付している。しかし、補助金の交付対象事業や使途が要綱に定められていない。

平成 28 年度の消防団の決算額は深川消防団が予算と全く同額であり、城東消防団は 3,848 千円と予算とほぼ同額であった。区では決算額が予算の範囲内であれば問題なしとしているが、同決算額をサンプルで領収書と照合した結果、支出額のすべてが防災活動において発生したものであるかどうかを確かめることができなかった。

江東区補助金交付規則第 3 条第 2 項では、補助事業者等は、法令及び補助金等の交付の目的に従い、誠実に補助事業等を行うように努めなければならないと定めており、補助金の交付には補助対象事業を特定することが前提となっている。このため、区は、補助金の交付にあたっては、交付対象事業を明確にする必要がある。

#### <意見事項37> 消防団に対する補助金の交付額の見直しと算定根拠の明確化

消防団に対する補助金交付要綱第3条は、各団に対する補助金限度額を年額3,850千円と定めているがその根拠は不明である。また、当該要綱は昭和44年に施行されたが、仮に平成16年での改正事項が補助金限度額でなければ、補助金限度額は48年間一度も変更されていないことになる。また、少なくとも平成26年度から平成28年度までの3年間は深川消防団、城東消防団ともに上限額の3,850千円が交付されている。

消防団員数は、深川消防団243名、城東消防団248名と差がないが、平成28年度の出動実績は、深川消防団1,291件に対し城東消防団678件と、深川消防団は城東消防団の約2倍の件数となっている。また、分団数についても深川消防団は第10分団までであるのに対し、城東消防団は第8分団までとなっている。このように実績や規模に差異がある二つの消防団に対して、同額の補助金を交付していることは、消防団の活動の実態を考慮していないといえる。また、社会情勢や区の財政状況は年々変化するため、数十年も金額に変更がなされていないことは適切ではない。事実、平成28年度消防団出動等実績にも表れているように、昭和44年以降の当該要綱の施行以降、区では豊洲地区が造成され同地区の住民が増加しているため、同地区を所管する深川消防団の負担が増加していることは明らかである。このため漫然と補助金の限度額を交付するのではなく、消防団の活動状況等を勘案し、その用途及び算定根拠を明らかにした上で決定した金額を補助金として交付する必要がある。

#### <意見事項38> 消防団の定員不足解消の必要性

消防団員の定員は、深川消防団が290名、城東消防団が280名と定められており、平成29年4月1日現在の団員数は、深川消防団が243名、城東消防団が248名であった。そのため定員充足率は深川消防団が83.8%、城東消防団が88.6%であった。

平成29年4月1日現在特別区消防団58団全体の充足率は84.5%であり、区の消防団は概ね平均的な充足率ではあるが、各団ともに定員割れとなっており、当面の充足率目標率である90%を下回っている。消防団の募集は必要であり、とりわけ出動実績の多い深川消防団の団員確保は重要である。

区では区報等により消防団員を募集しており、消防団の募集チラシは配布していたものの数が足りていない状況であった。消防訓練は、放水訓練など消防団の活動を区民にPRする場でもあることから、定員充足のために積極的に活動する必要がある。

## (7) 民間防災組織育成事業(防災課)

### ① 事業の概要

#### 1) 事業の目的、内容及び成果

地域並びに地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有することが災害対策基本法で定められている。

しかしながら、これらの機関だけでは災害の防止や十分な災害応急活動を行うことはできない。そこで、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神に基づいて、地域住民同士が互いに助け合い協力して救出・救護体制の強化を図るべく、民間防災組織の結成と活動を支援している。

災害対策基本法においても、上記責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、地域の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない旨が定められている。

#### 2) 事業費

過去 3 年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	49,148	50,428	52,549
決算額(千円)	44,225	44,806	46,039
執行率(%)	90.0	88.9	87.6

主な事業費の内訳

費目	平成 28 年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	26	謝礼金
需用費	19,029	消耗品費、印刷製本費、修繕料
役務費	1,237	郵便料、運搬料、保険料、手数料
委託料	714	業務委託料
使用料及び賃借料	93	会場・器具使用料、駐車場使用料
負担金補助及び交付	24,937	災害協力隊助成金 16,890 防火防災協会補助金 1,000 消防少年団補助金 200 防災士資格取得助成金 1,827 避難行動要支援者補助金 5,020
合計	46,039	

② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

- 総務部防災課事業概要
- 所属別事業別歳出一覧表
- 江東区事務概説

2) 各種補助金や助成金の要綱及びその交付に関連する申請書等の支出決裁書類を入手して、内容の検討を行った。

3) 災害協力隊への防災資機材貸与に関連する申請書等の支出決済書類を入手して、内容の検討を行った。

4) 災害協力隊が提出した実績報告書及び添付書類等を閲覧・通査して、内容の検討を行った。また、当該文書の算定根拠証憑を入手して金額の検証を行った。

5) 消耗品費の支出実績明細(歳出予算差引簿)を入手して、金額の大きい取り引きについて証憑突合を実施した。

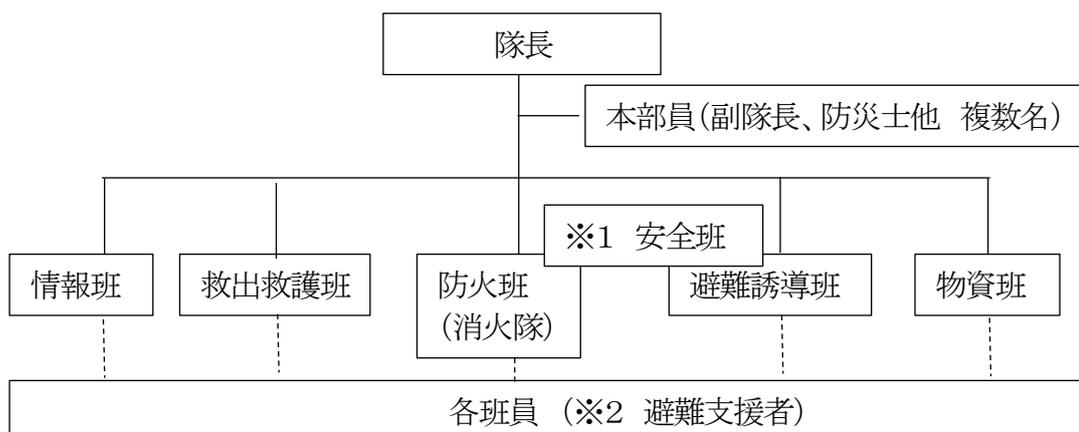
③ 監査の結果及び意見

1) 災害協力隊

災害協力隊は、各地域の町会・自治会や管理組合を中心に結成されている区の自主防災組織である。かつては水害対策としての自主防災組織であったが、昭和 49 年に震災対策を重点にした組織へと新しく陣容を再編成し、以後積極的に地域の自主防災訓練及び防災意識の普及高揚に努めている。平成 28 年度末日現在で 314 隊(平成 29 年 7 月末で 317 隊)が結成されている。

平常時には防災知識の普及、防災訓練などを行い、災害時には情報の収集・伝達、出火防止と初期消火活動、救出救護活動、安否確認、避難誘導、さらに避難所の開設・運営に携わっている。

組織の編成



※1:高層住宅では、防火班と避難誘導班を兼ねた安全班を設置することもある。

※2:避難支援者は、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を行う。

### 第3 監査の結果及び意見

#### 江東区災害協力隊活動助成金

世帯数	金額
100 未満	30,000 円
100 以上～500 未満	50,000 円
500 以上～1,000 未満	70,000 円
1,000 以上～2,000 未満	90,000 円
2,000 以上～3,000 未満	110,000 円
3,000 以上	130,000 円

#### 災害協力隊地区別隊数一覧 平成 29 年 7 月 1 日現在

地区名	災害協力隊数 (隊)	隊員数 (人)	世帯数 (世帯)
深川地区	白河	29	1,295
	富岡	29	943
	豊洲	64	1,360
	小松橋	16	712
	東陽	24	715
	小計	162	5,025
城東地区	亀戸	32	1,221
	大島	32	1,382
	砂町	50	1,212
	南砂	41	1,032
	小計	155	4,847
合計	317	9,872	176,889

#### 防災資機材貸与一覧

内容	内訳・個数
災害協力隊被服等	防災服上下・帽子・長靴・腕章・ヘルメット
ハンドマイク	2 台
サーチライト	2 台
担架	1 台
避難用ロープ	5 本
救急箱	1 箱
隊旗	1 本
救急用作業工具一式	救助ロープ・強制侵入工具・カナテコ・大ハンマー・ パール・格納箱・格納箱を移動させる荷台

**<意見事項39> 災害協力隊活動助成金の繰越金**

災害協力隊活動助成金は災害協力隊に対し、防災資機材等の管理等のために世帯数に応じて 30 千円から 130 千円の助成金を交付するものである。実績報告書を閲覧した結果、助成金額に対して多額の繰越金を計上している隊が存在した。繰越金残高が 100 千円超の隊は 27 隊が該当し、少なくとも 2 年以上は繰越金額が大きい状態とのことである。また 27 隊のうち最も金額の大きいものは約 348 千円であった。なお、27 隊の大部分は支給額が年 70 千円以下となっている。このように支給額に対し繰越金額が多額の隊について、区は、災害協力隊の活動内容はその自主性を重んじている点、多額の防災機器等を購入する目的で繰越金を増やしている隊があるとして、特段の対策を講じていない。

しかし、提出された実績報告書には繰越理由は記載されているものの、購入予定の防災機器の金額が記載されていないため、繰越金額の妥当性を確認することができなかった。

よって、助成金交付の実効性・有効性を図るべく、次期繰越金の残高が大きい隊については繰越理由である防災機器の予定購入額を把握し、購入スケジュールを把握する必要がある。また、実際にそのスケジュールどおりに購入されたことを確認するような体制を整備する必要がある。

**<意見事項40> 災害協力隊活動助成金の交付要綱と実績報告書等提出要領の不整合**

現在、災害協力隊活動助成金交付要綱において、災害協力隊活動助成金の交付対象となる事業経費と災害協力隊活動助成金実績報告書等提出要領で定める交付対象事業経費について、以下のとおり不整合が生じている。

補助金の交付対象の相違

	災害協力隊活動助成金交付要綱	災害協力隊活動助成金実績報告書等提出要領
対象	補助対象事業	補助対象経費
1	防災資機材等の管理	防災資機材の管理(追加購入や更新を含む)
2	防災知識の普及及び防災意識の高揚活動	防災知識の普及及び防災意識の高揚活動(学習会など)
3	防災訓練等	防災訓練等(マンションの消防法に基づく自衛消防訓練は対象外)
4	その他災害協力隊の防災活動	その他災害協力隊の防災活動(要支援者調査、事務用品購入など)

上記のとおり、同助成金の交付要綱では防災資機材等の管理として物品の購入は認めない標記になっているが、実績報告書等提出要領においては例として物品の購入があげられている。また、要綱では飲食を認める文言はないが、要領ではアルコール飲料の購入は認めない等の決まりがあり、要領においては飲食を認めているようにも読める。これは、災害協力隊活動助成金の使途に柔軟性を持たせるために要領において、助成金の使途を

拡大解釈したところ、交付要綱と実績報告書提出要領の内容に乖離が生じたものと考えられる。

区は、災害協力隊活動助成金の交付要綱又は実績報告書等提出要領を修正し、両者の整合性を図る必要がある。

#### ＜意見事項41＞活動していない災害協力隊の活性化

平成 28 年度の災害協力隊活動助成金は予算 18,910 千円に対して支出額 16,890 千円であり、執行率は 89.3%となっている。これは、区は全ての災害協力隊が交付申請することを想定して予算策定をしているが、実際に交付申請しない隊が存在するためである。災害協力隊が助成金の交付申請をしない理由は不明であるが、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間で継続して助成金を申請していない隊は 24 隊である。さらに、この 24 隊のうち 11 隊は自主防災訓練を実施しておらず、かつ区主催の災害対策連絡協議会、リーダー講習会、防災士フォローアップ研修等にも未参加であった。当該 11 隊については、形式的に存在しているだけで実質的に防災活動を行っていない可能性が高く、この場合、地域住民同士が互いに助け合い協力して救出・救護体制を強化するという目的が達成できないことになる。

そのため、活動を行っていない災害協力隊については区の主催する講習会や研修等への参加を促し、災害協力隊の円滑な運営を行うように働きかける必要がある。

#### ＜指摘事項 5＞活動していない災害協力隊防災資機材の返還手続き

＜意見事項 41＞(上記)で述べたとおり、災害協力隊のうち 11 隊は実質的に防災活動を行っていない可能性が高い。災害協力隊防災資機材貸与要綱第 7 条では、隊が解散又は隊が活動していないと区長が判断したときは、隊は速やかに防災資機材を返還しなければならないと定めている。一方で、災害時に備えて地域の中に防災資機材が使用可能な状態で保管されていることは重要である。このため、区は、一義的には災害協力隊の活性化を促す必要があるが、当該 11 隊の活動状況を調査し、災害協力隊が実態として存在しておらず今後も再編成する可能性が低いと判断した場合には、防災資機材の返還手続き等を行い、防災倉庫等に預かり保管をして防災資機材の保守等の措置を講じる必要がある。

#### ＜意見事項42＞災害協力隊員の高齢化への対策

区が実施した自助・共助の防災活動を高めるための地域訓練に参加したところ、災害協力隊員に高齢者が多くいた。区では災害協力隊の年齢を直接集計したデータ等はないため平均年齢は不明であるが、区においても高齢化が進んでいることは間違いないと認識している。災害協力隊は各地域の町会・自治会等がその母体となっているため、住民の高齢化に比例して隊員も高齢化しており、特に城東地区においてその傾向が顕著であると区は考えているが、深川地区に属する豊洲地区は実際に若い隊員が増えており、毎年城東地区で開催される大島区民まつりに多くの親子連れが参加していることからわかるように、住民の高齢化が原因とは言い切れない。

災害時においては年齢の若い区民も災害協力隊に協力すると思われるが、防災知識が

あるなしでは活動内容に大きな差があると思われるため、災害協力隊における高齢化の解消は重要である。そのため、若年層の隊員確保の重要性を各災害協力隊に対して伝達するとともに、若年層の隊員を確保するよう災害協力隊に要請することが望まれる。

#### 2) 防火防災協会補助事業

区では、深川防火防災協会及び城東防火防災協会が防火・防災に関して実施する啓蒙・宣伝・指導その他防火防災事業に対して、補助金を交付している。防火防災協会は、補助金を交付された場合、会計年度終了後速やかに当該年度に係る実績報告書等を区長に提出することが求められている。

#### <指摘事項 6> 防火防災協会収支報告書の金額不一致の調査とチェック体制の確立

深川防火防災協会及び城東防火防災協会の平成 28 年度における収支報告書及び補助金支出内訳を閲覧した結果、深川防火防災協会については、収支報告書の歳出の部における決算額と、補助金支出内訳の支出額が不一致であった。また、城東防火防災協会については収支報告書の支出の部における決算額の合計金額が内訳の合計額と不一致であった。

防火防災協会に対する補助金交付要綱では、区は必要があると認めたときは、補助金の収支状況につき調査することができるとしているが、これは、収支報告書が適切に作成されているかどうかを区で確認することが前提であり、金額の不一致等がある場合は収支報告書の調査をする必要がある。

また両防火防災協会においても収支報告書のチェックがなされていないと考えられることから、防火防災協会に対し収支報告書のチェック体制を確立するよう指導する必要がある。

#### 3) 消防少年団補助事業

消防少年団は、原則、消防署管轄区域に居住又は通学する小学生1年生から高校3年生までの児童・生徒と、消防少年団の活動を支援する指導者等で構成されている団体である。防火・防災に関する知識・技術を身につけるとともに、規律ある団体活動や奉仕活動などを通じて、社会の基本的なルールを守り、思いやりの心を持った責任感のある大人に育つことを目的としている。

東京消防庁管内では、地域の消防署ごとに 80 の消防少年団がある(平成 28 年 5 月 1 日現在)。区には、深川消防少年団及び城東消防少年団の 2 団があり、その 2 団が実施する防災事業活動に対して、区は補助金を交付している。

江東区消防少年団に対する補助金交付要綱

(補助金の交付対象)

第 2 条 補助金は、消防少年団が防火・防災の活動事業を行うために要する経費のうち、区長が必要かつ適当と認めたものに交付する。

(補助金の交付額)

第 3 条 補助金の交付額は、前条に掲げる事業に要する経費の一部とし、一消防少年団当たり 10 万円を限度とする。

**<意見事項43> 消防少年団に対する補助金の交付対象について**

区では江東区消防少年団に対する補助金交付要綱により、深川消防少年団と城東消防少年団に対して消防少年団が防火・防災の活動事業を行うために要する経費として 100 千円を限度として補助金を交付している。平成 28 年度は、両団ともに上限額の 100 千円が交付されており、補助金の支出内容は以下のとおりであった。

区分	科目	支出金額	備考
深川消防少年団	研修費	100,000 円	野外活動(キャンプ)における施設使用料として
城東消防少年団	研修費	100,000 円	夏季総合学習(野外活動)費として

両団ともに補助金に対するの収支報告書が提出されているが、その歳出使途が何れも野外活動キャンプの施設使用料等であった。確かに野外キャンプにおいて防火・防災の訓練等による活動を行うことができるが、報告書からそれを読み取ることは困難である。

このため、区は、両団に対し、補助金の使途を野外活動とするのであれば、その野外活動において、どのような防火・防災活動(訓練を含む)を行ったのか、また、野外活動をどう防火・防災訓練に生かしているのか、考え方も合わせて報告させる必要がある。

なお、両団ともに1年間の活動結果を一覧にて明らかにしており、その中で防火・防災の訓練を行っているため、これら活動において支出した金額に補助金を充当することも一つの方法である。

4) 防災士資格取得助成事業

区では、地域防災の担い手の育成を促進し、もって減災及び地域防災力の向上に寄与することを目的として、災害協力隊に所属するものが防災士(特定非営利活動法人日本防災士機構に認証登録された者)の資格を取得するために要する費用を、平成 23 年度から助成している。

また、防災士の能力を維持することにより地域防災力の向上促進を目的として、防災士資格取得者を対象に、平成 24 年度から毎年度 1 回「防災士フォローアップ研修」を行い、講演会を開催している。

江東区防災士資格取得助成金交付要綱

(助成対象者)

第 3 条 助成対象者は、災害協力隊に所属する者とする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第 4 条 助成対象経費及び助成金の額

- (1) 防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士研修講座(以下「講座」という。)の受講料
- (2) 防災士機構が実施する防災士資格取得試験(以下「試験」という。)の受験料
- (3) 防災士機構の防災士認証登録料

2 助成金の額は、1 人当たり 61,000 円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

**<意見事項44> 防災士資格取得助成金の交付人数を制限することの妥当性の検討**

区では、災害協力隊に所属するものが防災士の資格を取得するために要する費用を、平成 23 年度から助成しているが、「防災士資格取得助成金交付要綱」第 4 条における助成対象経費は一人当たり 61,000 円が上限であるが、平成 29 年 3 月 31 日現在の防災士資格取得費用は以下のとおり一人当たり 60,920 円であるため、同額を助成している。

必要経費	金額
1 防災士研修講座の受講料	52,920 円
2 防災士資格取得試験受講料	3,000 円
3 防災士認証登録料	5,000 円
合計	60,920 円

また、要綱には明文の規定はないが、慣例として交付人数の上限を毎年度 30 名としている。助成金の交付申請者が 30 名を超す場合、区では防災士がいない災害協力隊に所属している者を優先する方法で交付決定者を決定している。また、平成 27 年度及び平成 28 年度は防災士資格取得の希望者が 30 名を数名超過したため、防災士資格の取得を希望しているものの助成を受けられない者が生じた。

災害協力隊に一人でも多くの防災士がいるほうが、災害時に区民の安全を確保するためには有用であると考えられることから、交付人数に上限を設けることなく、地域防災に協力する意思のある申請者全員に機会が与えられるよう配慮することが望まれる。

**<意見事項45> 防災士資格取得者の計画的な確保の必要性**

区では各災害協力隊に最低 1 名の防災士を置くことを目標としているが、区で把握している防災士の資格の取得隊数とその取得比率は以下のとおりであった。

平成 29 年 3 月 31 日現在

地区名	災害協力隊数(隊)	防災士のいる隊数(隊)	防災士資格取得比率(%)	
	(A)	(B)	(B/A)	
深川地区	白河	29	13	44.8
	富岡	29	11	37.9
	豊洲	63	34	54.0
	小松橋	16	12	75.0
	東陽	23	10	43.5
	小計	160	80	50.0
城東地区	亀戸	32	16	50.0
	大島	32	12	37.5
	砂町	50	21	42.0
	南砂	40	22	55.0
	小計	154	71	46.1
合計	314	151	48.1	

防災士取得者が所属していない災害協力隊の比率は深川地区、城東地区ともに、約 50%程度に留まっている。また、区では平成 29 年度において新たに 3 隊の災害協力隊が結成されたことからわかるように、住民の増加により、災害協力隊が新たに結成される可能性が高いため、目標達成がさらに遅れることが予想される。

よって、区は全ての災害協力隊に防災士を配置するまで目標達成の時期と、当該目標達成までの過程を明確にして計画的に防災士の資格取得者を確保していく必要がある。

**<意見事項46> 防災士フォローアップ研修の参加率の向上の必要性**

区では、防災士の能力を維持することにより地域防災力の向上促進を目的として、防災士資格取得者を対象に平成 24 年度から毎年度 1 回「防災士フォローアップ研修」を行い、講演会を開催しているが、その研修での防災士参加率は以下のとおりである。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
研修対象人員(人)	145	174	201
防災士参加人員(人)	93	102	108
防災士参加率(%)	64.1	58.6	53.7

上記のとおり、防災士の参加人数自体は増加しているが、研修対象者の増加率に比して少ないため、結果として防災士参加率が低下傾向にある。このため、区は研修対象者に「防災士フォローアップ研修」の重要性を認識させ、研修参加を啓発することが望ましい。

5) 避難行動要支援者避難支援活動補助金

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正を受け、区では災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害がある者を登載した「避難行動要支援者名簿」を作成している。その上で、自らが避難行動要支援者であることを災害協力隊等の外部への情報提供に同意した者を対象に災害時に備えた個別の避難支援計画(個別計画)の作成等を災害協力隊に依頼している。区は、平常時の活動として同意者名簿をもとに訪問調査を行っている災害協力隊等に対し、個別計画の作成や更新による活動費等の補助を行っている。

江東区避難行動要支援者避難支援活動補助金

世帯数	金額
100 未満	5,000 円
100 以上～500 未満	15,000 円
500 以上～1,000 未満	25,000 円
1,000 以上～1,500 未満	45,000 円
1,500 以上～2,000 未満	60,000 円
2,000 以上～2,500 未満	75,000 円
2,500 以上～3,000 未満	80,000 円
3,000 以上	90,000 円

### 第 3 監査の結果及び意見

予算額は、区にある全ての災害協力隊が支援を行うことを前提に 7,135 千円と積算されているが、実際支出額は 5,020 千円であり執行率は 70.4%に留まっている。これは、当該支援活動を行っていない災害協力隊があることと、実際に支援活動を行っているものの交付申請を行っていない災害協力隊があることが原因であり、各災害協力隊の補助金の申請状況は以下のとおりである。

区分	隊数
交付申請をし、補助金の交付を受けた隊	197
交付申請をしたものの、補助金の交付を辞退した隊	5
区に協力しているが交付申請をしていない隊	21
区からの協力依頼を断っているため交付申請しない隊	94
合計	317

災害協力隊の中に区の協力依頼を断っている隊や補助金を受け取らない隊がある理由として、災害協力隊が町会・自治会内の要支援者宅を訪問し、個別計画を作成するのに特別な費用が発生することは少ないことがあげられる。

#### <意見事項47> 避難行動要支援者避難支援活動補助金の交付要綱と提出要領の不整合

江東区避難行動要支援者避難支援活動補助金交付要綱と、避難行動要支援者避難支援活動補助金実績報告書等提出要領における補助対象経費が以下のとおり整合していない。

##### 補助金の交付対象経費の相違

	江東区避難行動要支援者避難支援活動補助金交付要綱	避難行動要支援者避難支援活動補助金実績報告書等提出要領
1	消耗品費	消耗品費(筆記用具の購入など)
2	印刷費	印刷費(個別計画等のコピー代など)
3	交通費	交通費(公共交通機関の運賃や駐車場代など)
4	通信料	通信料(要支援者宅への連絡などに要した電話料金など)
5	かばん等訪問等調査に要する物品の購入	—
6	—	防災資機材購入費(追加購入や買い替えを含む)
7	—	訪問等調査活動費(訪問等調査に従事した隊員などの食事代など)
8	—	その他(要支援者対策の勉強会や打合せ費用など)

江東区避難行動要支援者避難支援活動補助金交付要綱では第 1 条において「自主防

災組織等が行う支援活動の実施に要する費用の一部を補助することにより、高齢者、障害者その他の避難行動要支援者の避難支援体制の構築を支援し、もって地域防災力の向上を図ることを目的とする」と定めている。その上で、補助対象経費としては個別計画の作成に直接支出した費用のみに限定している。一方で、避難行動要支援者避難支援活動補助金実績報告書等提出要領では、地域における避難支援体制の構築に必要な経費を広く認めている。また、補助金の交付を受けた多くの災害協力隊では訪問活動を行った者に対して謝金を支払っているのが実情である。

要綱は公表されており、この要綱をもとに充当する経費がないとして補助金の交付を申請しない災害協力隊もあると考えられることから、補助金交付要綱と実績報告書等提出要領の不整合を解消する必要がある。

なお、今後区は避難行動要支援者を地域の中で支援する体制づくりを後押しするのであれば、実績報告書等提出要領に沿って要綱を見直すことも一つの方法ある。また、災害協力隊に対し謝金の支払いを認めるのであれば、要綱に明文化するとともに、その金額が恣意的に決定されることの内容に、調査1件あたりあるいは活動者一人あたり活動費の上限を定める等、一定の方針を設ける必要がある。

#### ＜意見事項48＞ 避難行動要支援者避難支援活動補助金の使途の適正性

避難行動要支援者避難支援活動補助金交付要綱では、補助対象経費を個別計画及び個別計画報告書の作成及び更新に要する消耗品費及び印刷費、交通費並びに通信料並びにかばん等訪問等調査に要する物品の購入に係る経費としている。しかしながら、サンプルとして抽出した任意の12件のうちの5件について建材費、敬老記念品、介護式車椅子や多額の飲食費等、個別計画の策定とは無関係な支出に充当されていた。

一方で、避難行動要支援者避難支援活動補助金実績報告書等提出要領には、補助対象経費として防災資機材購入費や要支援者対策の勉強会や打合せ費用などが認められており、災害協力隊は当該要領に従い支出をしていることになっているが、それらが実際に避難行動要支援者避難支援活動補助金実績報告書等提出要領の目的に沿った支出であるかどうか、確証が得ることができなかった。

よって、区は災害協力隊の支出について、不適切な支出を含んでいることが懸念される場合には、当該支出の目的適合性を確かめる必要がある。

#### ＜意見事項49＞ 避難行動要支援者避難支援活動補助金の繰越金の繰越理由の適正性

避難行動要支援者避難支援活動補助金交付要綱では、交付される予定の補助金の全部または一部を次年度以降に繰り越し、積立を行う場合は、その積立金の使途計画すなわち目的、購入予定商品名、金額、支出予定時期等を記載した書類を区に提出する必要がある。

区に提出された積立金残高調書を通査した結果、繰越用途が自動体外式除細動器(以下「AED」という。)や投光機といった、防災資機材には該当しないものために積み立てられていた。とりわけAEDは耐用年数が最長で8年と短く、日常的な管理が必要であることから、災害に備えて倉庫で保管する資機材としても適さないものである。

### 第 3 監査の結果及び意見

---

災害協力隊によっては、当該補助対象経費を災害協力隊活動助成金の対象経費と同様であると捉えている可能性があるため、区において当該補助対象事業及び補助対象経費にあたる防災資機材を明確にし、災害協力隊に伝達した上で、適正な補助金の積み立てを行うよう指導する必要がある。なお、防災資機材にはあたらないが、避難行動要支援者の避難支援体制の構築に資するため補助金の交付対象経費に含めることが望ましいと考えられるものについては、必要に応じて要綱及び要領を修正する必要がある。

## (8) 避難行動要支援者名簿の作成(福祉課、防災課)

### ① 事業の概要

#### 1) 事業の目的、内容及び成果

阪神淡路大震災や東日本大震災において自力で避難することが困難な高齢者や障害者が多数犠牲になったことから、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、市区町村に、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられた。

避難行動要支援者名簿とは、災害等が発生した場合に自ら避難することが困難な者で、また円滑、かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下、「避難行動要支援者」という。)について避難の支援、安否の確認その他の必要な措置(以下、「避難支援等」という。)を実施するための基礎となる名簿である。

避難行動要支援者の要件について法律等での規定はないが、要介護状態区分、障害者支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認められる者が支援者対象から漏れないように市区町村が定めることとされている。

区では「江東区避難行動支援プラン」で避難行動要支援者を定義しており、内容は以下のとおりである。

区分 1	75 歳以上のひとり暮らしの高齢者または 75 歳以上のみの世帯員であるもの
区分 2	介護保険制度における要介護 3 から 5 に該当するもの。ただし、特別養護老人ホームに入所している者を除く
区分 3	身体障害者手帳の肢体不自由者(各個別等級) 1 級及び 2 級、視覚、聴覚障害の 1 級及び 2 級に該当するもの
区分 4	愛の手帳の 1 度及び 2 度に該当する者
区分 5	上記区分 1～4 に該当しない要配慮者のうち、災害時の避難に支援を希望する者

区では、災害時に避難支援者が安否確認や避難支援等を円滑、かつ迅速に行えるように 2 種類の名簿を作成している。

関係機関共有方式名簿は避難行動要支援者を掲載した名簿であり、避難支援等に携わる関係機関に提供される。

同意方式名簿は避難行動要支援者のうち、災害協力隊等の地域団体に情報を提供されることに同意した者の名簿であり、災害時の地域における「自助」「共助」を推進し、地域の安心・安全体制を強化することを目的としている。同意方式名簿掲載者に対しては災害協力隊が中心となって個別計画を作成する。個別計画とは避難行動要支援者一人一人に対する災害時の支援者や避難支援等の方法を示した避難支援計画である。

### 第 3 監査の結果及び意見

	関係機関共有方式名簿	同意方式名簿
内容	避難行動要支援者の情報(氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由等)を掲載した名簿。 江東区個人情報保護条例第 16 条第 2 項第 4 号の規程により、本人からの同意は得ずに作成される。	関係機関共有方式名簿に登録される者のうち、外部への情報提供に同意を得た者を記載した名簿
作成方法	住民基本台帳等のデータより抽出 3 か月に一度更新される。	避難行動要支援者に「江東区避難行動要支援者名簿の外部提供同意書」を郵送し、同意を得た者を掲載。 初回発送は平成 26 年度であり、それ以降は 3 年ごとに発送する。 ただし、区役所等において名簿登録は随時受付している。
管轄	福祉課福祉管理係	福祉課福祉管理係及び防災課災害対策係
設置場所	区 消防署 警察署、社会福祉協議会 拠点避難場所(小中学校)	区 災害協力隊 民生・児童委員 地域包括支援センター
設置方法	区:紙及び電子データ 区以外:紙。原則として年 1 回提供し、古い名簿は回収される。	区:紙及び電子データ 区以外:紙。原則として年 1 回提供し、古い名簿は回収される。
活用方法(平常時)	—	災害協力隊等により訪問等の調査を実施し、個別計画を作成
活用方法(非常時)	名簿に基づく安否確認・避難支援等	名簿及び個別計画による安否確認・避難支援等

## 2) 事業費

### 過去 3 年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	4,773	489	489
決算額(千円)	3,465	305	277
執行率(%)	72.6	62.5	56.8

平成 26 年度に同意方式名簿を作成するために避難行動要支援者に対し、外部提供同意書を郵送し回収及び情報のデータ入力等を行う作業を業務委託している。

1)①に記載のとおり、同意書の発送は平成 26 年度を初回として 3 年ごとのため、27、28 年度の業務委託はない。

### 第 3 監査の結果及び意見

#### ② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して検討を行い、必要に応じ担当者へ質問等を行った

- 江東区避難行動支援プラン
- 災害協力隊の一覧等

2) 関連する契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。

#### ③ 監査の結果及び意見

##### 1) 避難行動要支援者名簿の作成について

平成 26 年度から平成 28 年度までの関係機関共有方式名簿及び同意方式名簿の掲載人員は以下のとおりである。

##### 平成 26 年度

区分	1 高齢者	2 要介護	3 身障者	4 愛の手帳	5 その他	合計 (実人数)
A 関係機関共有方式名簿(人)	27,397	4,782	2,977	610	89	31,936
B 同意方式名簿(人)	12,022	1,634	1,456	313	89	14,054
同意割合(B/A)	43.8%	34.2%	48.9%	51.3%	100.0%	44.0%
C 平成 27 年 3 月現在の人口						493,979
避難行動要支援者割合 A/C						6.5%

##### 平成 27 年度

区分	1 高齢者	2 要介護	3 身障者	4 愛の手帳	5 その他	合計 (実人数)
A 関係機関共有方式名簿(人)	31,314	5,773	3,185	646	145	36,993
B 同意方式名簿(人)	11,816	1,396	1,421	318	145	13,784
同意割合(B/A)	37.7%	24.2%	44.6%	49.2%	100.0%	37.3%
C 平成 28 年 3 月現在の人口						501,774
避難行動要支援者割合 A/C						7.4%

##### 平成 28 年度

区分	1 高齢者	2 要介護	3 身障者	4 愛の手帳	5 その他	合計 (実人数)
A 関係機関共有方式名簿(人)	35,378	6,804	3,318	671	254	42,168
B 同意方式名簿(人)	11,116	1,140	1,348	318	254	12,969
同意割合(B/A)	31.4%	16.8%	40.6%	47.4%	100.0%	30.8%
C 平成 29 年 3 月現在の人口						506,329
避難行動要支援者割合 A/C						8.3%

＜意見事項50＞外部提供同意書の発送頻度について

同意方式名簿への意思確認となる「江東区避難行動要支援者名簿の外部提供同意書」は郵送による返信で行っているが、この手続きは平成 26 年度を初回とし、その後は 3 年ごとに実施することになっている。3 年というサイクルは区独自のものであり、同意方式名簿への登録は郵送による手続き以外に区報やホームページ等による周知により希望するものからの届出の受付及び登録を行っていることから費用対効果など総合的に判断して決定している。

上記の表のとおり、関係機関共有方式名簿に記載される避難行動要支援者数は平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間で 10,232 人増加しており、主な増加要因は高齢者 7,981 人、要介護者 2,022 人である。

区としては、同意方式名簿への登録は区報やホームページ等による周知により可能であることから 3 年ごとの同意書発送にしているとのことであるが、平成 26 年度の初回発送以降、同意方式名簿記載人員は 1,085 人減少、同意割合も 44.0%から 30.8%まで減少している。このため、避難行動要支援者の増加数から考えて、現在の区報等での周知では必要としている対象者に情報が届いていない可能性がある。

避難行動要支援者の増加が単純に同意式名簿人員の増加につながるものではないが、高齢化やそれに伴う要介護者の増加を考えると、現状の 3 年ごとの同意書発送頻度や区報等による周知方法を見直し、必要な情報が対象者に届き、それにより災害協力隊等、地域での共助の活動体制が整備されるようにする必要がある。例えば従来の方法に加えて新たに要支援者となったときに同意書を発送する等の方法が考えられる。

2) 個別計画作成が進んでいない地域について

同意方式名簿に掲載された避難行動要支援者に対しては災害協力隊が中心となって個別計画作成し区に提出することになっている。個別計画作成状況について全体としては以下のとおりで、名簿掲載者人員数に対し個別計画作成済みとなっているのは 50%にとどまっている。

地区	災害協力隊数	名簿掲載人員数 A	個別計画 作成済み人員 B	作成割合 B/A
白河	29	880	475	53.9%
富岡	27	789	287	36.3%
小松橋	16	798	574	71.9%
豊洲	61	1,415	544	38.4%
東陽	23	921	437	47.7%
亀戸	32	1,376	742	53.9%
砂町	49	2,175	907	41.7%
大島	32	1,962	1,198	61.0%
南砂	39	1,230	609	49.5%
合計	308	11,546	5,773	50.0%

### 第3 監査の結果及び意見

また、個別計画作成状況を災害協力隊ごとに見ると状況は様々であり名簿掲載人員に対し個別計画の作成がほぼできている場合や、全く作成されていない隊もある。以下は個別計画作成が進んでいない隊の例である。

地区	災害協力隊名	名簿掲載人員数(人)	個別計画作成済人員(人)	地区	災害協力隊名	名簿掲載人員数(人)	個別計画作成済人員(人)
亀戸	a	102	0	砂町	e	227	2
亀戸	b	108	2	砂町	f	104	1
亀戸	c	144	0	豊洲	g	369	0
砂町	d	241	3	大島	h	191	0

#### <意見事項51> 災害協力隊の状況に合わせた対応

災害協力隊が結成されている地域では、災害協力隊が個別計画作成の任務を負うこととされているが、個別計画作成実績がゼロとなっている災害協力隊は以下のとおりであり、結成されている災害協力隊のうちおよそ3分の1が個別計画を全く作成していない。

地区	個別計画作成実績ゼロ	
	災害協力隊数	名簿記載人員数
白河	11	308
富岡	11	317
小松橋	1	24
豊洲	18	546
東陽	9	238
亀戸	6	273
砂町	16	288
大島	10	428
南砂	15	372
合計	97	2,794

個別計画が作成されていない場合は、災害協力隊に対し事業の詳細や重要性、関連する補助金について説明することで事業への協力を呼びかけている。

しかし、避難行動支援事業は地域の自助・共助の精神によって成り立つものであることを考えると、例えば災害協力隊の高齢化等により避難行動支援プランが実行不可能である場合もあると思われる。しかも、そのような地域こそ、災害時等に支援が必要になる可能性が高く、区としては現在の避難行動支援プランが進んでいない地域に対しては保健所や地域支援センター等との連携も含め災害時の対応を検討しておく必要があると考える。

## (9) 災害対策資機材整備事業(防災課)

### ① 事業の概要

#### 1) 事業の目的、内容及び成果

災害対策資機材整備事業は、災害発生時に備えた非常用資機材の、購入・保管・廃棄等の管理を行うものである。非常用資機材は大きく分けて、災害時特設公衆電話、毛布、ビニールシートなどの一般的な資機材と医療用の診断用具や蘇生吸引用具などの資機材とに分かれている。一般的な資機材の管理については、その一部について事業者にて点検を委託し、その報告を受けて器具の不良がある場合は修理し、破損、錆等で使用不可能な状態になっているものは、買い換えている。

#### 2) 事業費

過去 3 年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	16,621	12,943	11,148
決算額(千円)	15,800	12,178	10,480
執行率(%)	95.1	94.1	94.0

主な事業費の内訳

費目	平成 28 年度決算額 (千円)	主な内容
需用費	6,474	消耗品費、燃料費、修繕費
役務費	792	運搬料、手数料
委託料	2,431	一般委託費
備品購入費	781	備品の耐用年数等に応じた購入
合計	10,480	

### ② 実施した監査手続き

- 1) 業務の概要を把握した上で、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った
- 2) 関連する契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。
- 3) 10月24日、富岡防災倉庫の災害用医療資材【JM-3】の1号箱、2号箱及び3号箱を視察し、必要に応じてテストカウントを行った。

### ③ 監査の結果及び意見

#### <意見事項52> 資機材点検にあたり、帳簿の網羅性の確認を依頼する必要性

災害対策資機材は、毎年区の委託を受けた事業者が点検しており、区はその報告を受けて、必要な修繕や廃棄を行っている。しかしながら(13) 備蓄物資整備事業の<指摘事項 14>(P88)で述べるとおり、資機材倉庫には帳簿には記載されていない資機材が多く見受けられた。区は事業者に対し、点検にあたり帳簿に記載されていない資機材が存在する場合は事業者に対し区に報告することを求める必要がある。

(10) 防災基金(危機管理課、会計管理室)

① 事業の概要

1) 防災基金

区では、災害の予防、応急対策及び復旧に要する経費の財源に充てるため、江東区防災基金を設置している。

基金名	防災基金
所管部署	総務部危機管理室危機管理課危機管理係
運用部署	会計管理室
根拠法令	江東区防災基金条例
設置目的	災害の予防、応急対策及び復旧に要する経費の財源に充てるため

防災基金残高の推移

区分	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末
3 月末残高(千円)	4,255,192	4,074,831	3,708,525
積立額			
運用利息(千円)	3,408	3,934	2,486
取崩し額			
一般会計繰入金(千円)	183,000	370,000	157,000
債券償還損(千円)	299	769	240
運用利回り(%)	0.080	0.096	0.067

平成 28 年度取崩額の内訳

所管課	事業名	充当額 (単位:千円)
危機管理課	災害情報通信設備整備事業(一般委託費)	402
	災害情報通信設備維持管理事業(施設整備管理委託料)	14,408
防災課	危機管理訓練事業(委託料)	10,873
	民間防災組織育成事業(需用費・補助金)	39,782
	災害情報通信設備維持管理事業(施設整備管理委託料)	7,003
	備蓄物資整備事業(需用費)	54,397
	へリサイン設置事業(委託料)	1,241
保育計画課	深川一丁目保育園耐震補強事業(工事費)	5,745
道路課	橋梁耐震調査事業(工事費)	23,149
	合計	157,000

2) 公金管理運用委員会

地方自治法 241 条では、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができると定めている。その上で、基金は、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実

かつ効率的に運用しなければならないとしている。また、区の防災基金条例をはじめとする基金条例には基金に属する現金は最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと定めている。

区では、基金の運用方法は、江東区公金管理運用委員会により決定され、この決定のもとに会計管理室が運用する。江東区公金管理運用委員会設置要領によると、公金管理運用委員会では、以下の事項について調査及び審議することとなっている。

- 公金管理運用方針等の策定に関すること
- 金融機関の選別に関すること
- 金融商品の選択に関すること
- 金融機関破たん時の危機管理に関すること
- その他公金の管理運用に関すること

### 3) 平成 28 年度公金管理計画

平成 28 年度江東区公金管理計画では、安全性、流動性を重視したうえで効率的な保管・管理をしながらも、可能な範囲で積極的かつ機動的な運用を行うとしている。

また、運用期間が数か月から 1 年以内の場合は普通預金、定期性預金、譲渡性預金、国庫短期証券で運用するが、運用期間が 1 年を超える場合は、定期性預金、国債・政府保証債等で運用するものとされている。

なお、指定金融機関以外の金融機関で運用する場合は、経営状況の良好な金融機関の選定基準に該当する金融機関の中から見積もり合わせや引き合いも取り入れ有利な金融機関に預金し、見積もり等の結果が同程度の候補が複数ある場合は、区内店舗数や中小企業融資の実績等、総合的な判断により、地域貢献度の高い金融機関を可能な限り優先することとなっている。また、三大メガバンクを除く金融機関への預金は、当該金融機関の総預金量の 0.1%程度を上限とするとしている。

平成 28 年度の、区の運用目的の基金残高及びその運用状況は以下のとおりである。

区分	金額	運用割合
普通預金(千円)	57,834,574	60.2%
定期預金(千円)	5,696,137	5.9%
債券(千円)	32,610,386	33.9%
合計(千円)※	96,141,098	100.0%
運用収入(千円)	78,375	
運用利回り	0.081%	

※運用対象となっている基金のみである。用地取得基金など運用しない基金と合わせた基金残高は 106,956,098 千円である。

#### ② 実施した監査手続

- 1) 江東区公金管理運用委員会の議事録等の詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、担当者に質問を行った。
- 2) 業務の概要を把握した上で、防災基金の残高の推移、平成 28 年度防災基金充当状況一覧等を入手して閲覧・検討を行い、担当者に質問を行った。
- 3) 平成 26 年度から平成 28 年度までの基金残高の増減分析を行い、その内容の検討を行った。

#### ③ 監査の結果及び意見

##### <意見事項53> 公金の運用をしている金融機関等の経営状況の報告を行う必要性

平成 28 年度公金管理計画では、会計管理者は、公金の保管・管理にあたって、預金先の金融機関及び債券発行体の経営状況の把握に努めるとしている。

会計管理者は、江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区及び足立区で構成される第 5 ブロック会計管理者の会共同公金運用管理協議会において、合同で都市銀行 4 行、地方銀行 2 行、第二地方銀行 2 行、信用金庫 11 庫、信用組合 3 団体の金融機関の分析を行っている。また、区が保有する債券の発行体については、決算説明会に参加して発行体の経営状況を把握している。

しかしながら、会計管理者はこれらの内容を公金管理運用委員会へ報告していない。よって会計管理者は公金管理計画に従い、毎年 1 度は金融機関等の経営状況の報告を行う必要がある。

##### <指摘事項 7> 公金管理運用委員会において調査・審議を行う必要性

公金管理運用委員会では、金融機関の選別や金融商品の選択について、調査及び審議することとなっている。しかしながら、公金管理運用委員会ではこれらの審議を行わず、メガバンクについては金利や入札の現状を説明し、中小規模の信用金庫については、預入上限基準を定めていることや信金等に多額を預けるのは不安であること、運用を予定している金融機関の中には入札を辞退するところもあることから、運用先を見つけるのが極めて困難な状況になっているので、運用ができないという結果も了承してもらいたいとしており、実質的な金融機関や金融商品の選択を会計管理室に一任するよう求めている。

公金管理運用委員会は設置要領に基づき、金融機関や金融商品の調査及び審議を行う必要がある。

なお、会計管理者は公金管理運用委員会には報告していないものの、継続的に金融機関等の開催する金融商品や資金の運用に関するセミナーに参加していることから、その内容を公金管理運用委員会に報告し、公金管理運用委員会における調査及び審議の材料とすることが考えられる。

##### <指摘事項 8> 公金管理計画に従った手続を行う必要性

平成 28 年度公金管理計画では、指定金融機関以外の金融機関で定期性預金の運用をする場合には、経営状況の良好な金融機関の選定基準を設け、これに該当する金融機関

の中から見積り合わせや引き合いを行い、有利な金融機関に預金をすることとなっている。また、見積り等の結果が同程度の場合や結果の候補が複数ある場合は区への地域貢献度等を優先することになっている。区は指定金融機関以外の金融機関に56億円を定期預金として預け入れているが、これらの金融機関について見積り合わせや引き合いを行っていない。これは、電話による事前照会にあたり、複数の金融機関より入札の辞退を受けたためとのことであったが、入札辞退に関する記録が残されておらず確認できなかった。会計管理者は、公金管理運用委員会において経営が良好な金融機関の選定を行い、選定した金融機関に見積りや引き合いを行って公金の運用を行う必要がある。また、入札の辞退を受けた場合においては、その旨を記録し、区民に説明できるようにしておく必要がある。

#### <意見事項54> 全ての金融機関について預入限度額を設ける必要性

区では三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行及び三井住友銀行を三大メガバンクとし、三大メガバンクを除く金融機関への預金は、当該金融機関の総預金量の0.1%程度を上限とするとしており、三大メガバンクへの預金について預入限度額を設けていない。このため指定金融機関に基金残高の60.2%にあたる578億円を普通預金に預け入れている。しかし、普通預金は、預金保険制度の対象となる預金の額が1千万円であり、大手都市銀行だからと言って経営が破たんしないという保証はない。区は、リスク分散による安全性の観点から、これらの銀行についても一定の預入限度額を定める必要がある。

#### <意見事項55> 公金の運用にあたり外部の専門家の助言を受ける必要性

公金管理運用委員は基金を所管する課の課長及び財政課長、会計管理室長の18名より構成されている。公金管理運用委員会の調査・審議事項である金融機関や金融商品の選択には金融に関する専門的な知識が必要であることから、江東区公金管理運用委員会設置要領では、必要であると認めるときは委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができるとしている。

平成28年3月24日に開催された公金管理運用委員会では、「金利が高いというだけで信金等に多額を預けるのは不安である」としている。これはリスクを最小限に抑えるために熟慮したうえでの判断であったと考えられるが、より専門的な見地から金利の動向や金融機関等の経営状況を調査するために、区は金融の専門家等の意見を聞く必要がある。

なお、東京都では、公金アドバイザー会議において公認会計士、金融アナリスト、弁護士等による検討を経た上で、公金管理計画を策定している。更に、港区では公金管理運用計画の策定にあたっては公認会計士、金融アナリスト等で構成される港区公金管理アドバイザーの助言を受けている。

#### <意見事項56> 防災基金の取崩しに備えた柔軟な運用の必要性

防災基金の平成29年3月末の残高は3,708,525千円であるが、そのうち70.3%にあたる2,608,525千円を普通預金口座に、1,100,000千円については財投機関債により運用している。これは、災害はいつ発生するかわからず、災害の発生時にすぐに基金を取崩すことができるようするためである。しかしながら、災害が起きた途端に数十億円の基金の取崩

しは必要になるわけではない。発災時には初期の応急対策による支出が主であり、不足する備蓄物資等の調達や運搬のための費用は通常の支出命令書により処理され、取崩し額は限定的である。その後復旧にあたり多額の基金の取崩しが必要になると考えられる。このため、基金の運用にあたっては、発災時に想定される資金需要に合わせて長期または短期の定期預金や、債券等による柔軟な運用をすることが望ましい。

#### **<意見事項57> 防災基金について所管課の積極的な関与の必要性**

防災基金は現在危機管理課の所管となっている。これは平成22年に防災課から危機管理課が分離するにあたり、どちらが庶務的な役割を担うかを検討した際に、危機管理課のほうがより庶務的であるとして、危機管理課の所管となったためとのことである。

しかしながら、防災基金の運用は会計管理室が行い、積立てや取崩し及びその充当先は財政課が決定しており、平成28年度の防災基金の取崩額157,000千円のうち危機管理課の事業に充当されたのは14,810千円と全体の9.4%に過ぎない。所管課である危機管理課での防災基金に関する業務は公金運用委員会に出席することのみで実質的に関与していない。

また、<意見事項56>(P70)にあるように危機管理課では防災基金は発災時のために取崩すことを前提として運用を考えていることからすると、予防のために基金を取崩している現状は危機管理課の意思を反映していないように思われる。

防災基金の積立て及び取崩しにあたっては所管課である危機管理課は発災時及び復旧時に必要な資金需要を見積もり、取崩しのシミュレーション等を行うことにより財政課と協議の上で積極的に関与することが望まれる。

## (11) 地区別防災カルテ推進事業(防災課)

### ① 事業の概要

#### 1) 事業の目的、内容及び成果

区では、昭和 63 年度から「自分たちのまち・身体・財産を自分たちで守る」を目標に、災害協力隊に「地区別防災カルテ・防災計画の作成事業」を委託し、大地震等発生時の被害の未然防止、拡大阻止をねらいとした地域計画の策定を進めている。地区別防災カルテ及び地区別防災計画は 5 年おきに見直しを行うことになっている。

#### ア) 地区別防災カルテ

地区内の要配慮者(主に避難行動要支援者)、要援護施設、人材、危険箇所、応急資機材等の災害要因・防災要因を調査し、リスト化する。

#### イ) 地区別防災計画

防災カルテに基づいて、発災時の消化・救出・救護・情報収集伝達・避難等の計画を災害協力隊ごとに具体的に取り決めて文章化し、印刷して各世帯に配布する。

#### 2) 事業費

過去 3 年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	4,341	2,338	3,338
決算額(千円)	1,882	1,039	323
執行率(%)	43.4	44.4	9.7

主な事業費の内訳

費目	平成 28 年度決算額 (千円)	主な内容
役務費	22	郵便料
委託料	300	一般委託料
合計	323	

### ② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

### ③ 監査の結果及び意見

#### <意見事項58> 地区別防災カルテ及び地区別防災計画の作成及びタイムリーな見直し

区では、全ての地区において地区別防災カルテ及び地区別防災計画(以下、「地区別防災カルテ等」という。)を作成し 5 年おきに見直すこととしているが、平成 29 年 3 月 31 日現在、60 の災害協力隊の管轄する地域で作成が行われていない。また、既に作成された地区別防災カルテ等が更新されてからの経過年数は以下のとおりである。

最終防災カルテ等を作成してからの経過年数

	5年以内	6年から10年	11年から20年	20年から30年	30年超
経過年数(年)	16	66	57	119	0

上記のように、地区別防災カルテ等が作成されてから5年超が経過した地区は242地区あり、そのうち119地区が最終更新時から20年以上経過している。区では人口増加に伴い道路や建物等が変更されており、また要配慮者の状況も変化するため、地区別防災カルテ等が現状には合わなくなっているものと考えられる。このため、地区別防災カルテ等の作成及びタイムリーな見直しが必要である。

**<意見事項59>低い予算執行率の是正の必要性**

地区別防災カルテ推進事業の平成28年度の予算執行率は9.7%であった。また、平成27年度及び平成26年度の執行率は44.4%、43.4%と低迷している。予算の見積もりにあたっては、地区別防災カルテ等の委託先である災害協力隊の動向を把握した上で、適切な予算を計上する必要がある。

## (12) 小災害り災者応急援助事業(防災課)

### ① 事業の概要

#### 1) 事業の目的、内容及び成果

区では、区内で発生した小災害(火災、風水害に起因する災害で、災害救助法及び東京都小災害り災者応急援助要綱の適用に至らないもの)により被害を受けたり災者に対し、物資、金銭、仮住居等の応急的な援助を行っている。

ア) 世帯が全焼、全壊、流失又はこれらに相当する被害を受けたとき。

イ) 世帯が半焼、半壊、床上浸水又はこれらに相当する被害を受けたとき。

ウ) 上記ア)、イ)の被害により死亡者が発生したとき。

これらの場合には以下のとおり、見舞金と見舞品を支給している。

見舞金 (1世帯につき)	種類	普通世帯	単身世帯
	全焼、全壊、流失等	30,000 円	15,000 円
半焼、半壊、床上浸水等	15,000 円	8,000 円	
死亡者(1人につき)	30,000 円		
見舞品	り災者(1人につき)	毛布 1 枚	

#### 2) 事業費

過去 3 年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	2,017	2,146	6,800
決算額(千円)	632	1,087	3,118
執行率(%)	31.4	50.7	45.9

主な事業費の内訳

費目	平成 28 年度決算 額(千円)	主な内容
需用費	61	消耗品費、燃料費、修繕費
役務費	64	清掃料、保険料、手数料
使用料及び賃借料	6	駐車場利用料
備品購入費	2,737	災害援助活動車 1 台
負担金補助及び交付	249	り災者のための補助金等
合計	3,118	

### ② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った

2) 関連する契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。

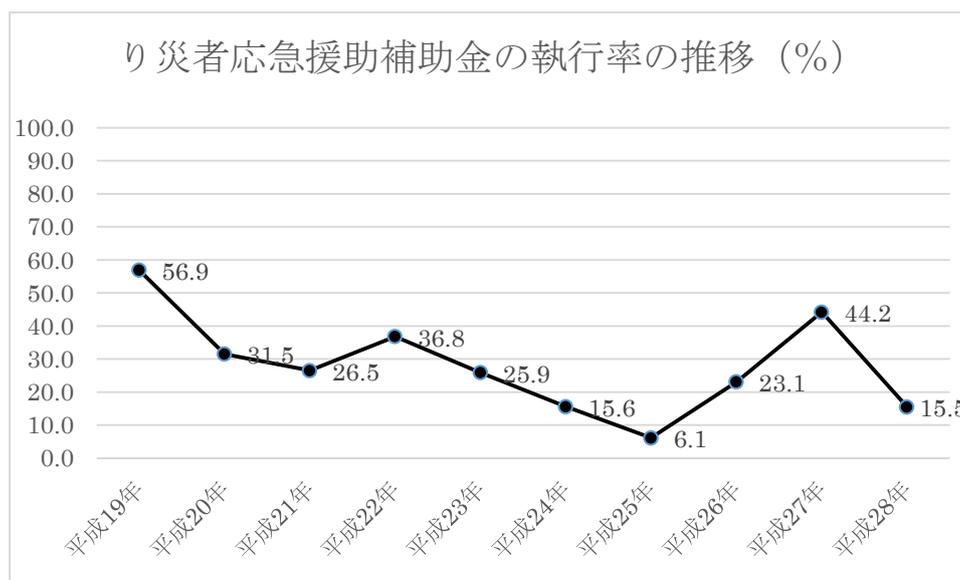
③ 監査の結果及び意見

＜意見事項60＞低い予算執行率の是正の必要性

小災害り災者応急援助事業の平成 28 年度の予算執行率は 45.9%であり、平成 27 年度、平成 26 年度も 50.7%、31.4%と低迷している。その中で、り災者応急援助費補助金は、毎年当初予算として 1,610 千円を計上しているが、過去の執行率は以下のとおりとなっている。

区分	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算(千円)	1,610	1,232	1,610
実績(千円)	372	545	249
執行率(%)	23.1	44.2	15.5

これは、予算の見積もり額として過去の最大被害の実績額 1,610 千円を使用しているためである。一方で、過去 10 年間の補助金支給額と執行率は以下のとおりである。



予算計上には様々な考え方があがるが、区が公表している「平成 28 年度予算編成について」によると、年間で必要な経費を確実に見込むこととされている。年間の小災害の発生状況を正確に見積ることは困難であるが現実とはかけ離れた過去の最大値の実績をもとにすることは適切ではない。区は予算の策定にあたっては過去 10 年間の平均値や直近 3 年から 5 年の最大発生額等、現実的な予算を見積る必要がある。

(13) 備蓄物資整備事業(防災課)

① 事業の概要

1) 事業の目的、内容及び成果

災害救助法が適用されると、食料品や生活必需品等の応急物資は都から支給されるが、災害救助法の適用に至らない小規模な災害や都からの支給が間に合わない場合に対処するため、区では計画的な備蓄を行っている。備蓄物資の種類には食料品・生活必需品・資機材がある。

(ア) 食料等の確保

災害のため、居住家財等に被害を受け、日常の食料を欠くに至った被災者には、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合等においても、区長が必要と認めた場合には、区で応急食料を給与する。

区では、都が作成した平成 24 年度被害想定(東京湾北部地震M7.3、冬の夕方 18 時、風速 8m/秒)に基づいて、備蓄計画を策定している。必要備蓄量の算出にあたっては、都の被害想定における区の最大避難者数を基準としている。

避難所生活者数の 1 日分の食料及び 2 歳未満の被災乳幼児用の調製粉乳については 3 日分を備蓄し、都と連携して分散備蓄等により発災後 3 日分の物資の確保に努めている。具体的な備蓄計画数は、次のとおりである。

I 食料品(クラッカー・アルファ化米)

対象者	食料品数	計算根拠
避難所生活者	456,000 食	152,000 人×3 食
帰宅困難者	179,000 食	179,000 人×1 食
災害対応従事者	45,000 食	5,000 人×3 食×3 日
合計	680,000 食	

II 災害時要支援者用食料(おかゆ)

対象者	食料品数	計算根拠
災害時要支援者	16,000 食	48,000 人×3 食÷3(避難率)÷3(流動食対象者)

また、平成 29 年3月現在の食料品の備蓄数量は 6 品目あり、その内容は以下のとおりである。

品名(規格)	区で購入	都から寄託	品名(規格)	区で購入	都から寄託
1 クラッカー	353,060 食	47,950 食	4 副食 カレー	107,140 食	
2 アルファ化米 五目御飯 白米 ドライカレー	168,000 食	10,000 食	深川井の素	20,000 食	
	156,000 食	3,600 食	5 粉ミルク 一般	832 缶	
	15,000 食		アレルギー対応	416 缶	
3 おかゆ	16,000 食	5,000 食	6 保存水 1.5ℓ	14,274ℓ	

### 第 3 監査の結果及び意見

#### (イ) 生活必需品等の確保

区では、災害救助法の適用に至らない災害及び都が救助を実施するまでの応急援助として生活必需品の確保を図る必要があることから、災害時に避難所等への避難者に対して支給する当面の生活必需品を整備している。平成 29 年 3 月現在の生活必需品の備蓄数量は 30 品目あり、その内容は以下のとおりである。

品名(規格)	区で購入	都から 寄託	品名(規格)	区で購入	都から 寄託
1 哺乳瓶	3,300 本		16 紙おむつ 小人用	952 袋	
2 加熱剤 1組4食分	85,000 組		大人用	605 袋	
3 非常用食器セット	950 セット		17 ローソク	5,113 本	
4 割り箸	120,000 膳		18 マッチ	3,550 個	
5 スプーン	2,500 本		19 石鹸	17,100 個	
6 アル皿	39,000 枚		20 タオル	51,100 本	
7 ポリコップ	134,000 個		21 毛布	51,000 枚	9,537 枚
8 ポリ袋	7,000 枚		22 寝袋	8,000 枚	
9 ラップフィルム	710 巻		23 ゴザ	51,000 枚	14 枚
10 ポリタンク 10ℓ	700 個		24 簡易便器 紙ガンボール製	2,330 組	
20ℓ	310 個		プラスチックガンボール製	1,420 組	
11 ビニールバケツ 3ℓ	20,000 個		25 仮設トイレ テント式	164 基	
18ℓ	142 個		パネ式	145 基	
12 肌着 U首シャツ	51,000 着		ラップ式	96 基	
ブリーフ	25,500 着		26 トイレトペーパー	4,896 巻	
ショーツ	25,500 着		27 ポケットティッシュ	90,880 個	
13 さらし布	142 反		28 簡易風呂 (シャワー付)		4 基
14 生理用品	2,240 袋		29 カーペット		8,025 枚
15 生理用ショーツ	12,000 枚		30 クリスタルランプ		655 個

#### (ウ) 資機材等の確保

区では応急対策用資機材等について、平時から備蓄を図り、災害が発生した場合の輸送及び配分方法について定めている。また、災害が発生した場合には、資機材の購入が一時まひ状態となる恐れがあるので、緊急の場合にも調達し得る措置を講ずるものとしている。

平成 29 年 3 月現在の資機材関係の備蓄は 35 品目であり、その数量等は以下のとおりである。

### 第 3 監査の結果及び意見

品名(規格)	区で購入	都から 寄託	品名(規格)	区で購入	都から 寄託
1 炊飯器	11 台		19 リカー	70 台	
2 炊飯袋	120,000 袋		20 担架	21 台	
3 造水機	2 基		21 大工道具セット	16 組	
4 ろ水機 電動ポンプ式	70 基		22 充電式多機能ラジオ	140 個	
5 煮炊きバーナー兼暖房機	140 基		23 乾電池 単一 単二 単三	400 本	
6 飲料用組立水槽	87 個			400 本	
7 車積型給水槽	18 個			400 本	
8 ハンドマイク	40 台		24 ゴムボート 6人乗 ポンプ付	3 艇	
9 発電機	102 台		25 ボート FRP 8人乗組立式	20 隻	
10 コードリール	206 台			10 隻	
11 ガリון携行缶 10ℓ	157 缶		26 船外機	12 台	
12 ガリון缶詰 一箱 1ℓ×4 缶	142 箱		27 丸ノコ	9 台	
13 灯油缶詰 一箱 1ℓ×8 缶	71 箱		28 フェンソー	9 台	
14 照明器具 投光機 蛍光灯 36W 懐中電灯 ヘッドランプ	193 台		29 ビニールシート	16,000 枚	
	534 台		30 簡易ベッド	60 台	
	530 個		31 災害用医療セット(約 100 人用)	8 組	
	192 個		32 携帯型救急箱	8 個	
15 救助用ロープ	60 本		33 搬送袋	500 袋	
16 救助用工具セット	67 セット		34 応急給水用・消火用資器材		95 セット
17 ヘルメット	804 個		35 受水槽直結応急給水器材	68 セット	
18 テント 集会テント 家庭用テント 避難所用テント	40 張				
		50 張			
	355 張				

#### (エ) 防災倉庫及び備蓄倉庫等の整備

災害時の効率的な救援・救助に備え、区内に 24 か所の防災倉庫を整備している。

また、避難所となる 70 か所の区立小中学校に、学校備蓄倉庫及び資機材格納庫をそれぞれ配備している。さらに、文化センター・スポーツセンター等の各施設 14 か所にも、備蓄倉庫を配備している。

平成 29 年 3 月現在の防災倉庫及び備蓄倉庫等は以下のとおりである。

### 第3 監査の結果及び意見

#### 防災倉庫

No	倉庫名	No	倉庫名	No	倉庫名
1	本庁舎防災倉庫	9	有明防災倉庫	17	総合区民センター防災倉庫
2	清澄防災倉庫	10	潮見防災倉庫	18	大島防災倉庫
3	平野防災倉庫	11	千田防災倉庫	19	東大島 防災倉庫
4	富岡防災倉庫	12	木場防災倉庫	20	東大島第二防災倉庫
5	富岡第二防災倉庫	13	東陽第二防災倉庫	21	北砂防災倉庫
6	江東区中央防災倉庫	14	亀戸防災倉庫	22	東砂防災倉庫
7	豊洲シビックセンター防災倉庫	15	亀戸第二防災倉庫	23	南砂防災倉庫
8	東雲防災倉庫	16	亀島防災倉庫	24	新木場防災倉庫

#### 備蓄倉庫(センター)

No	倉庫名	No	倉庫名	No	倉庫名
1	亀戸文化センター	6	森下文化センター	11	亀戸スポーツセンター
2	東大島文化センター	7	江東区文化センター	12	東砂スポーツセンター
3	砂町文化センター	8	江東区スポーツ会館	13	有明スポーツセンター
4	古石場文化センター	9	深川スポーツセンター	14	男女共同参画推進センター
5	豊洲文化センター	10	深川北スポーツセンター		

#### 備蓄倉庫・資機材格納庫(学校)

No	倉庫名	No	倉庫名	No	倉庫名
1	明治小学校	25	香取小学校	49	深川第四中学校
2	深川小学校	26	浅間堅川小学校	50	深川第五中学校
3	八名川小学校	27	水神小学校	51	深川第六中学校
4	臨海小学校	28	第一大島小学校	52	深川第七中学校
5	越中島小学校	29	第二大島小学校	53	深川第八中学校
6	数矢小学校	30	第三大島小学校	54	辰巳中学校
7	平久小学校	31	第四大島小学校	55	東陽中学校
8	東陽小学校	32	第五大島小学校	56	亀戸中学校
9	南陽小学校	33	大島南央小学校	57	第二亀戸中学校
10	川南小学校	34	砂町小学校	58	第三亀戸中学校
11	扇橋小学校	35	第二砂町小学校	59	大島中学校
12	元加賀小学校	36	第三砂町小学校	60	第二大島中学校
13	毛利小学校	37	第四砂町小学校	61	大島西中学校
14	東川小学校	38	第五砂町小学校	62	砂町中学校
15	豊洲小学校	39	第六砂町小学校	63	第二砂町中学校
16	豊洲西小学校	40	第七砂町小学校	64	第三砂町中学校
17	豊洲北小学校	41	小名木川小学校	65	第四砂町中学校
18	東雲小学校	42	東砂小学校	66	南砂中学校
19	有明小学校・中学校	43	北砂小学校	67	第二南砂中学校
20	枝川小学校	44	南砂小学校	68	旧大島南小学校
21	辰巳小学校	45	亀高小学校	69	旧南砂西小学校
22	第二辰巳小学校	46	深川第一中学校	70	旧第三大島中学校
23	第一亀戸小学校	47	深川第二中学校		
24	第二亀戸小学校	48	深川第三中学校		

(出典:防災課作成資料より監査人が加工、調査対象先の倉庫については網掛けを付した。)

2) 事業費

過去 3 年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	37,271	42,779	63,263
決算額(千円)	36,774	40,681	60,509
執行率(%)	98.7%	95.1%	95.6%

主な事業費の内訳

費目	平成 28 年度決算額 (千円)	主な内容
需用費	60,121	備蓄食料品等の購入
運搬料	388	備蓄食料品運搬委託など
合計	60,509	

② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

- 江東区の備蓄計画の考え方(食料編)
- 食料品備蓄計画
- 防災倉庫・備蓄倉庫・資機材格納庫の一覧表
- 需用費に関する物品供給契約書
- 運搬料に関する支出負担行為書兼契約締結書

2) 関連する契約書のうちで金額の大きい取り引きについては、さらに追加資料を入手して詳細な検討を行った。

- 需用費: 札調書及び契約締結伺、契約決定明細書
- 運搬料: 見積書、請書兼請求書

3) 需用費のうちで最大金額となる以下の取り引きについて、ウォークスルーテストを実施した。ウォークスルーテストとは、備蓄物資の購入に関して、取引の開始から終了までの次の一連の流れを追跡し、処理の妥当性を検討することをいう。

入札⇒落札⇒契約締結⇒購入⇒各倉庫への物資搬入⇒入庫記録⇒決済

- 契約番号: 江総経契第 28-60144-00 号
- 件名: 備蓄食料供給
- 契約日: 平成 29 年 1 月 10 日
- 契約方法: 指名競争入札
- 契約金額: 31,396,680 円
- 請負業者: A 株式会社 a 本店

### 第 3 監査の結果及び意見

●入札結果:入札参加 8 社(不参加 1 社)の中から最低価格にて落札

●契約決定明細:

アルファ化米(白米)	38,000 食
アルファ化米(五目御飯)	42,000 食
おかゆ(梅がゆ)	2,000 食
おかゆ(白米+ホタテ)	1,000 食
おかゆ(野菜+きのこ)	1,000 食
レトルトカレー	34,000 食
レトルト深川丼の素	10,000 食
アルファ化米(ドライカレー)	15,000 食

●搬入先の倉庫:江東区中央防災倉庫など 60 か所

4) 備蓄物資の管理が適切になされているか否かを確認するために、倉庫の現地調査を実施した。

選定した調査対象の倉庫については、直近時点における「備蓄物資一覧表」及び「入庫記録管理表」を入手した。

現地調査の対象先となる倉庫は、地域性も考慮して、防災倉庫を 4 か所、センター関連の備蓄倉庫を 3 か所、及び学校関連の備蓄倉庫・資機材格納庫が各々 8 か所と、満遍なく選定した。選定先は、以下のとおりである。

#### 現地調査対象リスト

No	施設	種類	形態等	鍵の管理	調査日	備考	
1	江東区文化センター	備蓄倉庫	屋外プレハブ倉庫が二つ	防災課	平成 29 年 9 月 11 日		
2	防災センター 1 階	防災倉庫	1 階倉庫	防災課			
3	区役所本庁舎	防災倉庫	2 階倉庫	防災課			
4			地下 1 階の倉庫				
5	豊洲ピックセンター	防災倉庫	防災倉庫 2-1	同センター	平成 29 年 9 月 19 日	○	
6			防災倉庫 2-2				
7			防災倉庫地下 1 階				
8	有明小学校・中学校	備蓄倉庫	校舎 1 階倉庫	学校			○
9		資機材格納庫	屋外倉庫	学校及び防災課			
10	東雲小学校	備蓄倉庫	屋外プレハブ倉庫	学校及び防災課			○
11		資機材格納庫	屋外プレハブ倉庫				
12	第二辰巳小学校	備蓄倉庫	旧校舎 3 階空き教室	学校			
13		資機材格納庫	新校舎 1 階空き教室				
14	江東区中央防災倉庫	防災倉庫	1 階倉庫	防災課	平成 29 年 9 月 20 日		
15			2 階倉庫				
16	深川第三中学校	備蓄倉庫	屋外のプレハブ倉庫	学校及び防災課		○	
17		資機材格納庫					

### 第 3 監査の結果及び意見

No	施設	種類	形態等	鍵の管理	調査日	備考
18	深川小学校	備蓄倉庫	備蓄・資機材を合わせて四つのプレハブ倉庫	学校及び防災課	平成 29 年 9 月 20 日	○
19		資機材格納庫				
20	東川小学校	備蓄倉庫	屋外のプレハブ倉庫	学校及び防災課		○
21		資機材格納庫	屋外のプレハブ倉庫			
22	亀戸文化センター	備蓄倉庫	2 階間仕切を設けたスペース	同センター	平成 29 年 9 月 26 日	
23	大島防災倉庫	防災倉庫	1 階倉庫	防災課		
24			2 階倉庫			
25	大島中学校	備蓄倉庫	長屋式の屋外倉庫	学校及び防災課		○
26		資機材格納庫	長屋式の屋外倉庫			
27	男女共同参画推進センター	備蓄倉庫	2 階活動室の奥にある倉庫	同センター		○
28	南砂中学校	備蓄倉庫	校舎 3 階の空き教室	学校		
29		資機材格納庫	屋外のプレハブ倉庫	学校及び防災課		

備考)ウォークスルーテストによる調査対象取引(江総経契第 28-60144-00 号)において、備蓄食料品の搬入があった倉庫には○を付した。

実地調査の視点は以下のとおりである。

実地調査は、『災害発生時に備蓄物資を適切に使うことができるか』を基本的視点として、調査手続書を作成した。つまり、整理整頓(どこに何がどれだけあるか把握できているか、備蓄物資以外のものがある場合に明確に区別されているか)、保管環境(風水害にさらされていないか、施錠はされているか)、保管品質(劣化や期限切れのものはないか)を検証ポイントとして、実地調査を行った。具体的な調査手続は以下のとおりである。

### 第 3 監査の結果及び意見

No	調査手続き
1	防災倉庫・備蓄倉庫等(以下、倉庫等)の場所などは、実地調査対象リストと整合的か？
2	倉庫等の直接の管理者は誰か？
3	備蓄物資をどこの避難所へ供給するか決まっているか？
4	倉庫等の鍵の管理は適切か？
5	倉庫内の全体的な保管状況は良好か？ 何がどこにあるか、整然と保管されているか？ 災害時に運び出しにくいなど支障はないか？ 風水害にさらされていないか？ 状況把握のために写真を撮る。
6	備蓄物資以外のものがある場合、明確に区別されているか？
7	備蓄物資は劣化していないか？ 賞味期限・消費期限の経過しているものはないか？
8	備蓄物資一覧表と実際の現物の在庫数が一致するか？ 一覧表に記載されている物資は実在するか？ 一覧表に記載されていない物資はないか？ 一覧表から任意のサンプルを抽出し、テストカウントを実施する。 現物を任意に抽出し、一覧表に記載されているか確認する。
9	備蓄物資の入出庫事務は適切か？ 事務担当者にヒアリングを実施する。
10	28年度の入庫リストをもとに、任意の物資について実在するか確認する。
11	28年度の出庫リストをもとに、実際に減少せず、残存しているものはないか確認する。
12	在庫の減少があった場合、その理由は妥当か？ 出庫理由(目的使用、廃棄、配布等)について確認する。
13	その他

(ア) テストカウントの実施により、一覧表と実地の在庫数について不一致がないかどうかを確認した。

(イ) ウォークスルーテストの対象取り引きについては、「契約決定明細」のとおり、各倉庫に所定の物資が搬入されているかを追跡した。

### ③ 監査の結果及び意見

#### <指摘事項 9>生活必需品及び資機材関連の備蓄計画の立案の必要性

区では食料品の具体的な備蓄計画を定めているが、生活必需品及び資機材関係については具体的な備蓄計画や関連資料を作成していない。

江東区地域防災計画では、生活必需品等の「必要備蓄量の算出にあたっては、都の被害想定における区の最大避難者数を基準とする。」と記載されているが、現在の生活必需品及び資機材関連の備蓄量の根拠や決定の経緯は不明であり、地域防災計画に沿った運用になっていない恐れがある。

したがって、区は明確な備蓄基準を設けて、当該基準に従って備蓄計画を立案し、運用する必要がある。

**<意見事項61> 地域の実情に配慮した備蓄計画の作成の必要性**

地域防災計画では、備蓄計画の考え方として、「避難所等で求められる物資は、時間の経過とともに変化することに留意する。」と記載されているが、その考え方に従って物資の確保がなされていない面もあった。

例えば、乳児が少ない城東地区に哺乳ビンや粉ミルクが多く備蓄され、豊洲地区には乳児の数に比してそれらの備蓄が少ないのが現状であり、各地区の被害想定は、耐震・耐火構造の建物の普及の度合いと人口過密度合いによると考えられるが、このような地域ごとの人口や年齢構成、木造住宅密集地域の現状等を考慮した上で、防災用品等が備蓄されているわけではない。したがって、各地区の状況等を踏まえたきめ細かな備蓄計画を策定することが望まれる。

**<意見事項62> 倉庫単位での備蓄物資一覧表の作成の必要性**

一つの施設で複数の倉庫がある場合に、倉庫単位ではなく、施設ごと全部まとめて一覧表として記載されているケースがあった。具体的には、次のとおりである。

施設名	倉庫
本庁舎防災倉庫	防災センター1階
	区役所庁舎内2階
	区役所庁舎内地下1階
豊洲シビックセンター防災倉庫	2階 2-1
	2階 2-2
	地下1階
江東区中央防災倉庫	1階
	2階
大島防災倉庫	1階
	2階

上記の施設については、各倉庫にどれだけの在庫があるかは、当該備蓄物資の移動を扱った担当者の記憶に依存している。担当者の異動等があった場合には、正確な在庫数が把握できない。よって、一つの施設で複数の倉庫がある場合に、倉庫単位で一覧表を作成する必要がある。

**<指摘事項 10> 備蓄物資一覧表の記載誤り防止の必要性**

区が内部で作成している食料備蓄計画と区が「江東区防災対策の現状について 平成29年度」で公表している備蓄物資一覧表を照合したところ、食料品の備蓄数量に不一致があった。防災課にヒアリングしたところ、「食料備蓄計画」が正しく、「備蓄物資一覧表」に記載誤りがあるとのことであった。正誤表は次のとおりである。

品名	誤	正
アルファ化米(白米)	156,000 食	128,000 食
アルファ化米(ドライカレー)	15,000 食	40,000 食

「備蓄物資一覧表」は区のホームページにも掲載されており、公衆の閲覧に供されているので、記載誤りは排除すべく、慎重にチェックする必要がある。

### ＜意見事項63＞防災倉庫及び備蓄倉庫等の鍵の管理基準の明確化

実地調査の対象先である各倉庫別の鍵の管理については、「実地調査対象リスト」に記載のとおりである。

防災倉庫及び備蓄倉庫等の鍵の管理は、基本的に、防災課が行っているが、文化センターやスポーツセンターなどの備蓄倉庫の鍵の管理は、各センターの施設長が行っており、防災課では鍵を持っていない。また、各学校の備蓄倉庫及び資機材格納庫の鍵の管理は、学校長が行っているが、屋外のプレハブ倉庫については防災課も鍵を持っている。ただし、空き教室が倉庫になっている場合は、防災課では鍵を持っていない。

区の防災課所管の防災倉庫及び備蓄倉庫等である以上、防災課でも鍵を持つ必要がある。特に、当該倉庫が使用されるのは緊急時であることから、センターだけではなく、防災課でも対応できるように備える必要があるためである。

また、各センターや各学校については、防災課が鍵を持つかどうかの基準が曖昧なので、明確な取り決めを行う必要がある。

### ＜指摘事項 11＞出庫記録の管理不備について

区では、備蓄食料品に関して新規購入した場合の入庫と同時に古いものを同数出庫するとして、出庫記録については管理していない。しかしながら、新規購入に伴う出庫以外にも、下記のようなイレギュラーな出庫が存在した。

No.	倉庫	出庫内容
1	本庁舎防災倉庫 防災センター	コードリールが不存在。 亀戸の倉庫に移動したため。
2	江東区中央防災倉庫 1 階	クラッカーが 140 個不足。 大島福祉会館に移動したため。
3	清澄防災倉庫	平成 28 年熊本地震支援のため、 アルファ化米 2,000 食を送付。
4	潮見防災倉庫	平成 28 年熊本地震支援のため、 ビニールシート 750 枚を送付。

上記のようなイレギュラーな出庫があった場合、出庫管理をしていないと、備蓄物資一覧

表で表示される在庫数と実際の在庫数との間にズレが出てしまう。実際にどれだけの備蓄があるか把握できなくなる。

イレギュラーな出庫の有無にかかわらず、入出庫を同時に管理してこそ、正しい在庫数の把握に結びつくのであるから、区は入庫記録のみならず、出庫記録も合わせて管理する必要がある。

#### <指摘事項 12> 備蓄物資一覧表の記載不備について

備蓄物資の中には、備蓄物資一覧表には記載されているが実地調査では在庫として存在しないものがあった。具体的には、次のとおりである。

No.	施設名	品名	数量
1	江東区文化センター	アルファ化米(ドライカレー)	1,000 食
2	亀戸文化センター	アルファ化米(ドライカレー)	1,000 食
3	男女共同参画推進センター	アルファ化米(ドライカレー)	1,000 食

区の調査の結果、いずれも入庫自体が存在せず、残高としても存在しないとの回答を得た。単純な記載ミスとのことであるが、原因については不明である。誤記載が起これば、出入庫管理表と連動させて、備蓄物資一覧表を作成する必要がある。

#### <意見事項64> 同一用途の備蓄物資の同一場所での配備の必要性

本庁舎防災倉庫の防災センター及び豊洲シビックセンター防災倉庫には、乳児のための哺乳瓶が保管されていたが、粉ミルクや保存水の備蓄はされていなかった。哺乳瓶だけあっても、粉ミルクや保存水がなければ使用に耐えず、また逆に粉ミルクと水があつて哺乳瓶がない場合も同様である。また、各学校の備蓄倉庫には食料品が保管されているが、食料品とともに使用する割り箸やアルミ皿などが資機材格納庫に保管されているといった事例が多く見受けられた。災害発生時に円滑な対応を行うために、同一用途の備蓄物資は同一場所に配備する必要がある。

#### <指摘事項 13> 倉庫入口を塞ぐ障害物の除去の必要性

今回の実地調査対象先である倉庫について、緊急時における物資の搬出が支障なく行われるかどうか確認したところ、以下のとおり倉庫入口が障害物によって塞がれている事例が見出された。今後は、倉庫前の障害物の撤去又は倉庫の移動が必要である。

No.	倉庫	保管環境

<p>1</p>	<p>深川第三中学校 備蓄倉庫</p>	<p>扉付近がサッカーのゴールポストや廃棄物(机、椅子等)で塞がれており、運び出しが困難である。</p>  
<p>2</p>	<p>南砂中学校 資機材格納庫</p>	<p>倉庫の目の前に立木があり、物資を運び出す際の障害になっている。</p> 

**<意見事項65>各倉庫の整理整頓の必要性**

実地調査にあたり、全体的な保管状況を調査したところ、今回の実地調査の対象先である倉庫の中には以下のとおり、整理整頓が十分ではなく、極めて雑然としている事例があった。主な原因としては、備蓄物資の量に対して、倉庫の容量が小さすぎる点にある。極端に狭小な倉庫については、整理するにも限界があるので、増設等についても検討する必要がある。

### 第3 監査の結果及び意見

No.	倉庫	保管環境
1	本庁舎防災倉庫 防災センター1階	雑然としており、どこに何があるか、すぐには分からない。
2	本庁舎防災倉庫 区役所庁舎2階	雑然としており、どこに何があるか、すぐには分からない。
3	有明小・中学校 備蓄倉庫	倉庫の容量に対して、備蓄物資が多すぎて、雑然としていた。
4	有明小・中学校 資機材格納庫	細々としたものが雑然と詰め込まれていた。
5	深川第三中学校 資機材格納庫	倉庫は狭小で、資機材が雑然と詰め込まれていた。
6	深川小学校 備蓄倉庫 資機材格納庫	四つの倉庫はいずれも狭小で、雑然と詰め込まれていた。
7	南砂中学校 資機材格納庫	倉庫は狭小で、資機材が雑然と詰め込まれていた。 

#### <指摘事項 14> 在庫一覧表と在庫数の不一致及び在庫の記載漏れの防止の必要性

実地調査にあたっては、備蓄物資一覧表には記載がないにもかかわらず、実際には備蓄物資として存在する事例や備蓄物資一覧表に記載されていた在庫数と実地の在庫数とが不一致となる事例が以下のとおり、多数見受けられた。

ズレの原因として、一覧表の在庫数より実地数が多い場合には入庫管理の不備であり、一覧表の在庫数より実地数が少ない場合には出庫管理がなされていないことに起因すると考えられる。

今一度各倉庫を点検して、一覧表の在庫数と実地数の不一致を解消し、今後については、入出庫管理を徹底させて、在庫の不一致を未然に防ぐ必要がある。

施設	備蓄物資	一覧表の在庫数	実地の在庫数
----	------	---------	--------

### 第3 監査の結果及び意見

施設	備蓄物資	一覧表の在庫数	実地の在庫数
江東区文化センター	アルファ化米(ドライカレー)	1,000 食	0 食
	災害時特設公衆電話	未記載	5 台
本庁舎防災倉庫 防災センター	アルコール手指消毒剤(1リットル)	46 本	0 本
	アルコール手指消毒剤(4リットル)	3 本	0 本
	炊飯器	5 台	0 台
	コードリール	12 台	0 台
	簡易ベッド	9 台	0 台
	ゴムボート	1 艇	0 艇
	鍋	未記載	若干数
	哺乳瓶	未記載	若干数
本庁舎防災倉庫 2 階	寝袋	未記載	多数
本庁舎防災倉庫 地下 1 階	アルファ化米(ドライカレー)	未記載	多数
	クラッカー	未記載	多数
	寝袋	未記載	多数
豊洲シビックセンター防災倉庫 2-1	おかゆ(白米+ホタテ)	未記載	1,000 食
	都の毛布	未記載	1,820 枚
	応急給水用資機材	未記載	1 式
	災害時特設公衆電話	未記載	5 台
	ガンリン	未記載	2 箱
	コードリール	未記載	2 本
豊洲シビックセンター防災倉庫 2-2	都の毛布	未記載	140 枚
豊洲シビックセンター防災倉庫 地下 1 階	都の毛布	未記載	420 枚
	ビニールシート	未記載	250 枚
	アルファ化米(ドライカレー)	未記載	多数
有明小学校・中学校 備蓄倉庫	アルミ皿	未記載	若干数
	テント	未記載	1 張
	マンホール鍵	未記載	1 個
有明小学校・中学校 資機材倉庫	電話機	5 台	10 台
	ラップ	5 本	20 本
	防犯ブザー	20 個	10 個
	ゴミ袋	未記載	600 枚
	灯油	未記載	1 缶
東雲小学校 資機材倉庫	ゴミ袋	600 枚	680 枚

### 第 3 監査の結果及び意見

施設	備蓄物資	一覧表の在庫数	実地の在庫数
	ラップ	5 本	10 本
	灯油	未記載	1 缶
	災害救助用工具	未記載	1 式
第二辰巳小学校 資機材倉庫	灯油	未記載	1 缶
	ガソリン	未記載	若干数
	災害救助用工具	未記載	1 式
	さらし布	未記載	若干数
	ラップ	未記載	若干数
	ポリ袋	未記載	若干数
江東区中央防災倉庫 1 階	発電機	未記載	3 台
	応急給水用資機材	未記載	一部分
江東区中央防災倉庫 2 階	クラッカー	2,100 個	1,960 個
	応急給水用資機材	未記載	一部分
	梅	未記載	2,600 個
深川第三中学校 備蓄倉庫	応急給水用資機材	未記載	一部分
深川第三中学校 資機材倉庫	災害救助用工具	未記載	1 式
	蛍光灯	未記載	若干数
深川小学校 備蓄倉庫	ゴザ	未記載	若干数
	寝袋	未記載	若干数
深川小学校 資機材倉庫	灯油	未記載	1 缶
	ガソリン	未記載	1 箱
	テント	未記載	1 張
	災害救助用工具	未記載	1 式
	携行缶	未記載	若干数
東川小学校 備蓄倉庫	テント	未記載	5 張
	寝袋	未記載	若干数
東川小学校 資機材倉庫	三角バケツ	未記載	若干数
	灯油	未記載	1 缶
	ガソリン	未記載	1 箱
亀戸文化センター	アルファ化米(ドライカレー)	1,000 食	0 食
	毛布	150 枚	197 枚
亀戸文化センター	災害時特設公衆電話	未記載	5 台
	応急給水用資機材	未記載	1 式
大島防災倉庫 2 階	都の鍋セット	1,008 個	1,200 個

### 第 3 監査の結果及び意見

施設	備蓄物資	一覧表の在庫数	実地の在庫数
大島中学校 備蓄倉庫	仮設トイレ(テント式)	2 基	1 基
	テント	未記載	1 張
大島中学校 資機材倉庫	さらし布	2 枚	0 枚
	ローソク	20 本	0 本
	ラップ	5 本	10 本
	アルミ皿	未記載	120 枚
男女共同参画推進センター	アルファ化米(ドライカレー)	1,000 食	0 食
	毛布	未記載	200 枚
南砂中学校 備蓄倉庫	毛布	200 枚	320 枚
	ポケットティッシュ	1,280 個	640 個
	マンホール鍵	未記載	1 本
南砂中学校 資機材倉庫	三角バケツ	未記載	若干数

#### <意見事項66> 運搬用の脚立や台車の管理

豊洲シビックセンター防災倉庫 2-1には、運搬用の脚立1台及び台車1台があったが、区防災課では防災用資機材として把握しておらず、区の備品と判別するためのシールも貼付されていなかった。これらは、各倉庫に1台ずつ備え置くようにする予定とのことであったため、今後は防災用資機材として管理することが望ましい。その際は、区防災課の備品と判別できるようにシール等を貼付する必要がある。

#### <意見事項67> 同一施設の倉庫間における物資の移動について

各学校には、防災課所管倉庫として備蓄倉庫と資機材格納庫の2種類がある。備蓄物資一覧表には備蓄倉庫にて保管と記載されているにもかかわらず、実際には資機材格納庫に移動している事例、またはその逆となっている事例があった。具体的には、以下のとおりである。

No.	移動元の倉庫	品名及び移動先
1	有明小・中学校 備蓄倉庫	割り箸・仮設トイレ(ラップ式)は、資機材格納庫に移動。
2	東雲小学校 備蓄倉庫	割り箸・ポリコップ・仮設トイレ(ラップ式)の一部は、資機材格納庫に移動。
3	第二辰巳小学校 備蓄倉庫	割り箸・アルミ皿・仮設トイレ(ラップ式)の一部は、資機材格納庫に移動。
4	深川第三中学校 備蓄倉庫	割り箸は、資機材倉庫に移動。
5	深川第三中学校 資機材格納庫	発電機は、備蓄倉庫に移動。

### 第 3 監査の結果及び意見

6	大島中学校 備蓄倉庫	仮設トイレ(ラップ式)は、資機材格納庫に移動。
7	南砂中学校 備蓄倉庫	仮設トイレ(ラップ式)は、資機材格納庫に移動。

発災時に物資がどこにあるかわからず、混乱を生じる恐れがあることから、備蓄物資一覧表に記載されているとおりに、物資を配備する必要がある。また、スペースの関係上、やむなく倉庫間の物資の移動を行う場合には、入出庫記録管理表及び備蓄物資一覧表にその旨を記載し、物資の所在を明確化する必要がある。

#### <意見事項68>消費期限切れや劣化した備蓄品の払い出し管理の必要性

今回の実地調査の対象先である倉庫には、消費期限切れの食料品や劣化して使えなくなった物資が保管されている事例があった。具体的には、次のとおりである。

No.	倉庫	品名等
1	本庁舎防災倉庫 防災センター 1階	乾電池(単一)は、2015年11月に使用期限切れとなったものがあった。
2	有明小・中学校 資機材格納庫	包装されていないマッチは、湿気のため使用不能であった。 ⇒その場で職員が廃棄処分した。
3	第二辰巳小学校 資機材格納庫	期限切れのアルファ化米・クラッカーがあった。 ⇒その場で職員が回収して処分した。
4	男女共同参画 推進センター	期限切れの食料品3箱 ⇒その場で職員が回収して処分した。

期限切れの食料品については、緊急時に避難所生活者等に支給するにふさわしくないため、期限切れとなる前に回収して、新しい食料品に入れ替える必要があり、また、入れ替え時に漏れ等が生じないように、綿密な計画を立てておく必要がある。

生活必需品や各資機材についても、食料品の入れ替え時などに定期点検を実施して、期限切れや劣化している物資があれば廃棄し、必要に応じて補充すべきである。

#### <意見事項69>生活必需品及び資機材の保管状況について

今回の実地調査の対象先である倉庫には、入庫時から相当程度の年数が経過した生活必需品及び資機材が保管されていた。1900年代に入庫したものは、以下のとおりである。なお、食料品とは異なり、生活必需品及び資機材については買換え等のルールは定められていない。

No	倉庫	品名	数量	入庫日
----	----	----	----	-----

### 第3 監査の結果及び意見

1		スプーン	1,180	1986/8/30
2	本庁舎防災倉庫 区役所庁舎 2階	ビニールバケツ(18リットル)	114	1974/3/15
3		肌着U首シャツ	150	1986/2/28
4		ゴザ	660	1986/1/1
5		ゴザ	500	1986/1/1
6	深川第三中学校 資機材格納庫	仮設トイレ(ベンチャー)	2	1986/1/1
7		ビニールシート	50	1989/3/30
8		深川小学校	仮設トイレ(ベンチャー)	1
9	資機材格納庫	仮設トイレ(ベンチャー)	1	1997/8/31
10	東川小学校 資機材格納庫	仮設トイレ(ベンチャー)	2	1997/1/31
11		ゴザ	500	1986/1/1
12		ビニールシート	50	1996/2/28
13	大島中学校 資機材格納庫	ゴザ	500	1992/2/28
14		ビニールシート	100	1986/1/1

生活必需品及び資機材については、ある程度の期間が経過しても直ちに使用できなくなるわけではないが、ものによっては何もせず放置しておく、肝心なときに劣化して使用できない恐れもある。生活必需品及び資機材についても、定期的に使用可能な状態にあるかどうか点検することが望まれる。

#### <意見事項70> 期限切れ間近の食料品の管理の必要性

賞味期限まで1年以内となる食料品については、防災課で回収し、いったん防災倉庫で保管している。これらは、区直営の高齢者・障害者・その他施設や防災訓練参加者などに配布しており、有効活用に努めている。

しかしながら、いったん回収したこれらの食料品については、特に数量管理は行っていないとのことであった。有効活用をさらに促進する意味では、期限切れ間近の食料品であっても入出庫管理を行って、正確な残高を把握することが望ましい。配布した数量・配布先・廃棄となった数量等についても統計を取るようになれば、さらなる改善に資すると思料する。

No.	倉庫	期限切れ間近の食料品
1	本庁舎防災倉庫 防災センター	別倉庫にあった期限切れ間近の食料品を回収したものである。

		
2	江東区 中央防災倉庫 1階	<p>1階にある食料品はすべて期限切れ間近の食料品を回収したものである。</p> 

### ＜指摘事項 15＞都からの寄託物資の管理の必要性

東京都と江東区は、平成 21 年 3 月 4 日に寄託契約書を取り交わしており、区は都から寄託された備蓄物資を区の倉庫で預かっている。緊急時に、区は都からの寄託物資を払い出して、避難所生活者等に配布できる定めとなっている。

都からの寄託物資には毛布や鍋などがあるが、備蓄物資一覧表の在庫数と実地の在庫数との間に不一致が多くあった。

寄託契約書第 7 条では、「区は、都が依頼した場合、物資の保管状況及び保管場所を都に報告する。」旨が定められているが、上記のような不一致があると、区は都に対して正確な報告をすることができなくなる。したがって、都からの寄託物資であっても、区の備蓄物資と同じ水準で、入出庫管理及び残高管理を徹底する必要がある。

### ＜意見事項71＞備蓄物資の定期棚卸の必要性

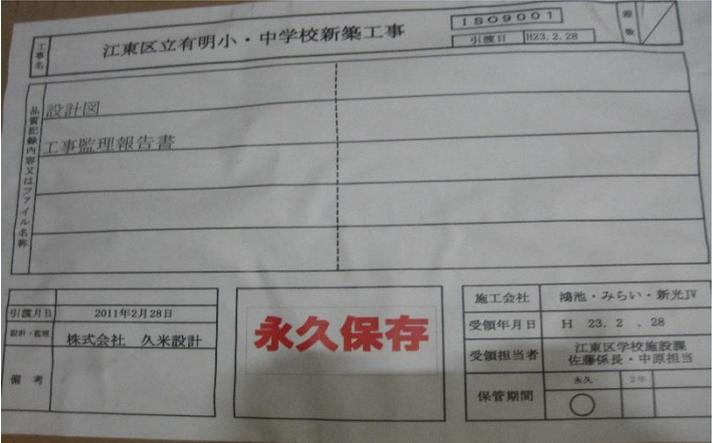
現在、区では全ての倉庫において備蓄物資の棚卸を実施していない。その結果、備蓄物資の数に不一致があっても気付くことなく、見過ごされたままの状態となっている。このため、定期棚卸を実施して、備蓄物資一覧表の在庫数と実地の在庫数とを照合して、在庫の

過不足がないか確認し、過不足があればその原因を究明する必要がある。また、定期棚卸の際に保存期限や劣化の状況などを確認することで、在庫の品質を把握することも必要である。

定期棚卸の頻度としては、本来であれば年 1 回程度が望ましい。ただし、全倉庫について毎年一斉棚卸をすることは物理的に困難であることから、各倉庫 3～5 年ごとに循環棚卸を実施することが現実的な対応であろう。実現可能な棚卸計画を立てて、実施していくことが望まれる。

**<意見事項72> 備蓄物資以外の在庫について**

今回の実地調査においては、本来の備蓄物資ではないものが備蓄倉庫等に保管されている事例が多く見られた。具体的には、以下のとおりである。

No.	倉庫	備蓄物資以外の在庫
1	本庁舎防災倉庫 防災センター	タオル・ポケットラジオ・非常用セット・ペットボトルケースなど、防災訓練の記念品の余りもの。
2	有明小・中学校 資機材格納庫	<p>学校工事関連の文書類が保管されていた。</p> 

第 3 監査の結果及び意見

3	第二辰巳小学校 資機材格納庫	<p>学校備品の防災袋などがあった。</p> 
4	大島中学校 資機材格納庫	<p>学校備品のキャビネットが収納されていた。</p> 
5	男女共同参画 推進センター	<p>センターの備品やセンター独自の備蓄物資が保管されていた。防災課の備蓄物資よりもセンターの物資のほうが多い。</p> 

### 第 3 監査の結果及び意見

---

防災訓練の記念品として配布したものの余りについては、使用可能ならば区民・職員等に配布し、不可能ならば処分する必要がある。

また、学校備品については、学校倉庫に保管すべきであるが、スペース上の問題でそれが叶わず備蓄倉庫等に保管する場合には、置き場所で明確に区分すべきである。教育委員会の備蓄物資については、後述する。

(14) 小中学校及び幼稚園等の災害用備蓄(放課後支援課、教育委員会事務局庶務課)

① 事業の概要

1) 事業の目的、内容及び成果

内閣府の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(平成 27 年 3 月)」では、大規模地震発生時に公共交通機関が運行を停止している中で、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合、緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されることから企業等においては従業員等の安全の確保を図るため、従業員等を施設内に待機させる一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することとされている。

この保護者の一斉帰宅抑制により、児童・生徒等の引き取りに日数を要する場合もあるため、区では引き渡しまでの児童・生徒等の食糧等を備蓄している。

対象は区立幼稚園、区立小中学校、きつずクラブ及び区営の学童クラブであり、私立幼稚園、私立小中学校、公設民営の学童クラブは対象外である。なお、きつずクラブとは、小学生のために学校を活用し、放課後等に安全に安心して過ごすことのできる居場所を提供するもので、学童クラブは、保護者の就労等により、放課後、家庭において適切な保護を受けられない主に小学 1～3 年生の児童を対象に、遊びや生活の場を提供するものである。小中学校及び幼稚園等における備蓄内容は以下のとおりである。

機関	備蓄方針	備蓄内容(1人あたり1日)
小中学校	全児童・生徒の3割(注1)×3日分(注2)	水:3リットル、主食:3食、毛布:1枚
きつずクラブ	小学校を利用しているため、小学校の備蓄で対応	
学童クラブ(注4)	全登録児の3割(注1)×3日分(注2)	水:3リットル、主食:3食
幼稚園	全園児の1食分(注3)	水:1リットル、主食:1食 毛布:全園児の3割

(注 1)「江東区子ども子育て支援事業計画」の策定に伴う「意向調査結果報告書(平成 26 年 3 月)」によると小学校 1～3 年の児童の母親のうちフルタイム勤務割合が 27.6%であったこと及び内閣府の「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 最終報告(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 平成 24 年 9 月 10 日)」によると、東日本大震災における外出者の帰宅困難者が 28%いたことにより 3 割と算定された。

(注 2)東京都帰宅困難者対策条例によると、企業等は 3 日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとするとしており、これに基づき定めたもの。

(注 3)すべての園児は保護者が引き取り前提であるため。

(注 4)学童クラブは区営 7 か所、公設民営(指定管理者制度及び委託により運営される施設) 12 か所であるが、公設民営により運営されている場合、備蓄は区から指定管理者及び受託者に支給することにはなっていない。

## 2) 事業費

幼稚園及び小中学校については、平成 25 年度に備蓄の一斉購入をした。消費期限は概ね 5 年であるため、平成 26 年度から平成 28 年度の支出は、平成 26 年度新設の豊洲西小学校分のみとなっている。平成 29 年度に平成 25 年一斉購入分の入れ替えを行う予定である。

学童クラブの備蓄について、水は購入するが、食糧は防災課の既存の備蓄食糧から賞味期限までに日数が残り少なくなったものを譲り受けて活用することになっている

備蓄事業の管轄及び平成 26 年度から 28 年度の事業費は下記のとおりである。

機関	幼稚園・小中学校	学童クラブ
管轄	教育委員会庶務課教育政策調整係	放課後支援課
事業名	学校安全対策事業	学童クラブ管理運営事業
平成 26 年度から 28 年度の支出	平成 26 年度:新校の豊洲西小分(アルファ化米、水等 678 千円、毛布 552 千円)を購入	平成 28 年度:七つの学童クラブの水(190 千円)

## ② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じ担当者へ質問等を行った

- 備蓄物資数量・納品場所一覧
- 児童数・学級数一覧
- 放課後支援事業 危機管理対応マニュアル

備蓄方針に従って適切に備蓄が行われているか検討を行った。

## ③ 監査の結果及び意見

### <指摘事項 16> 防災課から学童クラブへの備蓄食料の確実な移動

学童クラブの備蓄量は「放課後支援事業危機管理対応マニュアル(平成 29 年 3 月)」に定められており、全登録児の 3 割の人数の 3 日分とされている。

備蓄の調達方法として、水は購入し、食糧は毎年防災課の備蓄食糧から賞味期限が近くなったものを活用することになっているとのことであり、これは平成 25 年度より放課後支援課に防災備蓄の予算が付かなくなったことによる対応であった。

しかし、防災課からの備蓄食料を移動する取り決めをしたものの、運用されたのは平成 25 年度及び平成 26 年度のみであり、それ以降は運用されていない。

実際に、学童クラブ 7 か所の備蓄リストを入手したところ、水はすべてのクラブで備蓄されていたが、3 か所の学童クラブで食糧備蓄がなく、また、備蓄リストにおいて児童用と職員用の区別がなく児童用の備蓄がなされているのか判別できないクラブが 3 か所あった。

学童クラブは保護者等が就労している児童が対象となっており、備蓄の必要性がより高いと思われる。このため、放課後支援課と防災課の連携を見直し、毎年確実に備蓄ができるようにする必要がある。

**<意見事項73> 指定管理者及び受託者が運営する学童クラブへの水支給の取り決めの明文化**

学童クラブのうち、指定管理者及び委託により運営される学童クラブの備蓄は指定管理者または受託者独自で行い区からの支給はしないこととされているが、現在は指定管理者または受託者によって運営されている学童クラブにも水が支給されている。

このような状態になっている要因の一つとして、指定管理者または受託者への水の備蓄への対応の根拠が放課後支援課の内部文書「食料備蓄に関するメモ」への記載であり、規則、マニュアル等に明文化されていないことがあげられる。

区での方針を再度確認し、正しい支給がなされるようにする必要がある。

**<意見事項74> 備蓄の定期的な棚卸しの必要性**

小中学校には災害時等の保護者への引き渡しまでの児童・生徒のための備蓄をしているが、小学校、中学校各 1 校の在庫調査を実施したところ、実際数量と在庫数量の差異があった。保管状況を確認するためにも、定期的に棚卸しを行う必要がある。

**<意見事項75> 防災課の備蓄倉庫と学校備蓄倉庫の区分の必要性**

区では、全ての小中学校が災害時に避難所となるため、児童・生徒のための備蓄の他に学校敷地内や校舎内に区民のために備蓄倉庫や資機材格納庫を設けている。その上で、児童・生徒の備蓄は教育委員会、区民のための備蓄倉庫と資機材格納庫は防災課の管轄となっており、本来であれば使用目的が異なるため、区分管理されるべきものであるが、監査での在庫調査を実施したところ、一部の事例として防災課の備蓄食料の中に教育委員会の備蓄食料が区分なく混在して保管されていた学校があった。

このような状況下では棚卸しなど在庫管理が困難であり、購入による搬入や賞味期限切れ等の搬出作業により、あるべき在庫残高に対し過不足が発生する可能性が高い。また、学校内に設置されている防災課の防災倉庫の鍵を学校が管理しているのは避難所の施設管理者であるからであり、防災課の倉庫を自由に使用して良いという意味ではない。

使用目的の異なる備蓄物資等が同一の倉庫に区分なく混在していると、災害時に災害協力隊等の活動に支障をきたす可能性がある。

教育委員会の備蓄物資と防災課の備蓄物資とは、第一義的には別倉庫にて保管する必要がある、しかし、スペースの関係上、同じ倉庫に保管する場合は、置き場所で明確に区分する必要がある。それすらもできないのであれば、倉庫の増設を検討する必要がある。

具体的な保管状況は、以下のとおりである。

No.	倉庫	教育委員会の備蓄物資
1	A 学校 備蓄倉庫	教育委員会の備蓄物資が防災課の備蓄物資の上に詰め込まれていて、倉庫全体を圧迫している。

2	B 学校 備蓄倉庫	<p>倉庫が狭小で、防災課の備蓄物資と混在しており、明確な区分がなされていない。</p> 
---	--------------	---

**<意見事項76> 備蓄量の妥当性**

区においては平成 25 年度に幼稚園及び小中学校の備蓄を一斉購入し、平成 26 年度に新設の豊洲西小学校分を購入した以降、備蓄の追加購入は行われていない。そこで、幼稚園及び小中学校の児童・生徒数と備蓄量について検討を行ったところ、一部の学校において児童・生徒数に対して備蓄量が不足している結果となった。

備蓄数量

児童・生徒数の 3 割(就労家庭割合)×3 日分÷児童・生徒数の 1 日分

1 日分は一人あたり水 500ml×6 本と食糧 3 食(クラッカーとアルファ化米)

小学校の備蓄状況

学校名	平成 25 年度					平成 28 年度				
	備蓄量		人数	過不足(△は不足)		人数	人員増減	人員増減割合	過不足(△は不足)	
	水(人分)	食糧(人分)		水(人分)	食糧(人分)				水(人分)	食糧(人分)
	A	B	C	A-C	B-C	D	D-C	(D-C)/C	A-D	B-D
東雲	564	593	561	3	32	760	199	35.5%	△ 196	△ 167
有明	452	480	439	13	41	713	274	62.4%	△ 261	△ 233
浅間堅川	768	773	765	3	8	1,000	235	30.7%	△ 232	△ 227
小名木川	508	537	485	23	52	391	△ 94	△19.4%	117	146
全体	21,292	22,083	21,066	226	1,017	22,837	1,771	8.4%	△1,545	△754

中学校の備蓄状況

### 第 3 監査の結果及び意見

学校名	平成 25 年度					平成 28 年度				
	備蓄量		人数	過不足(△は不足)		人数	人員増減	人員増減割合	過不足(△は不足)	
	水 (人分)	食糧 (人分)		水 (人分)	食糧 (人分)				水 (人分)	食糧 (人分)
	A	B	C	A-C	B-C	D	D-C	(D-C) / C	A-D	B-D
深川第五	320	333	318	2	15	495	177	55.7%	△ 175	△ 162
深川第八	292	317	271	21	46	399	128	47.2%	△ 107	△ 82
亀戸	304	333	291	13	42	416	125	43.0%	△ 112	△ 83
東陽	392	407	389	3	18	208	△ 181	△46.5%	184	199
全体	7,580	7,967	7,456	124	511	7,744	288	3.9%	△ 164	223

備蓄量はあくまでも目安であるため、多少の過不足があるのは仕方ないが、上記に記載した有明小学校や深川第五、第八、亀戸中学校は児童・生徒数が 50% 近く増加しており、現在、区で定めている備蓄が適正に保有されているとはいえない。

このため、人員に対する備蓄量の妥当性は毎年検討することが必要と考える。上記表にあるとおり、人員の減少により過大になっている学校もあることから、学校間での移動を行うことにより購入を最小限にすることも一つの方法である。

## (15) 保育園の備蓄(保育課)

### ① 事業の概要

#### 1) 事業の目的、内容及び成果

保護者等の一斉帰宅抑制により、児童の引き取りに日数を要する場合もあるため、引き渡しまでの児童の食糧等を備蓄するものである。

区立の保育園に対しては備蓄物資を区で購入し各園に配布している。「(2)小中学校の備蓄」で記載したとおり、企業等では3日分の備蓄が奨励されているため、保育園でも就労している保護者の状況に対応し3日分の水、食糧等の備蓄を行っている。

区立以外の公設民営及び私立保育園等は各園で備蓄を行うが、備蓄に対する補助金として江東区保育施設等帰宅困難者対策費補助金(以後本文中「帰宅困難者対策費補助金」という。)と施設機能強化推進費加算がある。補助金の内容は以下のとおりである。

#### <江東区保育施設等帰宅困難者対策費補助金>

大規模災害の発生時において、保育施設等に待機となる児童のために備蓄する飲料水及び食糧の購入に係る経費の一部を補助するもので、児童定員に4,215円を乗じた額と実支出額のうち、いずれか低い額が交付される。

#### <施設機能強化推進費加算(財源は国1/2、都1/4、区1/4)>

保育園等の職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実するなど、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対し、実際に防災対策等に要した費用を基に補助金を支給するものである。補助対象は例えば

- 防災目的のもの(防犯目的ではない)
- 災害時の被害を小さくするもの(防災に特化した倉庫、難燃性のタオル等)
- 備蓄用食料等

とされている。

対象となる施設は子ども・子育て支援法の規定に基づき特定教育・保育を提供する事業者で、特定教育・保育施設とは、市区町村長が教育・保育施設の設置者の申請によって確認した認定こども園、保育所で、区の特定教育・保育施設は区立以外の認可保育園と認定こども園である。

補助額は1施設(事業所)当たり15万円が上限となっており、申請する施設は毎年12月までに申請を行い、区が審査を行う。認定された施設は認定年度の翌年4月末日までに実績報告書を区に提出し、区は検査時等に検証を行う。

### 第3 監査の結果及び意見

(平成29年4月1日現在)

保育所の種類		数	定員	備蓄方法	補助金
認可	区立	31	3,126	区で備蓄物資を 購入し配布	○江東区保育施設等帰宅困難者 対策費補助金 ○施設機能強化推進費加算
	公設民営	13	1,416	各施設で購入	
	私立	73	6,892		
認定こども園	私立	3	264	各施設で購入	○江東区保育施設等帰宅困難者 対策費補助金
認証	私立	54	1,687		
認可外	保育室	2	36		
	グループ保 育室	1	18		
	家庭福祉員	5	10		
	保育ルーム	3	54		

## 2) 事業費

### 区立認可保育園

賞味期限(概ね5年)及び使用期限に基づき買い換えしており、備蓄食料については直近での購入は平成25年度及び平成28年度で、災害時用医薬品は使用期限ごとに買い替えており、平成28年度の支出額は3,684千円である。ただし、これ以外で防災訓練により消費した場合は補充用として購入する場合もある。

### 区立認可保育園以外

#### <帰宅困難者対策費補助金>

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
補助額(千円)		19,982	2,655	4,132	2,132
補助対象(数)		89	11	7	6
内 訳	認可	40	5	6	5
	認証	41	4	—	1
	その他	8	2	1	—

#### <施設機能強化推進費加算>

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
認定額(千円)(注)	4,777	5,850	6,300
件数	32	39	42

(注) 公定価格(施設型給付費)の財源は、加算認定された金額から保護者負担金(国基準額)を差し引いた額に対して、国1/2・都1/4・区1/4である。

#### ② 実施した監査手続き

- 1) 補助申請者から提出された事業計画及び実績報告書を入手し検討を行い、必要に応じて担当者へ質問を行った
- 2) 補助内容について、要綱、内閣府等からの通知等を閲覧し金額の妥当性について検討を行った。

#### ③ 監査の結果及び意見

##### <意見事項77> 江東区帰宅困難者対策費補助金と施設強化推進費加算

特定教育・保育施設である認可保育園と認定こども園には備蓄について2種類の補助金が設定されているが、帰宅困難者対策費補助金額で備蓄基準はカバーできる内容となっている。

施設強化加算は国の制度であり区独自で運用方法を変更するのは難しいが、江東区帰宅困難者対策費補助金は区単独の施策であるため、補助対象、内容を見直し、備蓄に対する補助がより適切に行われるようにすることも考えられる。

##### <意見事項78> 定期的な棚卸し

区立保育園の備蓄配備リストにより、園児の定員に対し必要な備蓄が配備されていることは確認できたが、定期的に現物を数えるという棚卸しは実施されていない。

備蓄品の賞味期限が5年であるため一度購入すると5年間はそのまま放置され、例えば誰かに持ち出されても気づかないという可能性もあることから、年に1回程度、過不足や保存状況の確認を行い、災害時等に備蓄品が有効活用できるようにすべきである。

棚卸しは、区立以外の施設でも実施することで補助金の適正利用も踏まえた備蓄量のコントロールに役立つものと思われる。

## (16) ペットの防災対策(防災課、保健所生活衛生課)

### ①事業の概要

#### 1) 事業の目的、内容及び成果

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、住民が緊急避難を余儀なくされたため、ペットが自宅にとり残され放浪状態となった例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手である人や、動物等にアレルギーがある人が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取り扱いに苦慮する例も見られた。

このため、環境省では平成 25 年 6 月に自治体等が地域の状況に応じた独自の対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となるよう「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を公表した。ガイドラインではペットの同行避難(ペットを飼育している飼い主が避難所に行く場合は、避難所にペットを同行すること)を原則とし、自治体等による避難所での支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制の整備方法を示している。

しかし、あくまでもガイドラインであり同行避難を強制しているものではないため、同行避難の可否や支援体制方法は自治体により異なるが、区では同行避難を原則としている。

同行避難時には小型犬や猫はキャリーバッグに入れ、大型犬はリードをつけて避難所に行く。ただし、避難所にはペット用の備蓄は無いため餌等は飼い主が持参する必要がある。同行避難等、ペットへの防災対策は下記の方法にて周知されている。

- 江東区ホームページ
- 愛犬手帳:狂犬病予防法により飼い主は犬を取得してから 30 日以内に都道府県知事に対して登録申請をしなければならず、その登録時に配布される。
- 「猫の飼い主の皆さまへ」というパンフレット:保健所の生活衛生課窓口
- 区報への掲載(平成 28 年度実績は 1 回)

#### 2) 事業費

過去 3 年間の啓発パンフレット印刷費の推移である。

印刷物	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	予算額 (円)	部数 (部)	支出額 (円)	予算額 (円)	部数 (部)	支出額 (円)	予算額 (円)	部数 (部)	支出額 (円)
愛犬手帳	173,880	2,200	173,448	173,880	0	0	189,000	2,000	168,480
猫の飼い主の皆様へ	116,640	4,500	136,080	0	0	0	0	0	0

### ②実施した監査手続

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じ担当者へ質問等を行った

- 愛犬手帳などの啓発パンフレット
- 関連する契約書等の支出決裁書類

2) 防災訓練においてペットに対する対応が実施されているか検討を行った。

### ③監査の結果及び意見

#### <意見事項79>ペットとの同行避難訓練の必要性

区では災害時の避難にあたって、ペットの同行避難を原則としていることから、区にも、ペット同行可能な避難所におけるペット用避難施設の設置やペット同行で避難所に入れる条件などルール策定が求められる。

これについて、区では平成 28 年度に防災訓練を 5 回実施しているが、ペットとの同行避難訓練は実施されておらず、平成 29 年度も予定されていない。一方で防災訓練のシナリオを見るとペットを同行して避難所に来る人が想定されており、“事前計画どおりの場所にテントを設置する”とされているが、実際にテントを設置することは行われていないため、事前計画が策定されているのかどうか確かめることができなかった。

江東区学校防災マニュアルには避難所ペット台帳があり、それには備考欄で「登録・ワクチン接種の有無」を記載するが、実際の現場において登録の有無やワクチンの有無で受け入れを判断するのかが明記されていない。

現実の災害現場ではテント設営、ペット台帳による受け入れ、ペットの避難場所への振り分けなどを行う必要がある。また、ケージに入る小型のペット以外の大型犬の場合、リードをつなぐ場所の確保が必要となるが、現実には適当な場所が確保されないなど、想定外の事項が発見される可能性もある。

ペットとの同行避難訓練を行うことにより、現在のシナリオで対応可能であるのか確認し、問題点があれば改善していくことが必要である。

#### <意見事項80>ペットの数量把握の必要性

区及び近隣 4 区の犬の登録頭数、人口及び世帯数は以下のとおりである。

地区	犬登録頭数 (頭) (注 1)	人口 (人) (注 2)	人口 100 人あた りの頭数(頭)	世帯数 (世帯) (注 2)	世帯飼育率 (%)
	A	B	A/(B/100)	C	A/C×100
江東区	20,761	499,151	4.2	258,043	8.05
墨田区	7,750	257,533	3.0	145,016	5.34
江戸川区	19,818	682,152	2.9	333,761	5.94
葛飾区	14,545	443,317	3.3	226,043	6.43
足立区	26,480	671,032	3.9	334,980	7.90

(注 1 東京都福祉保健局 HP より平成 27 年度分。犬は狂犬病予防法により飼い主に登録が義務づけられている。)

(注 2 東京都ホームページ 東京都統計より平成 29 年 3 月)

上記のとおり、区の犬登録数は 20,761 匹である。近隣 4 区と比較すると頭数は足立区

について 2 番目である。

猫は登録制度がないため正確な飼育頭数は把握できないが、一般社団法人ペットフード協会の全国犬猫飼育実態調査によれば平成 28 年度の犬飼育頭数が 9,878 千頭に対し猫は 9,847 千匹であることから、猫も犬と同じく 2 万匹前後は飼育されていると推定される。

区における飼犬のデータは、パッケージシステムを使用しているが、地域や犬種ごとのデータを把握するという機能はなく、これについて現在のシステムで対応するのは難しい状況であり、ペットとの同行避難が原則とはいっても、現状では区内の地域ごとの数や犬種などの把握はされていない。

飼育頭数が多いことが単純に避難所での受け入れ頭数に結びつくわけではないが、同行避難が原則であるといっても人が生活している体育館等には持ち込めず、ペット用避難施設を設営する必要があることを考えると、避難所管轄地域における犬の頭数、とりわけ通常のケージには入らない大型犬の数を把握し、大型犬用のケージや犬用リード、首輪などの動物用防災用品の備蓄を進めることは必要である。

また、防災訓練を行うにあたり、地域により飼育状況に差があれば、より数の多い地域でペット同行避難訓練を行うなど、ペット防災対策の啓発などに有用ではないかと考える。

#### <意見事項81> 飼い主に対する啓発

平成 28 年の熊本地震では、避難所において、ワクチンの予防接種をされてない犬の受け入れのトラブルや飼い主とはぐれたペットが多くいたとのことである。

飼い主が避難所へペットと同行避難するにあたっては感染症の予防という観点から、狂犬病や各種ワクチンの予防接種をしておくこと、ペットの餌は飼い主が用意していく必要があるなど、飼い主の日頃からの心構えと備えが必要となる。

また、災害時に飼い主と離れてしまっても、札やマイクロチップ等が装備されていれば発見される可能性が高くなる。

ペットの防災対策についての区民に対する情報発信は、愛犬手帳等パンフレットの配布、区ホームページ及び年に一度の区報への記載により行われているが、愛犬手帳は犬の登録時のみに配布、猫の防災対策が記載されたパンフレットは保健所生活衛生課窓口にあるのみ、区報への記載実績は平成 28 年度において 1 回となっている。

このため、例えば獣医師会やペット関連の NPO 等との連携により、飼い主への平時からの準備を働きかけることが重要であると考えます。

### 3. 事故や犯罪のないまちづくり

#### (1) 江東区防犯カメラ整備事業補助金(危機管理課)

##### ① 事業の概要

##### 1) 事業の目的、内容及び成果

江東区防犯カメラ整備事業補助金は公道に街頭防犯カメラを設置するために使用されている。警察庁が平成 23 年 3 月に公表した、「警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会 最終とりまとめ(案)」によると、警察庁が行った街頭防犯カメラの犯罪抑止力に関する社会実験では、街頭防犯カメラに一定の犯罪抑止効果があることが立証されている。

防犯の観点からは区内の全地域に街頭防犯カメラを設置するのが望ましいが、平成 29 年 3 月末時点での実績は 333 ある町会もしくは自治会(以下、「町会等」という。)または商店街のうち 80 団体となっている。街頭防犯カメラの設置は、地域内の合意や意向による申請のため、設置地域には一定のばらつきが見られる。街頭防犯カメラの整備は、近隣地区が実施すると「うちの地区にも設置しよう」という傾向が観察されるとのことである。

街頭防犯カメラの設置団体は町会等又は商店街であり、設置費用は東京都、江東区、設置団体の三者で分担している。従来、街頭防犯カメラの新規設置費用は町会等の場合は、1/6を、商店街の場合は1/3を設置団体が負担することとなっていたが、平成 29 年度からは1/12または1/6と負担軽減がなされている。町内会等及び商店街の負担割合は以下のとおりである。

町会単独または町会等が複数連携し街頭防犯カメラを設置した場合の費用負担割合

負担者	平成 28 年度まで		平成 29 年度から平成 31 年度まで	
	新規設置	更新	新規設置	更新
東京都	1/6	1/2	7/12	1/2
江東区	1/6	1/3	1/3	1/3
設置団体	1/6	1/6	1/12	1/6

商店街単独または商店街連合会が街頭防犯カメラを設置した場合の費用負担割合

負担者	平成 28 年度まで		平成 29 年度から平成 31 年度まで	
	新規設置	更新	新規設置	更新
東京都	1/3	1/3	1/2	1/3
江東区	1/3	1/3	1/3	1/3
設置団体	1/3	1/3	1/6	1/3

平成 29 年 9 月現在の街頭防犯カメラの設置状況

区分	設置済	未設置	合計	設置割合
町会等(団体)	63	216	279	22.5%
商店街(団体)	17	37	54	31.4%
合計	80	253	333	24.0%

なお、平成 29 年度には町会等 11 団体及び商店街 1 団体が新たに街頭防犯カメラを設置している。

## 2) 事業費

過去 3 年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	69,690	33,677	66,854
決算額(千円)	69,690	33,677	66,854
執行率(%)	100.0%	100.0%	100.0%
財源(千円)			
内訳			
国	—	—	—
都	41,817	19,847	40,114
区	27,873	13,830	26,740

### ② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

- 平成 29 年度監査資料総務部危機管理課事業概要
- 所属別科目別歳入一覧表
- 所属別事業別歳出一覧表
- 契約台帳

2) 関連する契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。

### ③ 監査の結果及び意見

#### <意見事項82> 街頭防犯カメラの設置にかかる費用負担軽減化の周知の徹底

区では、区ホームページ、生活安全ガイドブック、便利帳の他、年 2 回開催される生活安全対策協議会、年 1 回開催される防犯パトロールリーダー研修会において町会等や商店街に対し、街頭防犯カメラの設置を呼びかけることにより普及を図っているが、設置費用の一部を設置者が負担することが普及の障害の一因となっていた。

しかし、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間は設置者の費用負担額が大きく軽減されていることから、生活安全協議会や防犯パトロールリーダー会議に出席していない町会等や商店街に対する周知が不十分となる可能性がある。このため、区は、未整備の町会等や商店街に個別に街頭防犯カメラの設置費用の負担が軽減された旨の案内を配布する等の直接的な働きかけをすることにより、周知を徹底することが望まれる。

#### <意見事項83> 街頭防犯カメラの設置率の低さの原因解明

現在、区の街頭防犯カメラの設置率は 20% から 30% 台と低くとどまっているが、その要因の一つとして、設置や更新にあたり設置者に費用負担が発生することがある。また、その他にも、プライバシーに対する配慮などにより地域内の合意形成が困難である場合等の要因

も考えられる。

区は、江東区防犯カメラ整備事業の効率的な推進のため、街頭防犯カメラの設置を申請しない町会等や商店街に対し、何が街頭防犯カメラの普及を妨げているのかをアンケート調査などで把握し、阻害要因を取り除くよう努める必要がある。

#### **<意見事項84> 目標達成の時期と測定可能な達成指標の設定**

街頭防犯カメラは本来であれば、区内全域に設置されることが望ましい。区では、街頭防犯カメラ整備事業については「広く普及させることで安全なまちづくり」をすることを目標としている。しかし、広い地域の概念は曖昧でどの程度まで区内に普及すれば事業の目標が達成されたと言えるのか不明であり、また達成目標時期も定められていない。設置地区数は申請主体ごとに集計しているが、申請主体が複数で連携し、あるいは町会等と商店街が連携する場合や、町内会等が設立されていない地域もあることから、各町内会等や各商店街のカバーする範囲を基礎としながらも、目標達成の度合いが測定可能なように地域割りを決め、具体的な目標を定めると同時に、目標達成時期と達成プロセスを明確にする必要がある。

## (2) 自動通話録音機設置促進事業(危機管理課)

### ① 事業の概要

#### 1) 事業の目的、内容及び成果

この自動通話録音機設置促進事業では、特殊詐欺(いわゆる振り込め詐欺)の未然防止のために、区民に対し自動通話録音機の貸し出しを行っている。自動通話録音機とは、電話の会話を自動録音する機器であり、この機器を電話に取り付けることで会話は全て自動録音され、また、着信時には通話を開始する前に「この電話での会話は全て録音される」旨のメッセージが事前に流れるため、詐欺の犯人が再度の電話を敬遠する等の効果があると考えられ、取り付け方法も平易である。



#### 【警告メッセージ】

この電話は、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。  
これから呼び出しますので、このままお待ちください。

この事業は平成 27 年度から行われており、同年度では 220 台が東京都より区へ無償で支給されていた。平成 28 年度においては購入額の 1/2 を東京都が補助することとなり、区では 600 台を総額 3,758 千円(1 台当たり 6,264 円)で購入している。なお、同様の機器は市販されているが、区が貸し出している自動通話録音機は全ての通話が録音されるもので受注生産となっており、市販の機器は録音を除外する機能が付されているという点で違いがある。

区では平成 27 年度に都から譲り受けた 220 台を、区報等で 65 歳以上の世帯を目安として公募により貸与したが、機器の効果の程度がわからず、また効果の測定が困難であるため、平成 29 年 2 月からは機器の貸与窓口を管内の警察に限定し、機器の貸与を希望する者が警察に相談し、警察が必要性及び緊急性を判断した場合のみ、自動通話録音機を貸し出すこととしている。このため、平成 28 年度に購入した 600 台を含む今までの貸出実績は平成 29 年 9 月末時点で 440 台にとどまり、29 年 9 月末時点での在庫は 380 台となっている。また一方で、区内の特殊詐欺の被害状況は平成 29 年の上半期は前年から横ばいであるが、アポ電の数は 4 倍近く増加している。

#### 特殊詐欺認知状況の推移

区分	平成 28 年上半期	平成 29 年上半期
認知件数(件)	39	48
被害額(千円)	111,392	101,315
アポ電件数(件)(注)	111	405

(東京都 HP「防犯情報マップ」から)

(注 アポ電とは、詐欺の予兆となる電話のことをいう。例えば、「風邪を引いた」、「携帯電話の番号が変わった」など詐欺の犯人が被害者をだますために予めかける電話である。)

2) 事業費(生活安全対策事業のうち、需用費—消耗品費のみ抽出)

過去 3 年間の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	2,081	2,151	6,352
決算額(千円)	1,136	1,444	5,326
執行率(%)	54.6 %	67.1 %	83.8 %
財源(千円)			
内訳			
国	—	—	—
都	—	—	1,879
区	1,136	1,444	3,447

② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

- 平成 29 年度監査資料総務部危機管理課事業概要
- 所属別科目別歳入一覧表
- 所属別事業別歳出一覧表
- 契約台帳
- 江東区生活安全協議会資料一覧(第 30 回～第 32 回)

2) 関連する契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。

③ 監査の結果及び意見

<意見事項85> 自動通話録音機設置促進事業の効果の測定

自動通話録音機設置促進事業の目的は特殊詐欺の防止であるから、まず自動通話録音機の設置の効果測定を測定する必要がある。しかし、区は効果の測定を実施していないことから、効果測定を行う必要がある。

効果測定の方法として警察や東京都への問い合わせ、区内で既に設置した世帯へアンケートの実施、自動通話録音機の設置設置世帯と非設置世帯での特殊詐欺の発生状況の比較等を行うなどの方法が考えられる。

なお、荒川区では平成 27 年度の特種詐欺被害は 30 件、被害総額約 2 億円であり、この被害を抑制すべく同様の自動通話録音機を 65 歳以上の希望者を対象に無償供与している。その後、利用者からの感想を公表している。また、山形県や和歌山県でも、同様の事業を展開しており、利用者へのアンケートを行って効果の測定をし、その結果を公表している。また一方では練馬区、北区、中野区のように在庫がなくなり次第事業を終了している自治体もある。

区は、自動通話録音機の効果測定した結果、効果があるならば事業を拡大し、効果がないと判断するのであれば現在保有する機器の配布が終了次第事業を終了する等の対応が必要である。

#### <意見事項86> 自動通話録音機の柔軟な貸与

区では、平成 28 年度に購入した 600 台の自動通話録音機のうち、平成 29 年 9 月末の時点で 2/3 に近い 380 台の在庫があることから、平成 29 年では当該事業には予算を付していない。

区に補助金を交付している東京都が都民に公開している自動通話録音機貸与の案内では、自動通話録音機の貸与制度を利用できるのは「都内にお住まいのおおむね 65 歳以上の方が居住する世帯で、居住者が危機の設置を希望している世帯」としているが、区は警察と連携し、緊急性及び危険性が高いと判断した場合にのみ貸し出している。しかしながら、被害防止の目的であることを考えれば、希望する区民に対し貸し出す必要がある。また、区の貸与可能な自動通話録音機には限りがあるため、同種の機器は区とは異なる仕様であるものの市販されていることを周知させることも一つの方法である。

### (3) 江東区地域安全のつどい(危機管理課)

#### ① 事業の概要

##### 1) 事業の目的、内容及び成果

区では、毎年地域安全の啓発のため、区内を管轄する警察署及び防犯協会と共催で江東区地域安全のつどいを開催している。平成 28 年度は 10 月 5 日に江東公会堂「ティアラこうとう」で開催されている。

##### 2) 事業費

過去 3 年間の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	600	600	600
決算額(千円)	600	600	600
執行率(%)	100.0 %	100.0 %	100.0 %

#### ② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

- 平成 29 年度監査資料総務部危機管理課事業概要
- 所属別科目別歳入一覧表
- 所属別事業別歳出一覧表

2) 関連する支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。

#### ③ 監査の結果及び意見

##### <意見事項87> 江東区地域安全のつどいの周知

区はこの事業に関して 60 万円の負担金を防犯協会に拠出し、区ホームページに概要を記載しているが、それ以外には積極的な活動は行っていない。

防犯活動の一環としての事業であることから、より拠出の効果を上げるため、当該つどいに参加しなかった者に対しても講演の内容を広く周知することが望まれる。例えば、平成 29 年度の開催であれば当日発表された振込詐欺被害防止ソング等について、インターネットリンクを付すことにより視聴可能にするなどにより、その内容を周知することが考えられる。

##### <意見事項88> 事業報告書の入手と事業の効果の検証

区では江東区地域安全のつどいの分担金を拠出し、収支報告の提出を受けることにより分担金が適切に支出されていることを確かめているが、拠出に見合う成果があるのかを、区として検証することが望まれる。また、事業内容のわかる事業報告や参加者人数等のデータを蓄積して経年比較をすること等によりマンネリ化の防止にもつながると考えられる。

**(4) 地域住民による防犯パトロールの強化(危機管理課)****① 事業の概要****1) 事業の目的、内容及び成果**

区では地域住民による自主的な防犯活動を支援している。住民からの申し出により防犯パトロール団体を登録し、防犯用資機材の支給や、防犯パトロールリーダー講習会を開催している。登録団体は平成29年3月末現在で251団体である。

なお、区の刑法犯認知件数を23区内で比較すると下記のとおりである。

## 刑法犯認知件数

自治体	平成26年	平成27年	平成28年
世田谷区	8,508	7,832	7,107
新宿区	8,240	7,941	6,973
江戸川区	7,807	7,759	6,867
足立区	7,561	6,939	6,519
大田区	7,858	6,692	6,254
板橋区	6,196	5,757	5,501
渋谷区	5,982	5,862	5,442
練馬区	7,640	6,344	5,348
豊島区	6,108	5,453	4,845
<b>江東区</b>	<b>5,711</b>	<b>4,959</b>	<b>4,792</b>
港区	4,983	4,588	4,428
葛飾区	5,613	4,540	4,130
杉並区	5,248	4,881	4,079
台東区	4,357	4,244	3,902
北区	3,824	3,377	3,511
千代田区	3,593	3,483	3,345
墨田区	3,524	3,368	3,159
中野区	3,410	3,446	2,942
品川区	3,649	3,199	2,868
中央区	2,639	2,616	2,570
目黒区	2,751	2,354	2,133
荒川区	2,505	2,385	1,999
文京区	1,913	1,730	1,573

(出典:警視庁ホームページのデータを一部加工)

2) 事業費(防犯パトロール団体への資機材供給)

過去3年間の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額(千円)	2,081	2,151	2,382
決算額(千円)	1,136	1,444	1,568
執行率(%)	54.6%	67.1%	65.8%

(注)平成28年度の決算額は需用費－消耗品費の支出額5,326千円から自動通話録音機購入代金3,758千円を控除した残額

② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

- 平成29年度監査資料総務部危機管理課事業概要
- 所属別事業別歳出一覧表
- 江東区生活安全協議会資料一覧(第30回～第32回)

③ 監査の結果及び意見

<意見事項89> 防犯パトロール団体の増加と更なる活性化のための施策

平成28年の特別区における区の刑法犯認知件数は多い方から数えて10番目である。この3年間で件数は減少傾向ではあるが、依然として5,000件近い犯罪が発生していることから、地域防犯の向上に取り組むとともに、防犯パトロール団体の登録数の増加や更なる活動の活性化が必要である。

現在区では、防犯パトロール団体を増やすための活動は従前から生活安全対策協議会を通じての働きかけや区のホームページでのご案内、また区の防犯担当が町会等に出向いたときに個別に案内するほか、生活安全ガイドブックや区報掲載により広報している。

一方で、防犯パトロール団体数の増加と活性化について他自治体の成功事例を参考にすることも考えられる。例えば埼玉県では、自主防犯活動団体の登録数の増加と活性化により治安の向上に成功している。同県では、平成16年に刑法犯認知件数が181,350件となり過去最悪となったため、自主防犯活動団体の登録数の増加と活性化のために、以下の取り組みを行ってきた。

区分	埼玉県の取り組み	江東区の取り組み
愛称の公募	わがまち防犯隊	なし
リーダー養成研修会の名称	わがまち防犯隊レベルアップセミナー	防犯パトロールリーダー講習会
リーダー養成研修会の開催頻度	約2か月に1回	1年に1回
コンビニエンスストアの活用	集合・解散の拠点場所として利用	—

### 第3 監査の結果及び意見

その結果、平成16年に約500程度だった自主防犯活動団体の数は、平成28年時点では12倍の約6,000団体にのぼっている。これは都道府県別の比較で最大であり、2位の東京都の約4,000団体を大きく引き離している。自主防犯活動に加え、警察官の増員もあり、平成28年の刑法犯認知件数は69,456件となり、平成16年度から約61.7%減少した。

区分	都道府県	自主防犯活動団体		青色回転灯を装備した自動車	
		団体数(団体)	構成員数(人)	団体数(団体)	運用車両数(台)
1	埼玉県	5,803	238,491	204	572
2	東京都	3,968	157,034	291	885
3	神奈川県	3,302	180,388	459	1,746
4	兵庫県	2,394	85,654	276	1,180
5	愛知県	2,341	133,549	642	2,575

(出典:都道府県データランキング「防犯ボランティア団体」を一部加工)

埼玉県での防犯刑法犯認知件数の減少と自主防犯活動団体の増加と活性化には相関があることは容易に推察できることから、区も防犯パトロール団体の登録数を増やし、また活性化させることができれば、防犯効果により一層の刑法犯認知件数の減少が期待できると考える。

(5) 区報紙面上での防犯広報(危機管理課)

① 事業の概要

1) 事業の目的、内容及び成果

区では、安全安心な江東区を目指して区報紙面上でも各種犯罪被害防止対策等を掲載している。平成 28 年度の 12 か月間に発行された区報全体を通読したところ、以下の記事が掲載されていた。

発行日	内容	
8 月 21 日	1 面に特殊詐欺の防犯を呼びかけた記載(全面・カラー)	
10 月 11 日	3 面に全国地域安全運動の告知をする記事	
12 月 11 日	年末年始の防犯対策として泥棒・ひったくり・振込詐欺対策の記事	

8 月 21 日こうとう区報 1 面

② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

- 平成 29 年度監査資料総務部危機管理課事業概要
- 江東区生活安全協議会資料一覧(第 30 回～第 32 回)
- こうとう区報

③ 監査の結果及び意見

<意見事項90> 区報掲載の頻度と内容の充実

区民の防犯意識を高めるため、広報の頻度および記事の内容を更に充実することが考えられる。例えば、区民の防犯意識を高めるためにもう少し防犯関連記事の記載を増やし、警察等との連携によりタイムリーに公表可能な、区内で最近発生している犯罪事例や件数等や江東区地域安全のつどいの開催内容を掲載することが考えられる。更に、自動通話録音機についても、その存在や市販されており家電量販店やインターネットを通じて容易に購入できることなどを広報することは防犯上の意味があると思われる。

<意見事項91> 防犯のための広報活動としての動画の積極的な活用

区民に対しより一層の防犯対策を高めるためには、文字や言葉よりも映像で伝えた方が印象に残ることから、防犯のための広報活動として動画を活用することも考えられる。現在、区では、動画の活用としては、町会等の要望に応じて年 1, 2 回開催される防犯講話の中で東京都が作成した DVD を流しており、このことは来場者に対しては効果があるが、より多く

### 第3 監査の結果及び意見

の人に届けるためには、広報広聴課と連携してインターネット上で配信する方法が良いと考えられる。映像の配信には特別なサーバーが必要になり、自前で確立するのは難しいと思われるが、動画共有サイトを使用することが考えられる。動画共有サイトには公式チャンネルの機能があり、この機能を使えば実質的に区独自の動画配信サーバーを立ち上げたのと同様の効果が得られる。既に全国で多くの自治体を実施しており、公式チャンネルを持つ特別区において公開している防犯や防災に関する動画を公開している自治体は以下のとおりとなっている。

自治体名	防災防犯に関する内容
千代田区	一人で悩まないで！ 図解でわかる！ 生活の「どうしよう？」
港区	たかなわ地域防災研究事業映像「大震災、本当に大切な事とは !! 」
新宿区	新宿区万引き防止啓発動画
台東区	台東区内の安全安心のために 生活安全推進課の事業
渋谷区	SHIBUYA BOSAI FES 2016 渋谷区総合防災訓練
板橋区	地震に強い暮らし 家具転倒防止対策
足立区	首都直下地震！ 起きる前に見る動画～教訓から学ぶ大地震への備え

## (6) 学校安全対策事業(教育委員会事務局庶務課)

### ① 事業の概要

#### 1) 事業の目的、内容及び成果

区立学校の安全対策のために下記の施策を行っている。

#### ア) 防犯ブザー配布

区立小学校の新1年生及び転入生等に防犯ブザーを配布

#### イ) 学校安全カルテ作成

平成 18 年度に区立の小中学校のハード(視認性、施設・構造、安全管理等)及びソフト(危機管理体制、防犯機器の設置及び使用方法、定期訓練)についての点検を警備会社に委託し「学校安全カルテ」としてまとめた。

平成 19 年度からは新設、改築等がされた学校を対象に、引き続き警備会社に点検を委託している。

(過去3年間の実績)

平成 26 年度 第二亀戸中

平成 27 年度 豊洲西小、豊洲北小、第二辰巳小、第一亀戸小

平成 28 年度 南陽小、東雲小、有明小、第二亀戸小

#### ウ) 緊急時一斉連絡システム

子どもたちの安全安心をサポートするとともに、保護者の不安解消に努めるため、緊急時に学校から子どもの保護者へ一斉メール配信を行うもので平成 24 年度から行われている。なお、平成 29 年度より利用頻度の低い FAX 及び掲示板機能は廃止となった。

#### エ) 小学校通学路防犯カメラの設置

子どもの通学時の安全を確保するため、通学路に防犯カメラを設置している。通学路防犯設備整備補助金として東京都より1/2の補助を受けており、補助対象規模は1校あたり5台、補助限度額は1校につき95万円となっている。

事業期間は平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間であり、28 年度までに 45 校のうち 26 校で設置済みである。

### 2) 事業費

過去3年間の事業費の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額(千円)	20,939	27,132	32,133
決算額(千円)	18,166	26,464	31,385
執行率(%)	86.7	97.5	97.7

### 第 3 監査の結果及び意見

#### 平成 28 年度 主な事業費の内訳

費目	決算額(千円)	主な内容
需用費	9,725	防犯ブザー購入(5,155 個) 修繕費(防犯カメラ等)
役務費	2,404	緊急時一斉連絡システム
委託料	563	学校安全カルテ作成委託
使用料及び賃借料	28	
備品購入費	18,662	通学路防犯カメラ
合計	31,385	

#### ② 実施した監査手続き

1) 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して検討を行い、必要に応じ担当者へ質問等を行った。

- 学校安全カルテ
- 防犯カメラ仕様書

2) 小学校及び中学校を視察し、校内防犯カメラの稼働状況等を確認した。

視察場所	視察日	視察者
数矢小学校	9 月 21 日	包括外部監査人及び補助者 1 名の計 2 名
深川第四中学校		

#### ③ 監査の結果及び意見

##### <意見事項92> 小学校通学路防犯カメラの定期的な点検について

平成 26 年度から小学校通学路に 1 校あたり 5 台の防犯カメラを設置しているが、これについて定期的な動作点検がされていない。通学路防犯カメラは、事故等があった場合にカメラ内の SD カードまたは登録された PC からデータを入手する仕組みであることから、現状の定期点検がない状態では実際データを入手しようとしたときまで、不具合が発見されない可能性がある。

防犯カメラの再生が必要な事故が発生して初めて当該防犯カメラに不具合が発生していたことが判明したということがないよう、必要なときに防犯カメラが必ず再生可能な状態に維持するために、学校保健安全法に基づき各学校で毎年実施している施設点検等により定期的な点検、動作チェックを行うなどの対応が必要である。